

岩内町総合計画

「怒濤のひびきと創造豊かな生産と文化のふるさと」岩内町の建設



北海道岩内町



外輪5線は5つの輪即ち『イワ』
をあらわし、そのうちに内の字を図
案化し併せて「岩内」を象徴したも
ので5輪は人道5倫を円は協和を内
の字の直線は積極進取を意味したも
のであります。

昭和10年2月16日制定



北海道 岩内町

序

時代の推移は地域の要求を著しく変化させ、開発の方向あるいは生活環境の整備等について多くの課題が提起されて、これに対応する計画的な行政運営が強く要請されております。

そのためには岩内町の自然条件、歴史的・社会的変遷と現況を適確に認識し、明るく豊かな住みやすい生活の場をつくりあげるための、長期的な見通しに立った計画的なまちづくりを進める総合施策が必要であります。

こうした観点から、本町ではこの計画を昭和49年度から10か年を計画期間とし、国並びに北海道の地域開発計画との関連性も考慮し、岩内町としての可能性を積極的に折り込み、広域的見地に立って本町を中心とする周辺地域との共栄を期待し、さらに、その役割を十分認識して策定されたものであり「怒涛のひびきと創造豊かな生産と文化のふるさと」岩内町の建設をめざしたものであります。

しかし、こうした総合計画を道標として近代的都市の建設を進めていくためには、今後の社会経済状勢の推移に関連して幾多の困難も予想されますが、全町民が一体となって計画達成のための努力をかさねなければならないものと考えます。

この総合計画策定にあたって、岩内町総合計画策定審議会委員また関係各界の多くの方々のご助言、そして町民から寄せられた数々のご意見等に深く感謝申し上げますとともに、専門的立場からご指導くださいました 独協大学教授経済学博士 蝦名賢造氏に対し、深くお礼を申し上げる次第であります。

昭和50年4月

岩内町長 長浜金太郎

目 次

基 本 構 想

第 1 計画策定の意義	1
第 2 計画策定の前提	2
第 3 岩内町発展の基本的方向	4
第 4 計画の主要目標	8
第 5 主要施策の基本方針	11
第 6 基本計画ならびに実施計画の策定	12
むすび	13

基 本 計 画

第1部 基盤整備計画	15
------------	----

第1部 基盤整備計画	16
都市計画	
用途地域	
街路	
公園及び緑地	
駐車場	
第2部 交通、通信基盤整備計画	21
道路	
橋りょう	
交通	
港湾	
通信	
鉄道	

第3部 土地保全計画	31
治山	
治水	
海岸保全	
第2部 社会開発計画	35

第1部 住宅建設計画	36
第2部 生活環境整備計画	40
上下水道	

基 本 構 想

廃棄物の処理及び清掃	
火葬場及び墓地	
と畜場	
公害	
第3保健衛生計画	49
予防衛生	
医療	
第4社会保障計画	54
国民健康保険	
国民年金	
生活保護、低所得	
老人福祉	
身体障害者、精神薄弱者福祉	
児童福祉	
母子福祉	
第5教育振興計画	64
幼児教育	
義務教育	
高等学校	
社会教育	
成人教育	
青少年対策	
第6消防防災計画	83
第7交通安全計画	86
第8産業労働計画	89
第3部産業振興計画	94
第1漁業振興計画	96
第2農業振興計画	112
第3工業振興計画	125
第4商業振興計画	137
第5観光振興計画	146
第4部行財政計画	151
第1行政計画	152
第2財政計画	158

基　本　構　想

第1　計画策定の意義

町行政の目的は、究極的には岩内町に住む町民の生活水準の向上と、福祉の増進をはかることがある。

したがって、町づくりの基本目標は、明るく豊かな住みやすい生活の場を造りだすことであらざる。そのためには町づくりは町民自からの手により、町民の積極的な参加によってなされる必要がある。

これまでの岩内町は、地域の自然的、社会的、経済的諸条件の制約のために、国民経済における産業構造の高度化、人口の都市集中化などの進行とは逆に、産業基盤の整備はもちろんのこと、生活環境施設の整備において、総体的に立ち遅れを示してきた。

一方、わが国民経済は、今後一層より安定的な成長と産業構造の高度化の促進が期待される。

また、産業の体质改善と近代化のみにとどまらず、住民福祉の向上のための行政需要は一層増大の傾向をたどっていくことは必至と考えられる。

したがって、このような観点から岩内町における幾多の課題を基本的、かつ緊急に解決されなければならない。

すなわち、岩内町は今後その産業構造をいかに近代化、高度化させていくべきであるか、北海道及び後志地域における、町の位置づけを、いかにおこなうべきかであり、さらには、いかにして産業の発展と生活の安定との調和のとれた、明るく豊かな住みやすい都市の生活環境を整備してゆくべきか、極めて重要な課題の解決を求められているのである。

これらの基本的な観点をあわせ考慮しつつ、いま岩内町を取りまく自然的、地理的条件と社会的経済的諸条件とを十分あわせ配慮し、長期的展望に立って、本地域の開発の可能性を探究し、その発展方向と、るべき主要施策を明らかにするため、ここに「岩内町総合計画」を策定しようとするものである。

しかして町は、その将来の都市像として「怒濤のひびきと創造豊かな生産と文化のふるさと」岩内町の建設をかけ、それに向って本計画に明示された施策を、町民の総意の結果のもとに実行に移してゆこうとするものである。

第2 計画策定の前提

1. 計画の呼称と計画期間

本計画は「岩内町総合計画」と呼称し、計画の期間は昭和49年度から昭和58年度までの10か年間とする。

2. 計画の性格

本計画は、今後10か年間における町行政運営の基本指針となるべきものであって、町の産業経済の発展及び、住民の生活水準と福祉の向上の基本目標を設定し、これを実現するための基本的施策を明示しようとするものである。

本計画はその性格上

- ① 町行政として、直接行なう施策と、今後積極的に推進すべき広域行政の中で、中心都市として果たさなければならない施策。
- ② 国、北海道の計画する公共投資に対する要望的性格を持つもの。
- ③ 民間部門の協力を求め、その自発的な活動に期待する性格のもの。

この三者を含んでいるが、町行政としては総合的、長期的展望に立って町民自身の主体的、自治的な活動と開発への積極的参加により、町づくりのための一体的な開発政策の推進をはかるうとするものである。

なお、計画の運営にあたって社会経済情勢の変化によって基本的な条件に変化が生じ、または新たな国・北海道の諸施策の実施をみるといたった場合等においてはこれを固定的に考えることなく、彈力的、機動的に対処できる計画であるよう配慮するものとする。

3. 国及び北海道総合開発計画との関連性

岩内町の将来の開発構想を策定するにあたっては、国ならびに北海道の地域開発計画との関連性を考慮することはもちろんのことであるが、また、本地域の特殊性とその開発の可能性等をできる限り追求し、町としての自主性と主体性等を持った内容の計画たらしめようとするものである。

4. 周辺市町村計画との関連性

後志地域においては、小樽市、岩内町及び俱知安町の3市町がそれぞれの圏域の中心的な拠点都市として位置されているが、今後の本地域全体の発展のためには、道都札幌市を中心拠点都市としさるに、その第2次生活圏の核となるべきこの3市町が相互にそれぞれの都市機能を分担しあいつつ、その機能の一層の充実をはかるとともに、社会的、経済的連系と交流をさらに一段と深め、強化していくことが必要である。

特に岩内町は、後志広域生活圏計画において岩宇、南後志沿岸7か町村の中心都市として位置づけられている。

したがって、本計画においては周辺町村の総合振興計画との関連性を十分配慮し、今後の都市機能の充実と生活環境施設などの整備を行ない、人的、物的交流の増大をはかりつつ地域の均衡ある発展を推進して、本町を中心とする広域生活圏の形成をはからなければならない。

後志広域生活圏域図



第3 岩内町発展の基本的方向

岩内町は、北海道の西部にあり北緯42度59分、東経140度30分にあたり、岩内郡の西部に位置し東は共和町西は日本海に臨み南は岩内岳、雷電連峰を連なる陵線により蘭越町に続き、北は岩内湾の入江を距て、泊村、神恵内村の両村に相対している。

これらの町村とは、地理的にも生活的、経済的にも、また、行政的にも極めて密接な関係があり、すでに歴史的にも一体的な生活文化圏が構成されている。

さらに、国道229号線（雷電国道）、道道寿都黒松内線等主要道路の整備に伴い、これらの範囲は、寿都町、黒松内町、島牧村、蘭越町にもおよび、本町を中心として南後志地域の広域生活圏の形成が見られている。

岩宇、南後志地域町村の規模

(昭和45年国調)

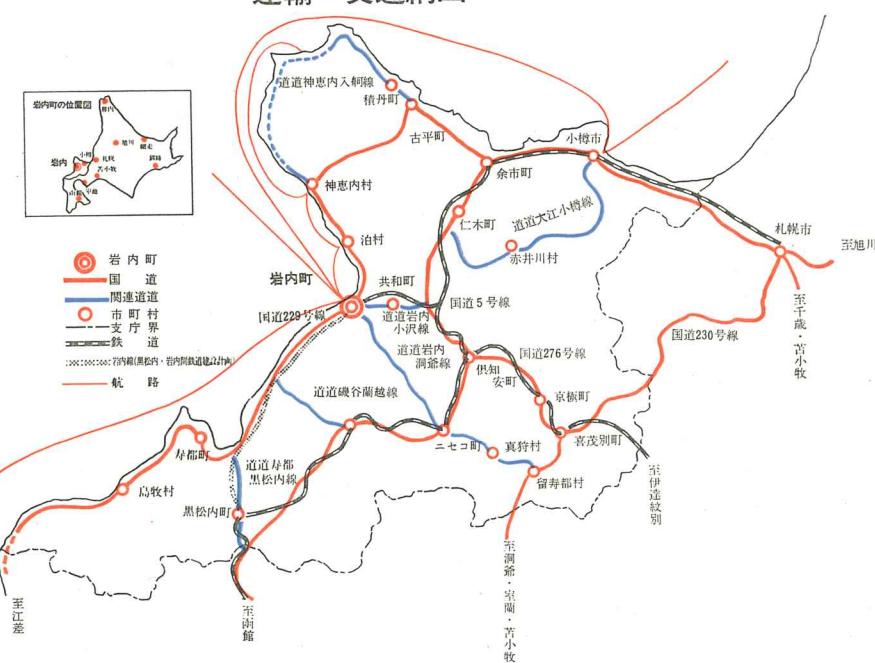
町 村 名	人 口	世 帯 数	面 積
岩 内 町	25,799人	6,737世帯	71.41km ²
寿 都 町	7,257	1,870	97.64
共 和 町	9,428	2,208	302.76
黒 松 内 町	5,429	1,376	345.27
島 牧 村	3,827	950	438.11
泊 村	3,377	937	82.98
神 恵 内 村	2,606	642	148.36
計	57,723	14,720	1,486.53

それのみにとどまらず、近時、道央地域、道都札幌市までの距離は鉄道で97.6km、陸路で94.2kmその所要時間はそれぞれ2時間15分、2時間37分と著しく短縮されてきている。

既存の札樽バイパスの当地方までの延長、岩内線（黒松内～岩内間）の完工を契機にその所要時間は、さらに大幅な短縮が予定される。

このような社会的、経済的距離の短縮によって、本地域開発の進展とともに、その影響圏はより一層拡大する可能性を持っているといわなければならない。

運輸・交通網図



他面、このような状況下においては、本地域の発展を阻害する要因も多く見受けられるので、これらの動向に対応するためには、岩内町の置かれている地位と特質ならびに発展の可能性を最大限に発展させるよう、利点を伸ばすとともに不利点を克服していくという、総合的な対策を講ずる必要がある。

岩内町の発展は、町と密接な関連を有する周辺地域の発展そのものと、地域住民の所得水準の向上を考えずには達成されることはできないが、岩内町を中心とする本地域においては、一様に根幹となる開発事業のたちおくれ、社会資本の不足、地域の広域性に伴う立地条件の不利な点が認められるが、周辺地域が全く共通した利害関係を有し、しかも相互に分割されたせまい行政区画の中で、独力をもってこれらの問題を解決することは、きわめて困難かつその効果も乏しいと考えられるので、周辺地域との接触と交流を一層深め地域全体を通じ均衡ある発展とその波及効果が期せられるよう配慮されなければならない。

このような観点に立って、以下町発展の基本的方向を述べる。

1. 町産業の振興と構造の高度化

町発展のための基本的な課題は、まず立遅れた産業構造をいかに高度化すべきか、特に中心産業である水産業をどのようにして近代化、合理化するか、水産加工業の高度化をいかに実現するか、

そのためには、重要な生産資源ならびに労働力をいかに効率的な手段で開発するかという点にあると考えられ、これらの問題解決のためには、水産業自体の経営規模の拡大と、生産構造の改善を促進する一方、周辺地域を含めて、水産物ならびに農産物、加工業の市場体制を充実し、加工業の近代化、高度化を積極的に促進し、生産品の付加価値性を高めつつ産業構造の高度化をはかる必要がある。

2. 岩宇、南後志地域における中核拠点都市としての機能の整備

岩内町は、これまで都市機能の整備の面から周辺地域住民のサービス給付の中心的役割をはたしてきているが、今後さらに岩宇、南後志地域における商業サービス、文化、教育ならびに行政上のセンターとして発展していく可能性を持っている。

したがって、ますます高まりつつある地域住民の生活文化に対する欲求により、十分応えなければならず、また、名実ともに中心拠点都市としての都市機能の整備充実をはかっていかなければならない。

すなわち、当地域における商業サービス部門、教育部門の要求を満たしうる充実した都市施設の整備、機能の強化をはかり、地域のセンターとしての体制を整備充実する必要がある。

3. 社会生活基盤の充実

社会経済の進展に伴い、社会機構の複雑かつ巨大化により、今後社会的、精神的、経済的、身体的に恵まれない人々に対する配慮はますます必要であり、積極的な社会福祉の充実が望まれる。

また、明るく便利な住みよいまちづくりのためには、その基本となる生活環境施設の充実がきわめて必要である。

4. 人材の育成と教育文化施設の整備

町づくりのためには、人材の養成と確保は極めて重要な課題である。したがって、人材を開発するために教育文化施設の整備充実が必要である。

特に、次代をになう青少年の健全育成のための施設の整備が必要であり、併せてこれらの人材を町内に定着させるための近代的な施設が必要である。

5. 運輸・交通・通信網の整備

近年、道路、交通網、通信網の急速な進展により、道央地域との社会的、経済的距離のいちじるしい短縮がみられ、このことは産業の振興面に、また、生活文化面に及ぼす役割はきわめて大きい。

また、後志西海岸地域の一体的な開発をはかる上においても積極的に取組まねばならない課題である。

したがって、基幹道路および道内主要都市とを結ぶ道路、ならびに観光道路などの整備充実を促進する必要があり、また、海運利用の港湾施設の機能の充実とをはかり、あわせて、通信機能の整備強化をはかる必要がある。

6. 観光の推進

観光需要の増大に伴い、これに対応できる体制をととのえることは重要な課題となりつつある。

岩内町は、ニセコ、積丹、小樽海岸国定公園の中央部に位置し、周辺地域を通じ数多くの雄大な観光資源に恵まれ、また、商業サービスの機能の充実を備えているので、町域内の産業観光開発をはかり、観光施設の整備充実を期し観光基地としての体制を整備することが必要である。

7. 北方圏との交流促進

国の経済は、北方圏諸国との交流を推進し豊富で良質な資源の安定的確保と、流通コストの低減を積極的にはかる方向をしめしている。

岩内町は、対岸にソ連邦を至近距離にひかえ、また、近年ではアラスカ、カナダ等から水産資源の確保、技術交流など圏域との接触が一段と深められつつあり、これら北方圏向けの開発技術や開発資材、あるいは消費財等の流通の円滑化がはかられるよう積極的に取組むことが必要である。

第4 計画の主要目標

本計画における目標年次（昭和58年）の主要目標を、つぎのように想定するものとする。

1. 人口

岩内町の人口は、最近出生率の増加、死亡率の低下などからやや自然増加率が高まりつつある。

また、経済規模の拡大、生産水準の向上など、今後の積極的な開発事業の推進により人口の社会増加率の高まることが期待されるので、都市の適正規模などの点をあわせ考慮し35,200人程度の人口を想定するものとする。

区分	基準年次 (昭和45年)	目標年次 (昭和58年)	(58) / (45) %
総人口(人)	25,799	35,200	136.4
生産年令人口(15才以上)(人)	17,056	24,288	142.4
生産年令人口／総人口 (%)	66.1	69.0	
就業人口(人)	11,437	16,720	146.2
労働力化率 (%)	44.3	47.5	

2. 産業構造

町における産業の現状とその可能性をあわせて考え、産業構造をつぎのように想定するものとする。

すなわち、目標年次における就業者は生産の拡大に伴い、基準年次の1.46倍とし16,720人程度を想定する。

産業別就業者については、過去のすう勢と今後の農業のウエイトの低下、製造業、卸売業、小売業、運輸通信業、サービス業などの振興を期して、つぎのように想定する。

就業者の想定

区分	基準年次 (A) (昭和45年)	目標年次 (B) (昭和58年)	構成比		(B) / (A) (%)
	基準年次 (%)	目標年次 (%)			
就業者総数	11,437人	16,720人	100.0	100.0	146.2
第1次産業	2,352	2,103	20.6	12.5	89.4
農業	598	541	5.2	3.2	90.5
林業	62	58	0.6	0.3	93.5
漁業	1,692	1,504	14.8	9.0	88.9
第2次産業	3,270	6,381	28.6	38.2	195.1
鉱業	20	18	0.2	0.1	90.0
建設業	1,936	2,436	16.9	14.6	125.8
製造業	1,314	3,927	11.5	23.5	298.9
第3次産業	5,815	8,236	50.8	49.3	141.6

3. 生産所得

地域資源の高度活用、技術革新、都市機能の集積、資本蓄積の増大によって就業構造の高度化を期待し、目標年次の生産所得をつぎのように想定する。

生産所得の想定

(単位：千円、%)

区分	基準年次 (A) (昭和45年)	目標年次 (B) (昭和58年)	構成比		(B) / (A) (%)
	基準年次	目標年次	基準年次	目標年次	
総生産所得	8,360,895	33,056,254	100.0	100.0	395.4
第1次産業	1,136,015	3,005,187	13.6	9.1	264.5
第2次産業	2,200,710	13,266,099	26.3	40.1	602.8
第3次産業	5,024,160	16,784,968	60.1	50.8	334.1

4. 労働生産性

目標年次における就業者数は生産の拡大に伴い16,720人と予想され、第1次産業においては省力化を中心とする近代化をはかり、第2次産業については製造業における資本設備の向上、最新技術を駆使した大規模生産の進展を見込み、第3次産業については低生産部門の合理化、労働力の適正配分などによって生産性は向上するものとし、生産額及び出荷額をつぎのように想定する。

生産額及び出荷額の想定

(単位:千円, %)

区分	基準年次 (昭和45年) (A)	目標年次 (昭和58年) (B)	(B) / (A)
農業生産額	166,000	532,005	320.5
漁業生産額	2,011,529	4,607,250	229.0
工業出荷額	5,868,420	27,143,670	462.5

5. 生活環境

本計画において、上水道をはじめ道路、公園、住宅等生活環境施設の整備を積極的に推進し、町民の生活向上をはかるため、目標年次における主要な生活環境指標をつきのように設定するものとする。

生活環境指標

区分	単位	基準年次 (昭和45年)	目標年次 (昭和58年)
道路	道路延長 km	136.6	150.3
	舗装済延長 "	25.7	54.6
	舗装率 %	18.8	36.3
うち街路	計画街路延長 km	9.7	24.7
	舗装済延長 "	7.4	24.7
	舗装率 %	76.6	100.0
公園	総面積 ha	12.2	50.7
住宅	住宅戸数 戸	6,488	9,688
水道	給水人口 人	4,790	25,000
	水道普及率(対人口) %	18.6	71.0
	1人当たり最大給水量 ℥	150	400

第5 主要施策の基本方針

本計画においては、前項の「岩内町発展の基本的方向」にしたがって、岩宇、南後志地域の開発を先導する中心都市として、地域開発に積極的に寄与する基盤を確立し、建設するために、つきの基本施策を強力に推進するものとする。

1. 地場産業の育成を基調とした産業の振興と構造の高度化

- (1) 主要産業である水産加工の高次加工への転換、ならびに企業の集団化を促進し高生産性の基盤を確立する。
- (2) 漁業の近代化、省力化、大型化を推進し、あわせて増殖漁業の拡大により、漁業の振興をはかる。
- (3) 高生産性農業の振興をはかる。
- (4) 既存の食料品製造業の拡大をはかるとともに、木材関連工業、造船機械工業等企業の誘致に努力し、高生産性工業の振興をはかる。
- (5) 商業の近代化、協業化を促進し、商圈の拡大とサービス機能の集積によって商業の振興をはかる。

- (6) 恵まれた自然の景観と調和した観光資源の開発をはかる。
- (7) 北方圏を含めた対岸貿易の促進をはかり、人的、物的交流を深め、あわせて関連産業の振興をはかる。

2. 岩宇、南後志地域における中核拠点都市としての機能の集積整備

- (1) 岩宇、南後志地域の中心都市としての役割を果すため産業経済、行政、社会文化の各部門における管理機能の集積をはかる。
- (2) 地域経済の発展を促進するため、流通機能の近代化と流通センターの形成をはかる。

3. 社会生活基盤の充実

- (1) 町民全体の福祉向上を期するため、国に対して十分な社会保障制度の確立を要請するとともに、可能な限り制度の創設と施設の整備充実をはかる。
- (2) 町民皆健康をめざして社会体育の振興、予防衛生の強化、生活環境施設の整備をはかる。
- (3) 公的住宅の建設を促進するとともに、宅地造成を積極的に推進し、民間住宅の建設を容易にし1世帯1住宅の確保をはかる。

- (4) 公害の防止体制の確立をはかる。
- (5) 消防力の強化をはかる。
- (6) 交通安全施設の整備をはかり、町ぐるみによる交通安全意識の高揚をはかる。

4. 文教施設の整備拡充

- (1) 幼児教育の充実をはかる。
- (2) 教育機会均等を促進するため、義務教育施設等の学校教育環境の整備をはかる。
- (3) 高等学校教育の拡充強化のため、実業高等学校等の施設設置をはかり、あわせて高等専門学校等の誘致をはかる。

5. 運輸・交通・通信体系の整備確立

- (1) 町域内の土地高度利用をはかるため、土地の用途指定を行ない、生産と生活が密着した道路網の整備をはかる。
- (2) 社会的、経済的交流の広域化、迅速化に即応するため、海運輸送機能として岩内港の整備鉄道輸送機能としての岩内線の建設を促進し、運輸体系の整備をはかる。
- (3) 情報通信体系の整備充実をはかる。

この基本構想の期間とされる10年間は国内外の諸情勢はきわめて激しい変化が予想されるが、構想に基づく目標を達成し、健康で明るい内町を実現するために岩内町自体が最大の努力を傾注することはもちろんのこと、国及び北海道の積極的な協力を求めなければならないが、最も必要なことは、全町民が一体となった町づくりへの積極的参加と協力であり、それぞれの立場でその機能の最大限の発揚と責任分野における努力が必要である。

また、目的達成のための施策、事業の執行にあたっては、計画的な推進に特に留意し効率的、かつ重点的推進につとめ、町が主体となる施策並びに諸事業と国、北海道及び民間等の施策相互間の有機的関連性に配慮しつつ、有効適切な措置を構ずることとし本計画が町、町議会、各団体、町民の努力により国、北海道をはじめとして各関係機関の深いご理解と、ご支援のもとに達成できるよう期待するものである。

第 6 基本計画ならびに実施計画の策定

以上の基本構想実現の方途として、これに必要な施策の手段、大綱の総量及び根幹的事業などを定めた10か年の基本計画を策定するものとし、さらに、この基本計画の施策の大綱を具体化し実施するために、3か年の実施計画をローリング方式により策定するものとする。

基 本 計 画

第 1 部

基盤整備計画

第1部 基盤整備計画

社会資本の充実に対する住民の要請は今後一層増大することが想定され、これを充実するため今後の本町の開発にあたっては、秩序と均衡ある発展を誘導しつつ総合的な土地利用をはかる必要がある。

すなわち、それぞれの土地利用計画を明確にし、都市施設の充実により生活の利便と快適さが確保されるよう交通通信網の整備を促進し、道道の早期開通促進と整備、バイパスの建設、町道の整備等によって連系的な交通体系を確立する。

都市計画区域については区域の拡大をはかり、区域内の用途を指定し、この地域内における区画整理事業、国民のオアシスとしての公園、緑地の開発整備事業等を積極的に推進することによって都市機能を高めるものとする。

なお、このためには本町が岩宇、南後志地域における中心都市としてその開発上の重要な使命をおびていることに留意し、広域的な要素を十分認識しつつ推進しなければならない。

第1 総合土地利用計画

1. 現況と課題

岩内町の面積は7,144haであり、地目別現況では宅地として利用されているのはわずか2.3%にすぎず、全体の67.7%が山林となっている。

地目別現況（昭和47年度）								(単位:ha, %)
区分	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積	281	179	168	4,818	874	39	785	7,144
構成比	3.9	2.5	2.3	67.7	12.2	0.5	10.9	100.0

(岩内町企画課調)

また、田、畠はともに4%に達せず耕地化されている部分は極めて少なく、これが農業の発展を制約している。

したがって、本町の土地は宅地化または耕地化される部分には限界があり、山林部分においてもその90%が国有林で占められており、しかも丘陵部分が多く変更を加えることは容易でない。

こうした地目別現況に対して土地利用の概況は、地勢上の制約によって山林部分を含めた農林地域が84.9%を占め住居地域、商業地域はごく一部に限定されている。

用途別土地利用の概況（昭和47年度）							(単位:ha, %)
区分	工業地域	住居地域	商業、業務域	レクリエーション地域	農林地域	合計	
面積	24	288	61	711	6,060	7,144	
構成比	0.3	4.0	0.9	9.9	84.9	100.0	

(岩内町企画課調)

しかし、市街地形成は外延的に拡大しつつあり、しかもこれに対応する公共施設の配置あるいは各種事業の実施にあたっては、対象区域の多様化、分散化などによって効率的な公共投資、先行事業の進捗が円滑に推進されていないのが現況であり、この点今後の町勢の伸展、地域開発の推進のうえで土地利用計画上多くの課題が残されている。

(1) 都市計画

本町の都市計画は、昭和9年2月24日に都市計画法の適用をうけていたが、昭和29年9月26日の岩内町大火を機会に北海道が事業主体となり、火災復興都市計画事業として焼失地区とその周辺

約140haの面積に対して土地区画整理を実施したものであり、この計画に盛りこまれた事業はほとんど完了をみている。

しかし、都市化への進行、市街地の拡大とも関連して従来の都市計画区域について抜本的検討を必要としており、この場合、隣接する共和町との協議により町域を越えた都市計画区域の設定についても配慮されるべきである。

(2) 用途地域

都市計画の用途地域については現在未指定となっており、調和された土地利用をはかり都市計画事業の推進を円滑にするためには、都市計画の基本理念にしたがい周辺地域を指定し、土地利用の明確化をはかる必要がある。

(3) 街路

都市計画街路は主要幹線路としての機能を有するものであり、町域内におけるその総延長は9,640mで、このうち国道が24.6%、道道が16.7%、町道が58.7%の構成であり、全体の舗装率は78.6%である。

計画街路整備状況（昭和47年度）

計画街路	道路所管区分			改良及び舗装状況			
	国道	道道	町道	改良済	改良率	舗装済	舗装率
9,640m	2,970m	1,610m	5,660m	9,640m	100.0%	7,580m	78.6%

(岩内町建設課調)

本町の市街地構成はしだいに拡大し、これに対する交通の確保、モータリゼーションの進行に伴う交通量の効率的な誘導効果、地域開発の基幹的条件となる道路確保の観点から、今日までの指定街路を延長し、もしくは新設して整備をすすめ、中心市街地と野東及び敷島内地区とを結ぶ道路、橋りょうの建設、さらに、観光開発、工業開発に関連する連絡街路、市街地内通過交通量の緩和をはかるバイパスの新設など街路整備に課せられた問題は多い。

また、これら街路に付随する街路灯の整備状況は、街路灯の設置助成により現在町域内に470灯におよぶ街路灯が設置されており、その設置は中心市街地、住宅密集地区に集中もしくは点在している。

街路樹については昭和29年の都市計画事業の施行時期に、生活環境の保全、都市美の一環として進めたが、気候風土を考慮した樹木の選定及び管理等に問題があり、まだ定着していない。

したがって、防犯効果の面と緑豊かな市街地の確保をはかるためには、都市環境に即応した街路灯の設置及び街路樹の植樹を進める必要がある。

(4) 公園及び緑地

本町には、公園として東山地区に近隣公園1か所、その他児童公園15か所、野東地区に墓地公園1か所が設置されており、これらの公園整備については今まで児童公園を中心遊戯施設、運動施設、便益施設の整備をはかってきたが、町民の憩いの場、または、児童のための公園としての機能を十分に発揮できない面がある。

したがって、今後はこれらの公園について公園毎に特色ある計画的な整備を進めるとともに都市機能の一環として広域的な利用を配慮した運動公園のほか、近隣公園の新設、造成をはかることが必要である。

また、市街地の拡大にしたがい、周辺の緑地が失なわれていくことが予想されるので、これら市街地周辺の緑地については風致保存の立場から、緑地の指定についても十分検討しなければならない。

(5) 駐車場

自動車の普及に伴って、自動車の保有台数は著しい増加をみている。このことは、交通量の増加、道路幅員の狭隘等から交通に混雑をきたしているが、さらに悪化させているのは駐車施設の不足による路上駐車の増加である。

こうしたことは、道路の効率を悪化させ交通混雑、事故発生の誘因ともなり、このためその対策に苦慮している状況にある。

これに対し、駐車場施設は皆無に等しく今後の交通問題と関連して、駐車場の設置は緊急かつ重要な課題となりつつある。

2. 基本目標

無秩序な市街地拡大によるスプロール化現象に対し、非効果的な公共投資を防ぐとともに、幹線路を基本として既成市街地の整備と新市街地を積極的に開発し、農林漁業との健全な発展による機能的な都市活動の維持向上につとめ、適正な制限のもとに土地の合理的利用をはかり、健康で文化的な生活が営まれるよう良好な都市環境づくりを基本目標とする。

なお、土地利用計画にあたっては、周辺町村との計画に即応した計画とすることに配慮する。

3. 主要施策

この目標を達成し、秩序ある町の発展をはかるためつきの施策を行なう。

(1) 都市計画区域の変更

現行の都市計画区域は 604.9ha であり、指定時の特殊事情により応急対策として定めたもの

であるので、理想的な都市づくりのために新たに 1,957ha の区域を追加し、都市計画区域を 2,561.9ha とし、あわせて共和町域との関連性において両町域にわたる都市計画区域の設定について協議推進する。

区 域	面 積 ha	構 成 比 %
全 域 面 積	7,144.0	100.0
都 市 計 画 区 域	2,561.9	35.9
そ の 他 の 区 域	4,582.1	64.1

(2) 用途地域の指定

都市計画区域内の無秩序な市街化を防止し、経済拡大計画とも対応し、本町の都市機能を総合的に発揮できるよう土地の利用計画をはかるものとし、現行の都市計画区域を変更後、別途用途地域を指定する。

(3) 街 路

街路の整備にあたっては、未舗装部分の街路についてすべてこれを舗装し、さらに、都市計画街路の変更を行ない一般町道を街路に追加指定し舗装する。

また、新設街路を設定し舗装する。

① 既設街路舗装 L = 2,261m W = 18m

② 追加指定街路舗装 L = 9,856m W = 7~22m

③ 新設街路 岩内川墓地通から円山通りに接続する道路を街路として新設舗装する。
L = 1,250m W = 18m

(4) 国道バイパスの新設

産業開発の促進、市街地交通の緩和を含めた交通運輸体系の機能整備のため、共和町域内の国道 229号線、または、国道 5号線から野東、敷島内地区を経由し国道 229号線（日内橋）に至る国道バイパスの新設を、国に対して強く要請しその実現を期する。

L = 4,800m W = 20m

(5) 公園及び緑地

町民の憩いの場としての公園機能の充実を目指し、つきの事業を行なう。

① 近隣公園を 2 か所造成する。

相生地区 1.4ha

宮園地区 4.0ha

- ② 運動公園15haを宮園地区に造成する。
- ③ 町勢伸展の記念事業として、緑地公園20haを野東地区に造成する。

(6) 駐車場の整備事業

- ① 公共施設付帯駐車場の設置
今後の公共施設の建設にあたり、それに付帯する適正規模の駐車場を配置する。
- ② 民間駐車場の設置
国鉄岩内線建設後この路線下の用地について、町内に集散する車の駐車場にできるようあらかじめ国鉄と協議しその実現を期する。

(7) 広域的土地利用計画の確立

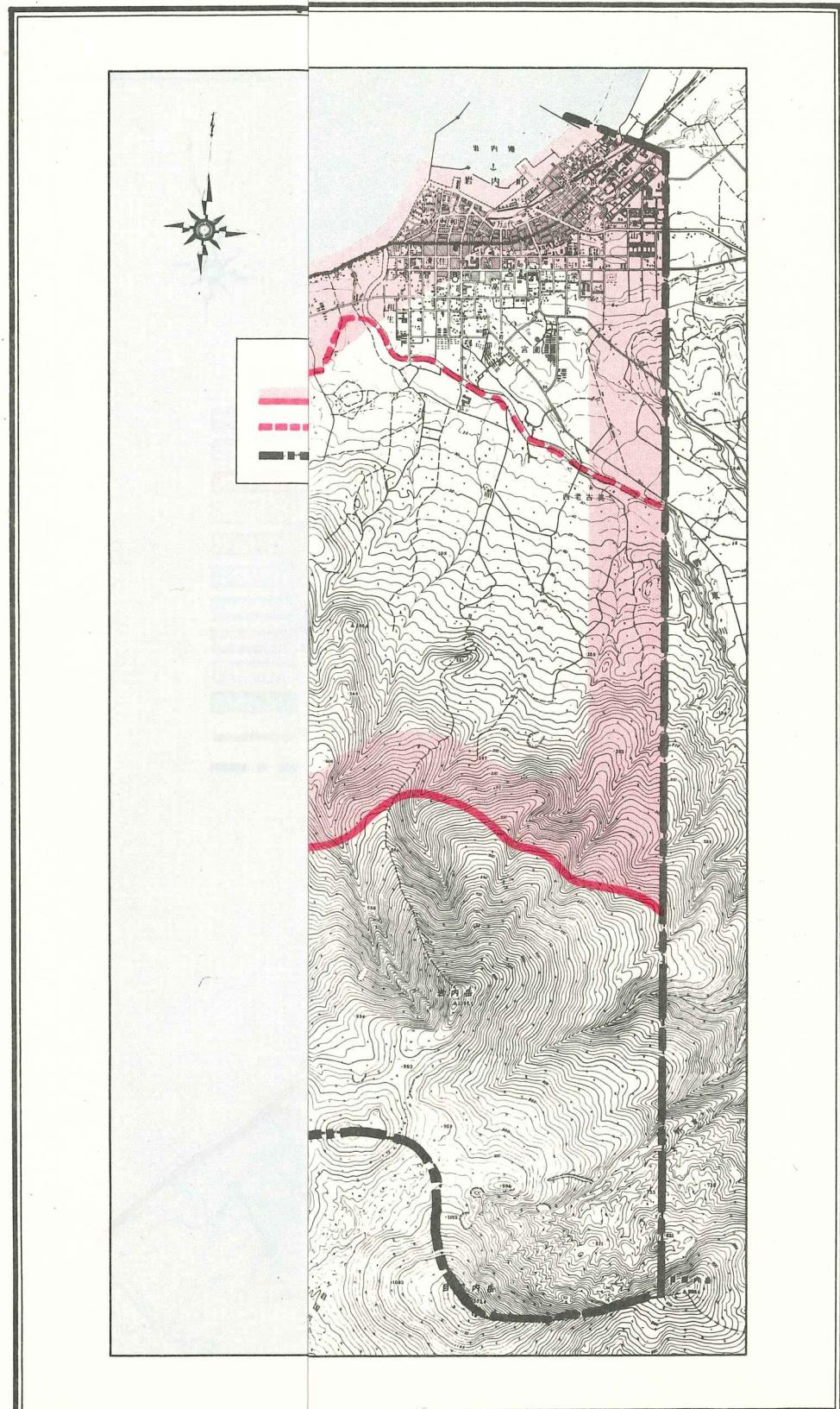
共和町と協議し、一体的な土地利用計画の確立につとめる。

(8) 街路灯の設置

夜間等における防犯と通行の安全から街路灯の設置を促し、その設備等に対し助成措置を促進する。

(9) 街路植樹の促進

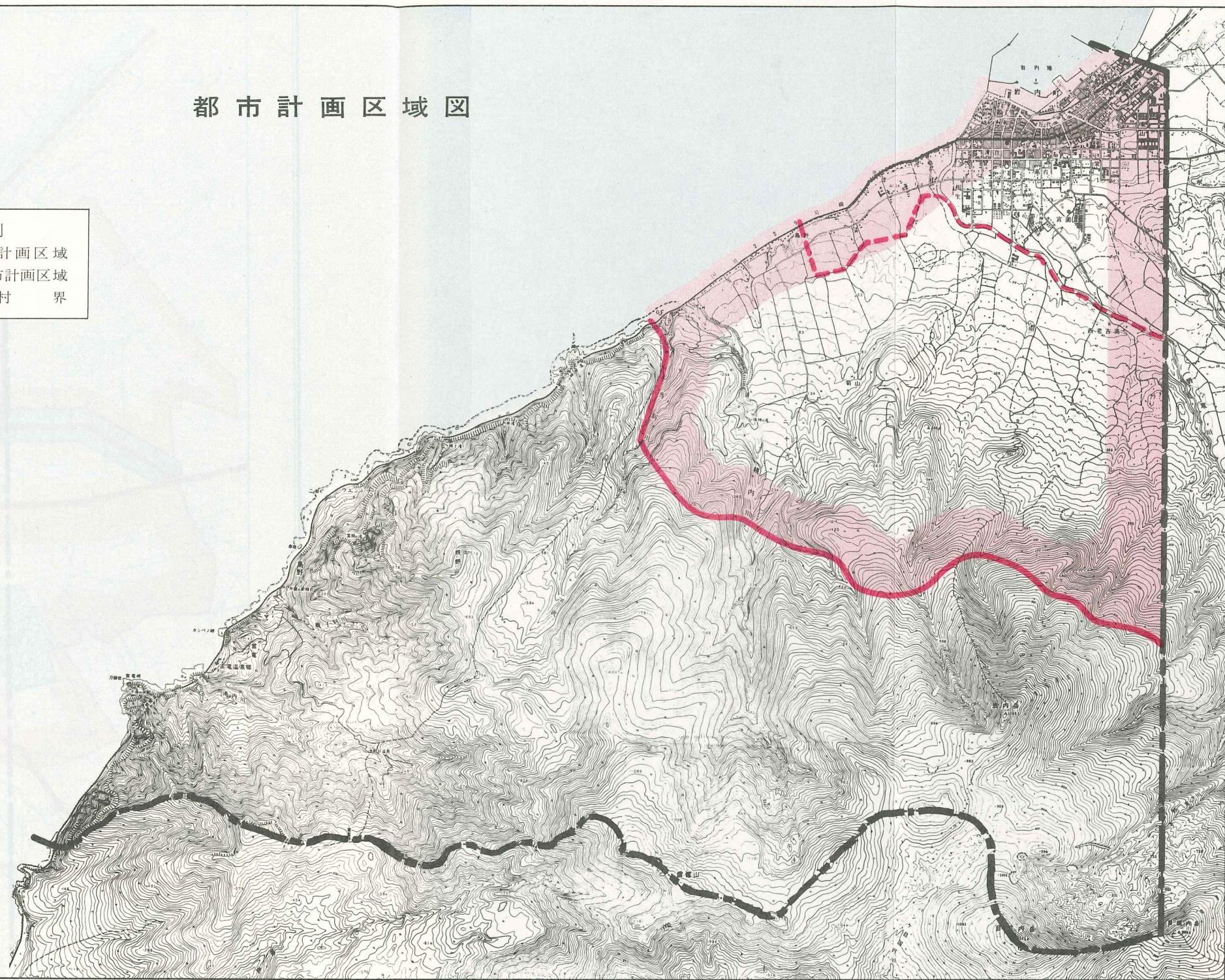
街路事業の施行に際し、その沿線地域に密着した植樹を行なう。



都市計画区域図



凡 例
新都市計画区域 （実線）
既設都市計画区域 （点線）
町 村 界 （太線）



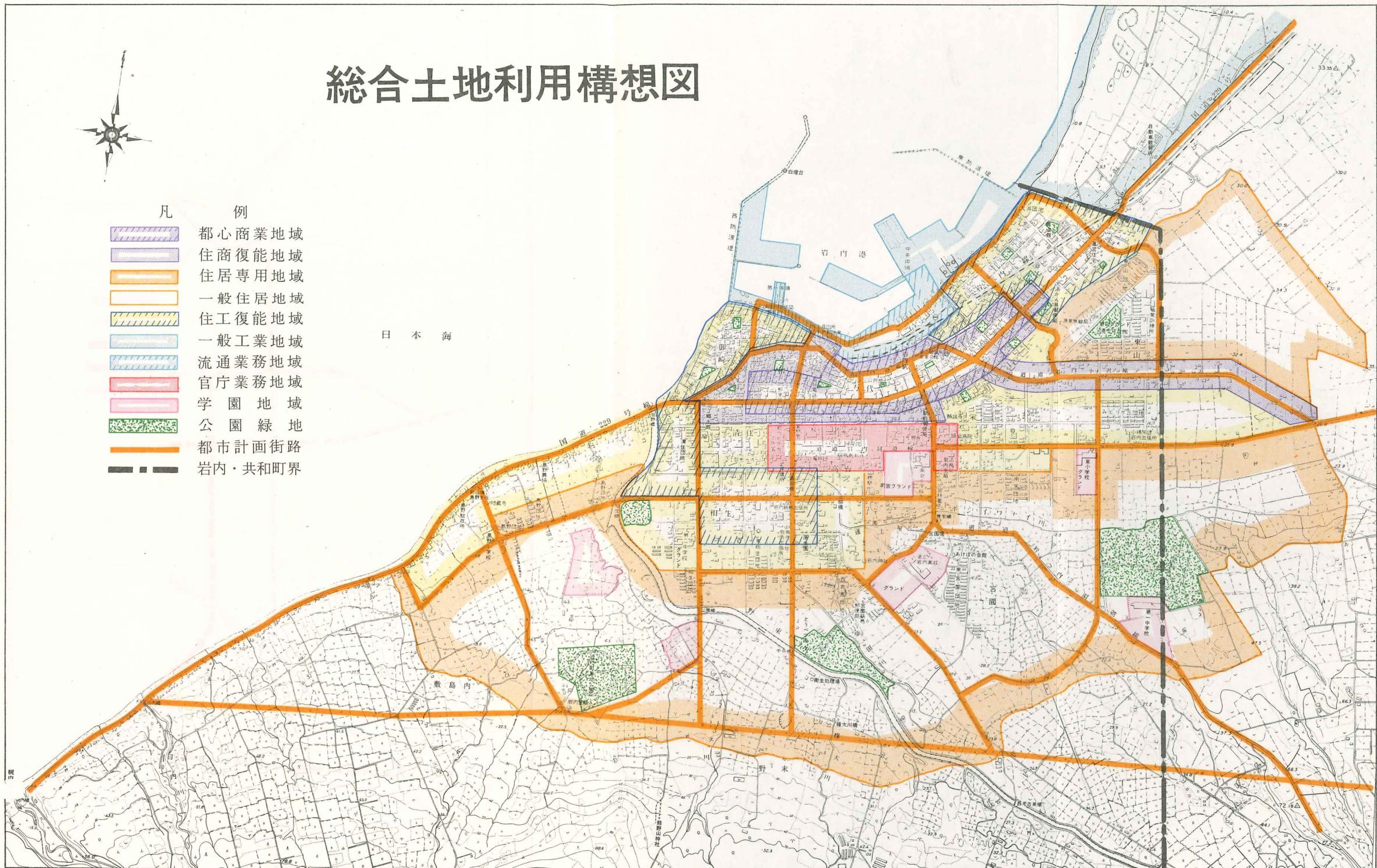
総合土地利用構想図



凡例

- | | |
|--|---------|
| | 都心商業地域 |
| | 住商復能地域 |
| | 住居専用地域 |
| | 一般住居地域 |
| | 住工復能地域 |
| | 一般工業地域 |
| | 流通業務地域 |
| | 官庁業務地域 |
| | 学園地域 |
| | 公園緑地 |
| | 都市計画街路 |
| | 岩内・共和町界 |

日本海



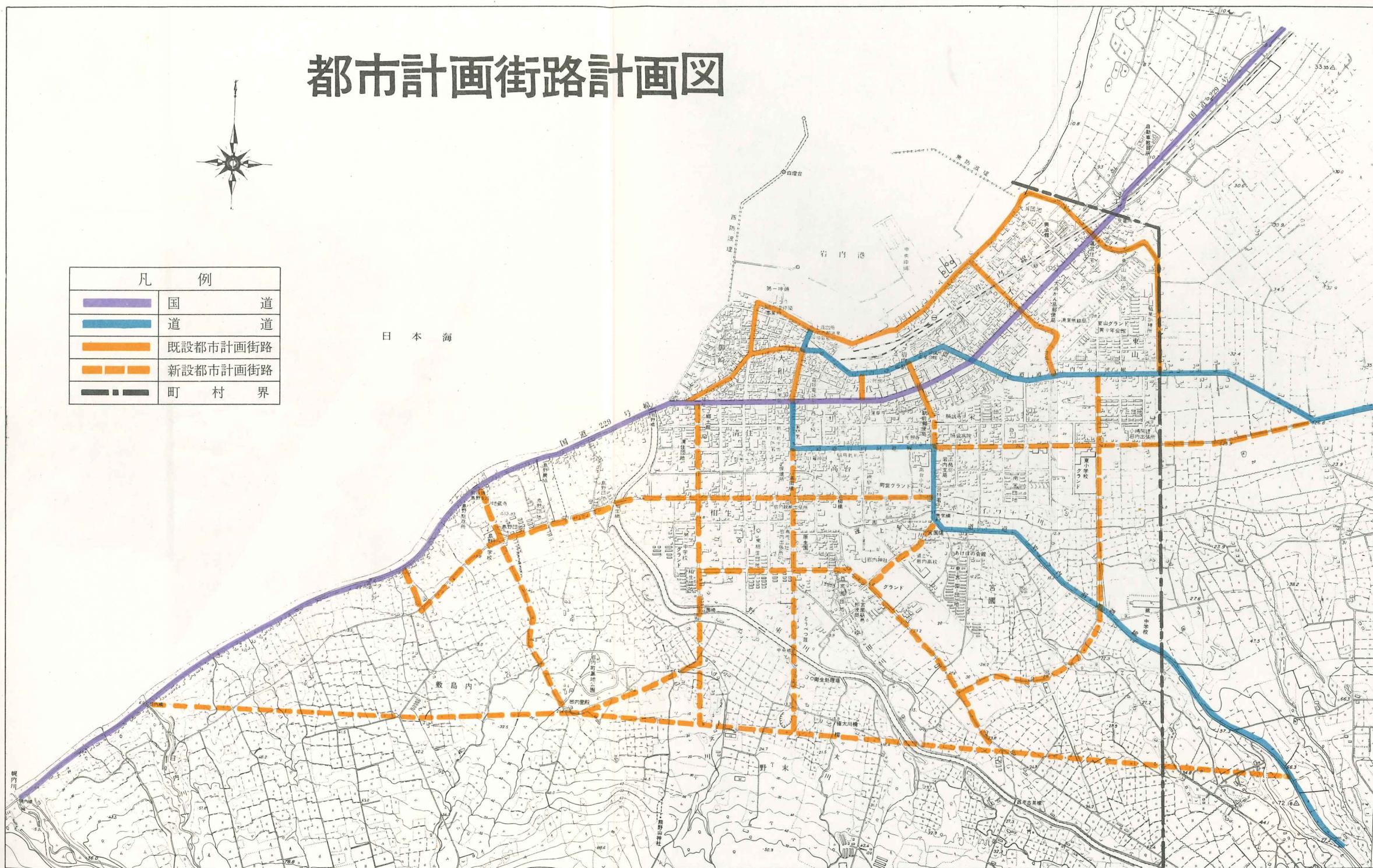
都市計画街路計画図



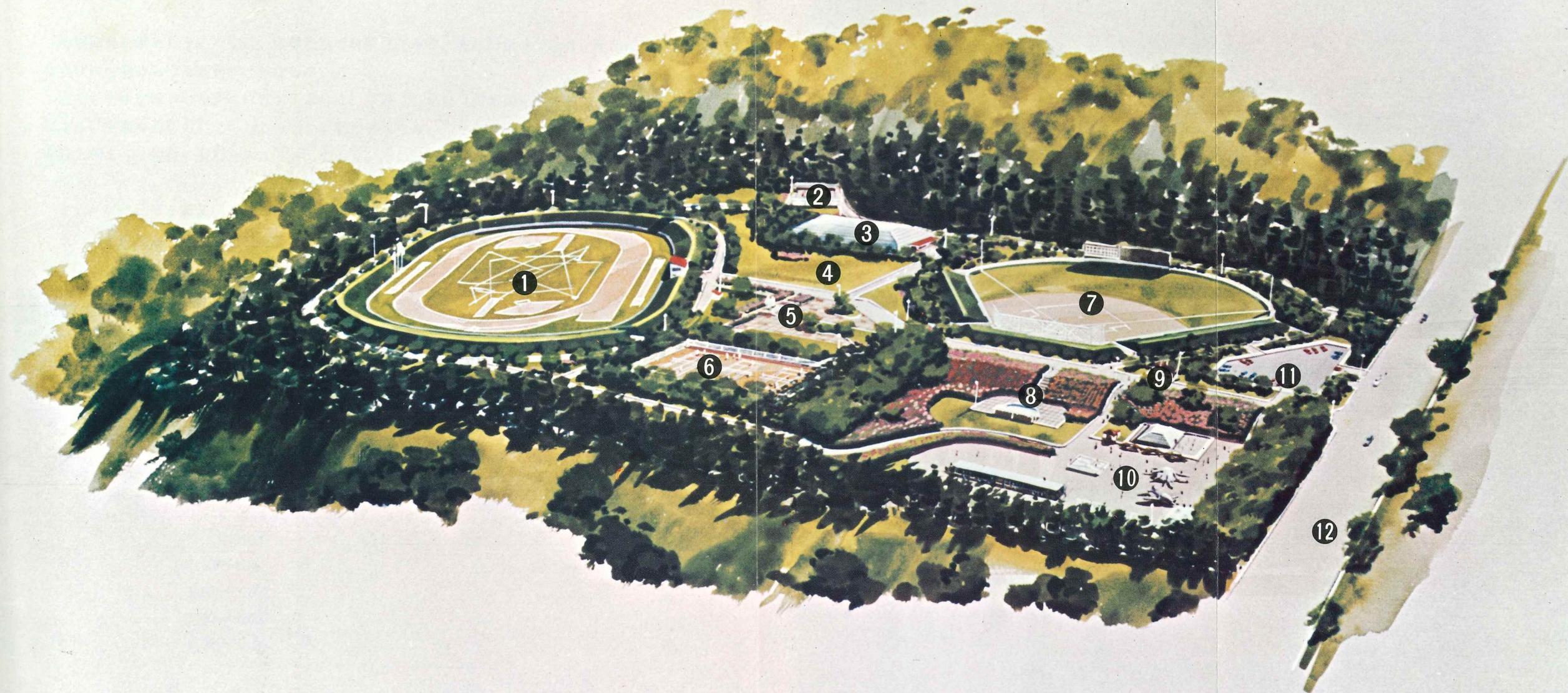
凡 例

凡 例	
■	国 道
■	道 道
■	既設都市計画街路
■ ■	新設都市計画街路
■ ■ ■	町 村 界

日本海



岩内運動公園建設計画図



〔おもな施設〕

- ①陸上競技場 ②弓道場 ③プール ④芝生広場 ⑤モニュメント広場 ⑥テニスコート ⑦野球場 ⑧レストコーナー ⑨管理事務所 ⑩遊戯広場 ⑪駐車場 ⑫町道(東校～一中間通学道路)

第 2 交通、通信基盤整備計画

1. 現 態 と 課 題

地域開発を進めるうえで交通、通信施設の整備は基本的、先行的条件であり、それは産業、経済ならびに生活における基盤にほかならない。

岩宇、南後志地方の中央に位置する本町は、国道 229号線（雷電国道）と道道岩内小沢線の整備により、交通の要所としていちじるしい町勢の発展をみ、今まで、鋭意整備中の道道岩内洞爺線の建設と相まって急激に変遷をみようとしており、その経済的、社会的活動の範囲を広げようとしつつある。

また、これに伴う通信網も一段と整備され面目が一新されつつある。

このように産業の発展と住民生活の向上に重要な役割をもつ交通、通信施設の整備拡充をはかることは、都市機能を發揮させる上において極めて重要な課題である。

(1) 道 路

本町の道路網は国道 229号線を主要幹線とし、道央地域に通ずる国道 5号線と道道岩内小沢線によって連絡し、これら幹線に通ずる町道とによって構成されている。

この町道は総数 279本、総延長 116,202mに及んでいる。

町 道 の 現 態 (昭和47年度)

延 長 别 路 線 (m)	路 線 数 (本)	実 延 長 (m)
0~1,000	252	62,102
1,001~2,000	18	26,601
2,001~3,000	5	12,363
3,001~4,000	3	10,136
4,001~5,000	1	5,000
計	279	116,202

(岩内町建設課調)

町道のうち、市街地に属する部分については都市計画街路及び臨港道路を中心に舗装をすすめており、郊外の農道、観光道路についても幹線に準じて改良をすすめているが、舗装率はつぎのとおり低い率である。

町道の舗装率及び改良率(昭和47年度)

(単位:m・%)

実 延 長 (A)	改 良		舗 装	
	改良済延長 (B)	改良率 (B)/(A)	舗装済延長 (C)	舗装率 (C)/(A)
116,202	8,318	7.2	4,944	4.3

(岩内町建設課調)

しかし、車両の発達により道路の利用度は急速に高まりつつあり、とくに町道と大きなかかわりを持つ国道229号線については車両交通が著しく増加し、道路容量とも関連して交通事情が悪化しつつある。

(2) 橋りよう

町内の橋りようは総数35橋であり、年次計画により逐次永久橋化をすすめているが、重量制限を行なっている木橋がなお9橋あり、これの拡幅架替が緊急な課題となっている。

橋りようの現況(昭和47年度)

区分	橋数 (本)	橋長 (m)	橋面積 (m ²)	橋令別現況		現況別橋数	
				15年未満	15年～ 25年	重量制限	安全
合 計	15m未満	30	223	1,202	21	9	9
	15m～30m	2	41	190	2		2
	30m以上	3	101.8	678.2	3		3
計		35	365.8	2,070.2	26	9	9
鋼 橋	30m～100m	3	101.8	678.2	3		3
	計	3	101.8	678.2	3		3
コンクリート橋	15m未満	20	150	946	18	2	20
	15m～30m	1	23	125	1		1
	計	21	173	1,071	19	2	21
木 橋	15m未満	10	73	256	3	7	9
	15m～30m	1	18	65	1		1
	計	11	91	321	4	7	9

(岩内町建設課調)

(3) 交通

道路の改良、舗装化に伴い、人口は市街地周辺に拡散していく傾向にあり、このため、自動車交通への依存度はますます増大する傾向にある。

このことは、本町の自動車登録台数をみてもその一端がうかがわれる。

また、現在町内には集落を連系する循環的バスの運行が行なわれていないが、都市的機能の拡大、経済活動の広域化にしたがって、市街地形成の拡大に対応した住民の足である交通機関の確保が必要である。

したがって、自動車の増加に対する駐車場の問題、交通安全対策の問題、さらに輸送機関の確保などを柱として、これらの関連しあった諸計画を検討する必要がある。

自動車登録台数の推移

(単位:台)

区分	総数	貨物用	乗合用	乗用	特殊用途	大特殊車	小2輪型車	軽自動車
45年	3,557	1,520	10	1,278	25	41	21	662
46年	3,933	1,583	12	1,517	27	42	26	726
47年	4,287	1,687	18	1,651	24	46	29	832

(岩内町総務課調)

また、四季を通じて産業活動を円滑にし、民生の安定に資するための交通を確保するうえで、冬期交通の確保は極めて重要なことである。

本町においては、現有する重機を動員して国及び道と相協力し、通勤、通学及びバス路線を重点に主要幹線71kmの除雪を施行し、冬期交通の確保のため鋭意努力を傾注しているが、まだ完全な除雪はできない現状にあるので、この対策にあたっては国及び道の施策と相まって抜本的な対策を樹立することが望まれる。

町内の除雪指定区分(昭和47年度)

区分	総延長 km	内訳	
		常時除雪路線 km	不定期除雪路線 km
町道	50.0	36.0	14.0
国道	16.4	16.4	0
道道	4.6	4.6	0

(岩内町建設課調)

(4) 港湾

岩内港は函館、小樽両港の中間に所在する唯一の港として、明治40年全額町費をもって西防波堤築設に着手し、明治43年竣工まで約4年の歳月と50余万円の工事費を費し、岩内港発展の基礎をつくった。

以来、2期にわたる北海道拓殖計画により漁港としての形態を整え、昭和21年7月に地方港湾に昇格、運輸省の所管に入り、昭和22年から昭和25年までに総額1,280万円を投入して、商港としての第1要件である全周236mの第1埠頭の築設を完了している。

統いて、昭和27年から昭和35年までに総額 216,500万円で波除堤の築設、埠頭物揚場の改良、澗内、防波堤等港湾としての基盤整備と、さらに、昭和36年港湾整備5か年計画を樹立し、物揚場、防波堤、船揚場などの諸施設を整備し、昭和39年には本計画の主柱をなす待望の中央埠頭の一部が完成し、大型貨物船の入出港もようやく頻繁となり、これとあわせて、町単独により施工した中央埠頭背面の埋立地41,100平方メートルも完成し、名実共に商港としての形態を整えるに至った。

しかし、急速に進む国内経済の発展に対応するために、昭和40年には新港湾整備5か年計画が策定され、西防波堤の延伸、中央埠頭の整備、大浜船揚場と漁業埠頭の築設等が本計画のなかに盛り込まれ、35,000平方メートルの埋立と歩を一にして建設することになり、現在は昭和46年から始まった第4次港湾整備計画の途上にあり、事業費総額 263,000万円を投じ、岩内港の整備をばかりつつある。

また、昭和49年から事業費 350,000万円におよぶ、第5次港湾整備計画が樹立されており、この計画の執行によって、岩内港は名実ともに地方港湾としての機能整備を完成しようとしている。

このように、岩内港は町勢の発展とともに飛躍的にその基盤を拡大したが、利用貨物の荷役と集散にはいまだ多くの課題があり、港湾建設と利用の両面をいかにして円滑に進めるかが今後に残された問題である。

(5) 通 信

通信業務の主体となる岩内電報電話局の沿革を示せば、概ねつぎのとおりであり岩内町の発展過程がうかがわれる。

1) 明治14年7月10日

通信事務の取扱いが開始され、岩内電信取扱所と称された。

2) 明治25年2月1日

郵便電信事務が併合となり、郵便電信局と称された。

3) 明治36年5月21日

岩内郵便局に電話所を設置し、岩内、小樽の通信取扱を始めた。

4) 大正10年7月6日

自動電話（公衆電話）が設置された。

5) 昭和24年6月1日

岩内電報電話局が創立された。

6) 昭和42年9月23日

自動改式 C400型クロスバ交換方式となった。

電話の普及状況は以下のとおりであり、総需要数、年間架設数ともに増加しつつあり、今後

においては住民が生活様式にマッチした電話機能の恩恵が受けられるよう、施設の整備拡充が望まれ、さらに区域外の電話需要者に対する対策等も必要である。

電 話 需 給 の 推 移

区分	年 度				
	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
総 需 要 数	開発電話数	2,247	2,479	2,760	3,017
	積 滞 数	579	550	555	796
	計	2,826	3,029	3,315	3,813
年 間 架 設 数	111	236	282	260	517

(岩内電報電話局調)

電 報 取 扱 状 況 (昭和47年度)

月 区 分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
	取扱数 (件)	3,709	3,745	3,665	3,412	3,196	3,268	3,324	4,123	3,912	3,476	2,872	4,212
取扱数 (件)	3,709	3,745	3,665	3,412	3,196	3,268	3,324	4,123	3,912	3,476	2,872	4,212	42,854
發 信 (件)	1,604	1,535	1,343	1,350	1,273	1,268	1,388	1,395	1,466	1,241	976	1,595	16,434
着 信 (件)	1,274	1,475	1,584	1,270	1,263	1,438	1,266	1,648	1,693	1,509	1,147	1,716	17,223
中継信 (件)	831	735	738	792	600	562	670	1,080	813	726	749	901	9,197

(岩内電報電話局調)

一方、電信、電話とともに町民の身近な通信機関である郵便施設としては普通局1局、特殊局2局、簡易郵便局3局が設置されており、利用状況はつぎのとおりであり大きな変化はない。

しかし、今後の町勢進展に伴い郵便による通信はいよいよ活発化するものと予想される。

郵 便 取 扱 数

区 分	引 受 数 (通)				配 送 (通)			
	総 数	普通郵便	特殊郵便	小 包	総 数	普通郵便	特殊郵便	小 包
4 5 年	1,280,729	1,170,040	86,054	24,635	2,077,495	1,900,055	192,774	44,666
4 6 年	1,242,710	1,144,985	77,745	20,580	1,834,876	1,681,920	114,215	38,741
4 7 年	1,185,533	1,099,903	65,745	19,885	2,061,155	1,945,450	80,665	35,040

(岩内郵便局調)

(6) 鉄 道

鉄道は、旅客及び貨物輸送など道路とともに陸上輸送手段として重要な役割をもつものであり、本町においても国鉄函館本線小沢駅からの支線、岩内線の終着地として大正元年鉄道開通

以来運輸交通機能として重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年における道路網の整備、モータリゼーションの普及、あるいは支線というハンディキャップなどから鉄道の利用状況は伸び悩みの傾向となっている。

鉄道は産業振興のための輸送力の確保はもとより観光開発、資源開発などに欠くことのできないものであり、岩内線の延長（黒松内～岩内間）はこういった意味で岩内地方発展の最大の課題となっており、とくに、この岩内線の延長は観光路線として有望であること、輸送路となっているこう配が緩和されること、函館、札幌間が約50km短縮されること、沿線資源の開発がはかられることなど、現在の函館本線（倶知安経由）よりも飛躍的な効果が期待され、営業開始時には函館本線にかわりうる主要幹線としての使命が期待されている。

2. 基本目標

地域開発の基盤をなすものとして、交通、通信施設の整備は極めて重要であり、今後複雑多岐にわたって変遷する社会情勢に対応した地域経済の発展と住民の福利増進をはかるためには、これらの基盤整備事業は一層拡充強化されなければならない。

特に本町は岩宇、南後志経済圏の中心として、また、生活圏域の中核としてその役割が課せられており、経済活動の迅速化、その動向の速知化と輸送体系の開発整備、通信と情報処理機能の連系による情報処理体制の確立など、地域の開発拠点としてこれらの問題を先行的に取り上げ、その対策を強化していかねばならない。

このため、交通通信基盤の目標をつぎのとおり設定する。

(1) 道路

住民の生活と生産活動に密着している道路について、主要道路を都市計画事業の街路としてこれを取り上げ、目標年次までに全線舗装する。

また、産業を活発にし地域開発を進める上に必要な道路は、これを改修あるいは新設し道路網の整備と拡充をはかる。

(2) 橋りよう

主要道路に架設されている木橋は、すべてこれを永久橋に架替することとし、小河川に設けられている産業開発的役割をもつ木橋についてはこれを改修し、このほか開発に必要な箇所には新たに永久橋を架設するものとする。

(3) 交通

円滑な交通、町民の足である輸送機関の確保とともに、冬期交通が夏期間と変わらない道路状

態の確保のために、路線の除雪対策の強化をはかるものとし、特に市街地における坂道、交差点、踏切等について機動力による排雪を強化し、円滑な交通体制の確立と交通安全対策の推進をはかる。

(4) 港湾

地域産業経済の拡大、都市化の進展、さらに海上輸送の経済性、重要性に鑑み港湾取扱貨物の増加が予測され、これに対応し輸送機関の連系のもとに整備拡充し、港湾管理関係機関の拡充を促し、商港機能の充実強化をはかる。

(5) 通信

町民活動の情報手段としての電話、通信及び郵便の利用は増加し、特に電話の需要普及はめざましいものがあり、こうした情報化時代という新しい時代に対応し、電話については全国のみの普及と全国即時化を期待し、郵便施設については拡大する市街地に対応した諸施設の設置を促進し、通信の全国的な関連を保ちうるように努め、情報処理体制の確立をはかる。

(6) 鉄道

岩内線（黒松内～岩内間）44kmの鉄道建設を促進し、地域の拠点駅としての岩内駅の施設及び機能の充実を推進し、また、道路と平面交差する岩内線の立体交差または地下ずい道化をはかる。

3. 主要施策

産業を振興し地域間格差をなくし町民の利便と福祉の増進をはかり、伸展する町勢に適応した交通、通信基盤を整備するため、つきの事業を実施する。

(1) 道路

道路の整備にあたっては、都市計画街路以外の一般町道で国費、道費の導入可能なものについてはすべてその制度を利用するものとし、補助対象外のものについては町単独事業として整備する。

① 国費、道費の助成を得て新設、改良、舗装整備するもの

舗装	L = 4,847m	W = 7~21m
新設舗装	L = 3,181m	W = 9m
改良	L = 1,629m	W = 12m
新設改良	L = 4,400m	W = 7m

② 町単独事業で整備するもの

舗装 L=3,592m W= 4~11m
改良 L=8,883m W=3.7~7.5m

③ 交通安全対策事業として整備するもの

歩道新設 L=4,695m W= 1.5m

(2) 橋りょう

① 中央橋と西老古美橋との間には橋りょうがなく、将来の町拡大とも関連して宮園地区と円山を結ぶ路線が望ましいので、この箇所に西宮園橋（仮称）として永久橋1橋を新設する。

L= 35.0m W= 7.0m

② 現在の木橋を年次計画により補強整備する。

(3) 交通

① 町域内環状線運行バスの新設をはかる。

② 国道町の3者が一体となって冬期交通を維持増進するため、3者による完全除雪、排雪の体制確立と民間協力の促進をはかる。

③ 除雪路線の拡大をはかるものとし、除雪重機の拡大とあわせて作業の民間委託について検討する。

(4) 港湾

① 港湾施設の整備拡充

日本海における流通拠点港湾として整備拡充するとともに、あわせて北方圏との交流基地として積極的にその機能を充実するため、国の策定した港湾整備計画の推進とともに、この直轄工事に付帯する工事として荷役機械、上屋建設、ふ頭用地の造成など町の単独工事として施工する。

岩内港第5次港湾整備5か年計画（昭和49年～昭和53年）

事業主体別	区分	工種別	事業量(m)	事業費(千円)	
防波堤	西防波堤		130.0	451,000	
	西防波堤（改良）		870.0	782,000	
	東防波堤		45.1	129,000	
	護岸（消波・改良）		65.0	26,000	
	小計		1,110.1	1,388,000	
中央埠頭	物揚場		290.0	194,000	
	その他			132,000	
	小計		290.0	326,000	
内港	物揚場改良		100.0	90,000	
	その他			17,000	
	小計		100.0	107,000	
大浜	防波堤		86.1	55,000	
漁業埠頭	岸壁(5.0m)		225.0	339,000	
	物揚場(4.0m)		210.0	131,000	
	その他			98,000	
	小計		435.0	568,000	
大和	岸壁(5.0m)		450.0	420,000	
	その他			152,000	
	小計		450.0	572,000	
合計			2,471.2	3,016,000	
岩内町 起債	補助	副港	漁業埠頭道路ほか	3,181.0	280,000
			上屋		
			荷役機械埋立		204,000
合計			3,181.0	484,000	
総計			5,652.2	3,500,000	

② 港湾管理関係機関の設置

港湾施設の整備拡大に伴い、港湾取扱貨物の多様化と増加が想定され、これに対応した港湾管理事務所の新設、外国貨物等の輸入に伴う防疫、検疫所、税關等港湾関係機関の設置をはかる。

③ 岩内港利用の拡大と促進

岩内港の利用を効率的に進めるため港湾利用関係者及び関係機関を含め、官民一体によ

る港湾利用促進協議会等を設置し、港湾貨物の集約、港湾利用の効率化を積極的に推進する。

④ 定期航路の確保

港湾機能の拡充に伴い、港湾の利用は急激に高まるものと想定されるので、岩内港と他の主要港湾との定期航路の促進をはかる。

(5) 通 信

複雑化する情報社会に適応できる通信網の充実をはかるため、つぎの事業を促進する。

① 通 信、電 話

普通加入地域を拡大する一方、電話需要に応え得るよう年間架設数の増加を推進する。

② 郵 便

市街地の拡大にあわせて、特定郵便局を増設するとともにポストの増設をはかる。

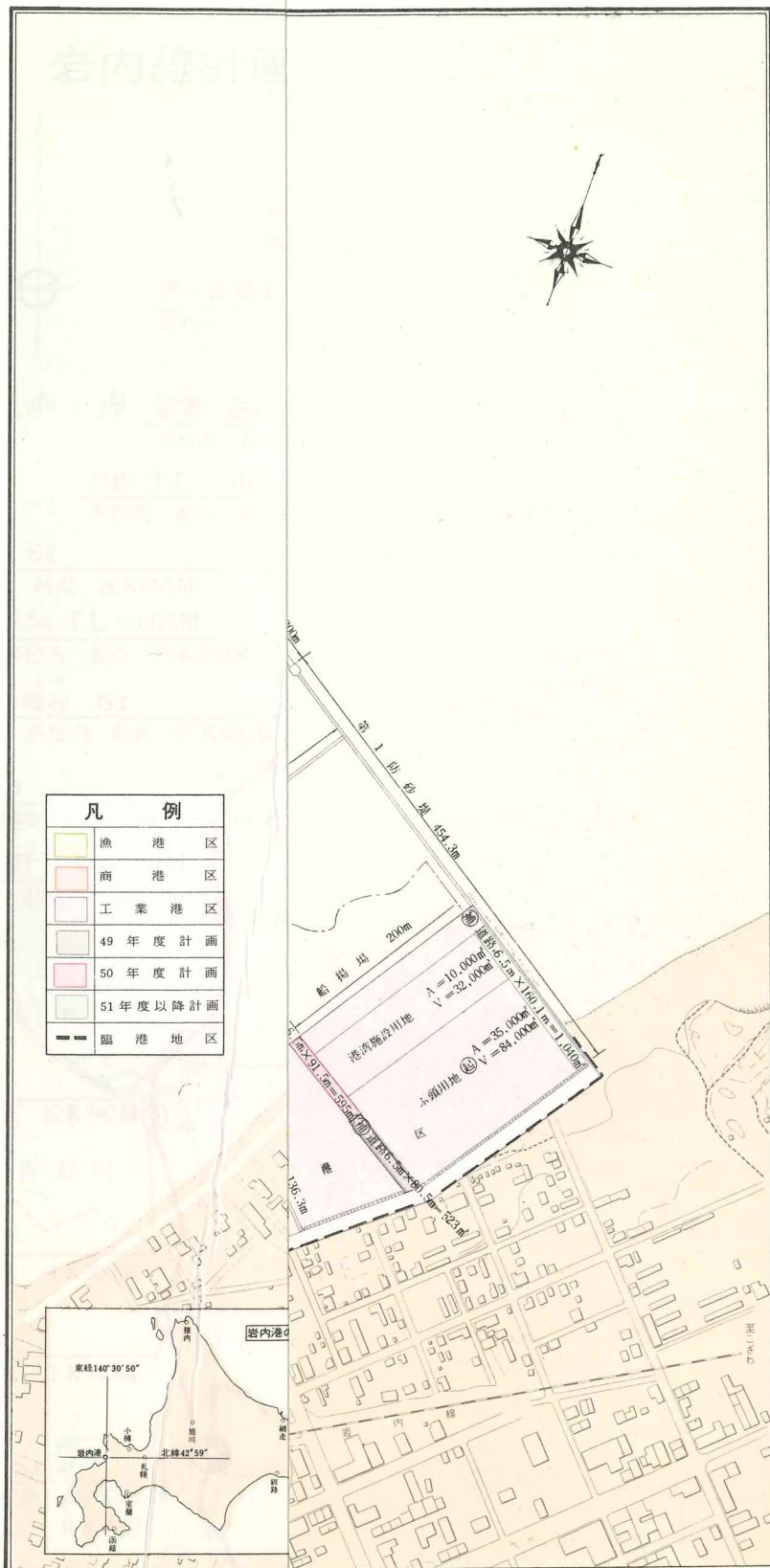
(6) 鉄 道

① 岩内線の建設促進

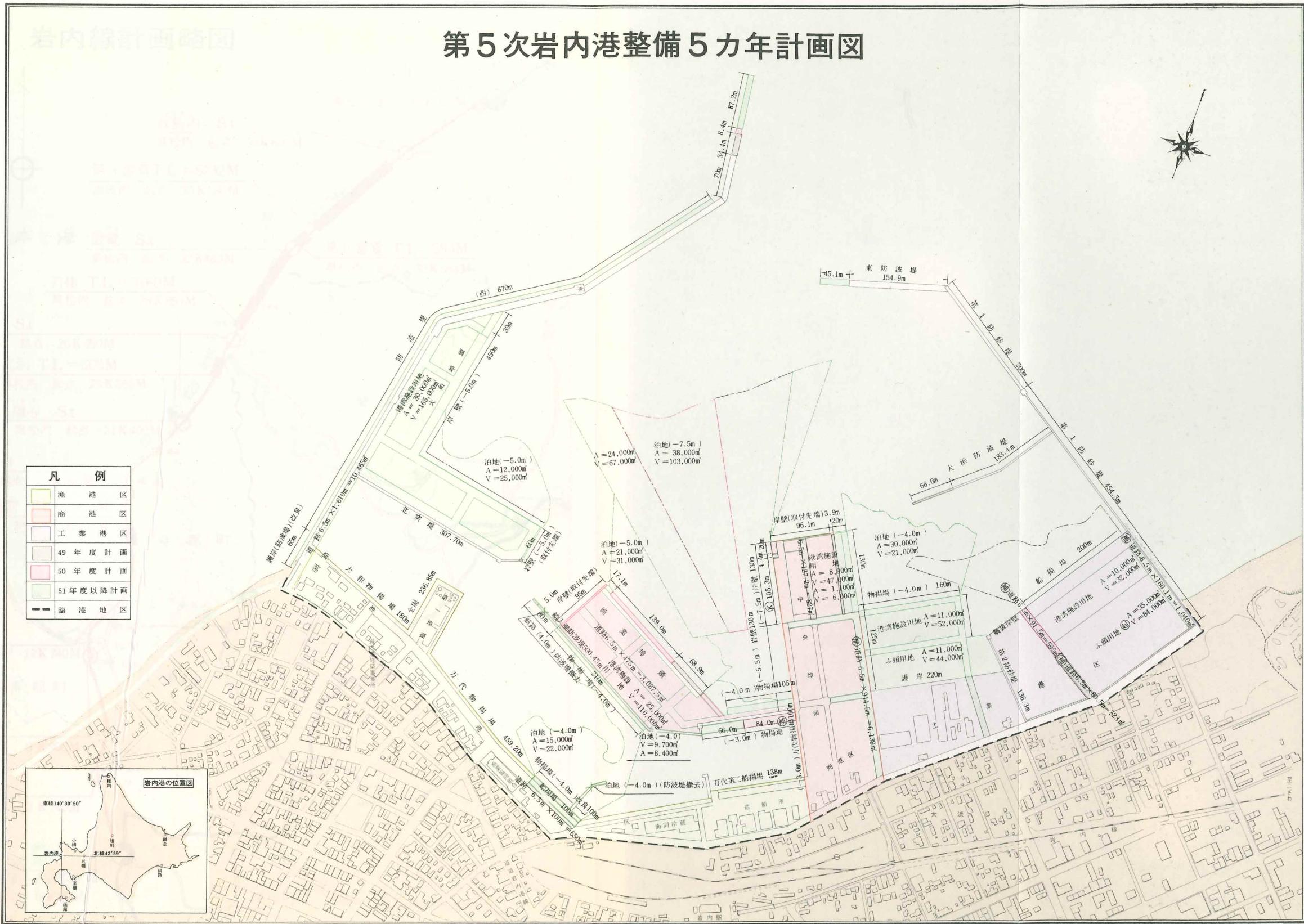
既設函館本線黒松内駅から分岐して北進し、歌棄付近から日本海沿いに磯谷、港町、及び雷電海岸、刀掛岬等の景勝地を経て岩内駅に至り、既設岩内線に接続する44kmの岩内線の建設を促進する。

② 岩内線の建設計画

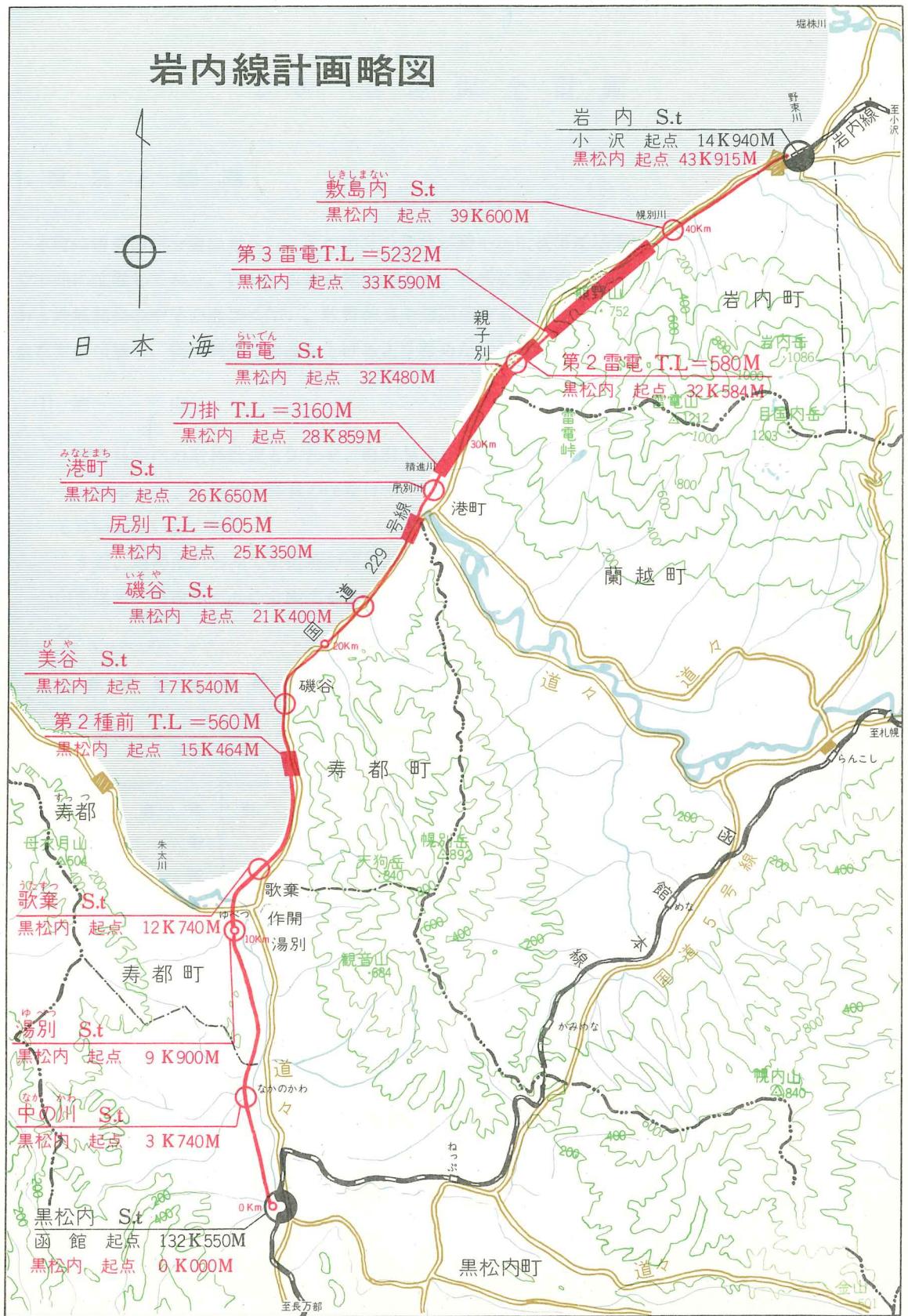
① 線 路 種 別	单、乙、線
② 総 延 長	44km
③ 最 急 こ う 配	10‰
④ 最 小 半 径	800m
⑤ 橋りょう（総延長）	122か所 3,916m
⑥ 最 長 橋 り ょう	311m
⑦ ず い 道（総延長）	16か所 12,133m
⑧ 最 長 ず い 道	5,232m
⑨ 切 取	40万 m³
⑩ 盛 工	120万 m³
⑪ 総 工 費	約 110億円



第5次岩内港整備5カ年計画図



岩内線計画略図



第3 土地保全計画

1. 現況と課題

本町は雷電山脈を南に背負い、その山麓の起状が緩やかに次第に扇形に広がり日本海岩内港に注ぐ中間に位置しており、いわゆる高台地帯が多く、特殊な場合のほかは災害のおそれは少ない。しかも地域開発の事業の進捗に伴い、牧野改良や道路建設もようやく進み治山、治水とともに海岸保全事業に留意し、総合開発の実績を上げるよう努めなければならない段階にある。

(1) 治 山

国有林地内の造林計画とあわせ、町有林及び民有林についても年次的に植林を行ない造林につとめる一方、各河川の浸食のはなはだしい箇所には砂防ダム等の建設を行なってきたが十分とはいえない。

また、地勢上からみて市街地の平坦部と高台地帯との間に形成されている崖地や雷電地帯の山岳崖地には地すべりの危険地も多いので、これらに対する事前対策が目下緊急の課題である。

急傾斜地帯の現況

区分	位置	危険人家数 (戸)	高さ		
			0~10m	10~30m	30m以上
東山地帯	東山	48			
栄地帯	栄	18	○		
高台地帯	高台	15	○		
敷島内地帯	敷島内	112	○		
△	雷電	9			

(岩内町建設課調)

(2) 治 水

本町の河川はいずれも灌漑用水として利用されており、氾濫のおそれは少ない。しかし河床浸食や護岸の老朽がみられるので、年次計画をたて整備をはかる必要がある。

岩内町河川の現況

区分	一次支流	二次支流	流路延長 km	流域面積 km ²
湯内川	1. 無名川		5.0	7.1
			1.3	0.5
			1.3	0.4
			2.5	1.4
	4. ヲ		1.3	0.9
親子別川			2.5	2.5
雷電川			3.0	1.5
当別川	1. 無名川		5.0	5.7
			2.7	1.4
幌内川	1. 無名川		7.5	10.8
			1.0	1.1
			3.0	1.9
	3. ヲ		5.0	2.4
ニチナイ川	1. 無名川		7.0	4.6
			2.0	0.7
野東川	1. 運上屋川	1. ポン岩内川	11.6	47.4
			8.1	13.2
	2. メドチ川	1. メドツ川	5.4	4.7
	3. 権太川		5.4	5.0
	4. 西老古美川	1. 無名川	4.2	2.4
			7.0	3.6
			5.0	3.5
			4.3	3.7
			4.0	3.1

(岩内町建設課調)

(3) 海岸保全

本町の沿岸は起状が少なく大部分は玉石海岸で、海底こう配20分の1程度の浸食性海岸である。

昭和3年以降は年平均0.3m～0.35mの浸食が記録されている。

越波の激しい御崎海岸は昭和25年度第5次災害により、海岸線500mにわたる欠壊があったが、昭和27年度250m、昭和28年度250mの場所打コンクリート護岸工事を行ない、さらに昭和44年から消波工事を計画的に施工し、大いなる成果をおさめている。

2. 基本目標

河川の氾濫による土地の浸食を防止し、住民の生活を守りつつ産業の振興に寄与するため、砂防ダムを建設するほか、傾斜地に対する地すべり防止工事を行なうとともに海岸保全事業を強く推進する。

特に、これに類する国土保全事業は従来災害をこうむった後の事後対策になりがちであったが、今後はともに事前対策として事業の推進をはかる。

3. 主要施策

(1) 治山

町内に点在する急傾斜地帯を地すべり危険地とし、国及び道に防止対策としての防護施設を建設するよう要望する。

(2) 治水

河川の氾濫を防止し、かつ天との水資源を有効に利用するため、つぎの事業を行なう。

- ① 幌内川上流に砂防ダム1か所を設け、飲料水の取水もできるようにする。
- ② 野東川の防災護岸を完備する一方、工業用水として利用できるよう0.05m³/secの取水施設を兼ねた砂防ダムを建設する。
- ③ ポンイワナイ川、運上屋川、無名川について護岸を建設し、権太川については施設した護岸の老朽がはなはだしいので、災害を事前に防止するため既設護岸の改良工事を行なう。

(3) 海岸保全

御崎海岸の保全については既に消波工事に着手しているが、越波による浸水被害が予想されるので、本工事を計画的・重点的に施工する。

- ① 海岸線620mにわたり施工されている直立堤の背後の町道内に水叩きとして、全延長にわたり幅4.6mの舗装工事を実施する。
- ② 消波工事として8t及び10tのテトラポットを堤の前面に投入し、324mの消波工事を施工する。

第 2 部

社 会 開 發 計 画

第2部 社会開発計画

これから社会開発の方向はその目標を調和のとれた人間関係の確立、豊かな精神生活の形成、快適な生活環境をそなえた豊かで住みよい地域社会を建設することにおかなければならぬ。

1. このためには地域の住民が文化的な生活を十分享受できるよう、充実した社会福祉の増進にとめるものとし、1世帯1住宅1人1室を目標とした住宅建設の促進、上水道の敷設、清掃事業の強化改善による環境浄化の向上、公害対策の強化、予防衛生対策等生活環境の整備充実を積極的に推進する。
2. 社会経済の進展、産業構造の複雑化、高度化に十分対応できるような人間性の形成、豊かな人材養成のため、教育環境施設の整備とつぎの世代をなう青年の能力開発、さらに、地方文化の振興を促進する。
3. 児童福祉、老人福祉、母子福祉、身体障害者福祉の対策として社会保障制度の確立を国に対し要望するとともに、町独自の制度を実施するほか、福祉施設の一層の拡充をはかる。
4. 産業の振興、地域開発の主力となる若年労働者の定着を促進し、技能の修得機会の拡大と労働条件の改善、福利厚生施設の建設をすすめ、勤労者の福祉増進をはかる。
5. 人命、財産の安全性に意を用いつつ総合的な防災体制を確立し、施設の整備充実近代化を促進するとともに、総合的な交通安全対策により施設の整備拡充と交通安全思想の普及につとめる。

以上のことを中心とした計画により、岩内町の発展と住民生活の調和ある発展を期待する。

第1 住 宅 建 設 画

1. 現況と課題

昭和45年の国勢調査人口は25,799人であり、昭和40年国勢調査人口と比較して1.6%の増加率となっている。また、普通世帯数は10.9%の増加である。

このように、普通世帯数の高い増加率は世帯の細分化が進行していることを物語っている。

人口と普通世帯の推移

年 次	人 口 A(人)	普通世帯人口 B(人)	普通世帯人口率 B/A=C	普通世帯数 D	普通世帯規模 B/D=E(人)
3 0	25,444	24,932	98.0	4,780	5.22
3 5	25,093	24,619	98.1	5,176	4.76
4 0	25,405	24,758	97.5	5,945	4.16
4 5	25,799	25,123	97.4	6,579	3.82

(国勢調査)

本町の住宅戸数は6,579戸であり、これに対し公営住宅等が1,826戸27.8%という高率を示している。このことは昭和29年の大火により全町の約8割3,900戸の住宅を焼失するという特殊事情があったため、これに伴う公営住宅などの建設が促進され、現有住宅の特異性となっている。

公営住宅等建設戸数の推移

区 分	年 度	年 度									
		3 8	3 9	4 0	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
公 営	計	64	66	68	70	116	116	116	65	20	20
1 種	6	8	8	10	8	8	8	8	12	8	8
2 種	8	8	10	10	8	8	8	8	4	12	12
宅 特定目的	50	50	50	50	100	100	100	50			
道 営 住 宅	計	8		8	16	8	20	20	20	20	24
1 種	8		8	16	8	20	20	20	20	20	24
2 種	8		8	16	8	20	20	20	20	20	24

(岩内町住宅課調)

公営住宅の入居申込みの状況は住宅の種別によって申し込み倍率に相違はあるが、昭和47年においても高い倍率を示しており、依然として公営住宅の入居希望者は多い現況である。

公営住宅申し込み(倍率)状況

区分	年 度	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
		公 営	1 種	2 種	特殊目的	道 営 住 宅	1 種	2 種	道 営 住 宅	1 種	2 種
公 営	計	14.7	12.7	12.3	9.5	11.4	11.2	10.3	13.2	9.8	4.6
1 種		11.3	14.8	14.2	11.8	10.2	9.2	6.3	3.2	7.2	4.1
2 種		18.1	10.7	10.4	7.3	12.7	13.2	14.3	23.2	12.4	4.8
特殊目的			1.0			1.0			1.0	1.0	
道 営 住 宅	計	5.1			3.3	2.1	3.8	1.7	1.5	1.0	1.0
1 種					3.3	2.1	3.8	1.7	1.5	1.0	1.0
2 種		5.1									1.3

(岩内町住宅課調)

昭和38年から昭和47年までの10か年における持家、借家、給与住宅等の建設戸数は2,245戸であり、これに対して公営住宅など公的な住宅は873戸で、住宅建設に対する公営住宅などの比率は37%と低く、民間資金に負うことが極めて大きい。

住 宅 新 築 戸 数 調

区 分	住 宅 新 築 総 数	左のうち公営住宅建設戸数
昭 和 3 8 年 度	173戸	69戸
3 9	176	67
4 0	192	76
4 1	229	89
4 2	322	124
4 3	348	136
4 4	307	136
4 5	220	92
4 6	203	40
4 7	191	44

(岩内町住宅課調)

こうした住宅事情の中で、住民の住宅充足の期待と意欲度は極めて高くなっているのに対し、地価は高騰を続け、周辺地の宅地化の進捗は道路等の生活環境施設が不整備のまま広がりつつあり、住宅建設を大きく阻害している。

このことは都市計画施行の上からも、住宅の建設を容易にするためにも大きな問題となっている。したがって将来の住宅需要を満たすためには、いかに安価でしかも良好な住宅環境を有する宅地を供給するかが住宅対策の大きな課題となっている。

2. 基本目標

住宅の建設にあたっては「1世帯1住宅」を目標とするものとし、この目標を実現するために目標年次までに約3,200戸の住宅が必要と推定され、併せて「1人1室」をめざした居住状況の改善をはかるものとする。

特に公営住宅等の建設にあたっては3DKを主体とし、浴室等をも完備した良好な住居生活の実現に努めるとともに、中高層建築によって土地の高度利用をはかる。

また、持家の実現を容易にするため環境の整備された住宅団地の造成をはかり、安価な宅地分譲を推進し、併せて住宅建設資金の融資の方途を示し、民間自力建設を促進しつつ公営住宅等の積極的な建設をはかる。

3. 主要施策

目標年次の人口増加、世帯の細分化の進行に伴う住宅需要を充足し、また、居住状況の改善をはかるため、次の施策を推進する。

(1) 住宅建設

「1世帯1住宅」をめざし、民間自力建設とあわせて3,200戸の住宅の建設につとめる。

なお、公営住宅等の公的住宅の建設にあたっては土地の高度利用の推進をはかり、単身老人向住宅、併用住宅の建設、さらに老朽公営住宅の建替等についても配慮する。

① 公的住宅	1,100戸
公営住宅	600戸
単身老人向アパート	40戸
身体障害者用福祉住宅	50戸
教員住宅	100戸
その他の	310戸
② 民間自力建設住宅	2,100戸
公庫住宅	500戸
分譲住宅	200戸
自力建設住宅	1,400戸

(2) 宅地造成

住宅供給を容易にするため、民間とあわせて50haの宅地開発を進める。

(3) 住宅の配置計画

公的住宅の建設及び民間住宅の建設にあたっては特に野東地区、敷島内地区、相生地区、宮園地区に建設することを配慮した住宅配置計画を策定し、これを推進する。

(4) 民間住宅建築指導の強化

住宅融資の拡大を促し、住宅建築に関する相談居住状況の改善指導の強化につとめる。

(5) 集会所の建設

公営住宅団地内集会所の建設については、年次計画でこれを整備する。

第2 生活環境整備計画

1. 上水道

(1) 現況と課題

昭和45年の国勢調査によると本町の人口は25,799人、6,737世帯であり、これに対する町域内の給水の現況は、世帯数の63%が自家用井戸に給水を求めており以下簡易水道が17%、専用水道13%、共同井戸6.2%という内訳である。

給水状況						(単位:戸)
区分	家庭用	工業用	公営住宅	その他	計	
簡易水道	570	105	480		1,155	
専用水道			844	55	899	
共同井戸			418		418	
自家用井戸	4,258				4,258	
計	4,828	105	1,742	55	6,730	

(岩内町建設課調)

このうち公共的水道施設としては大浜地区及び雷電地区に簡易水道、公営住宅等に給水する専用水道を敷設しており、全戸数の30%がこれらの施設により給配されている。

また、これ以外の70%は自家用井戸、共同井戸を利用しているが、これらの地域は総じて水質が悪く、さらに夏期間においては地下水の不足がめだっており、期間的に給水が困難な現況にある。

岩内町の水道の現況

区分	竣工月日	計給水人口	現給水人口	配水方式	浄水施設の種類	給水状況
大浜簡易	31. 1. 10	4,800	4,790 (常時)	自然流下 ポンプ	なし	良
雷電簡易	41. 5. 10	2,000	290	自然	緩速	良
専用水道	40. 1 ~46. 12	3,455	2,455	ポンプ	なし	良

(岩内町建設課調)

しかし、給水の確保は住民生活上欠かすことができないものであり、さらに今後の生活水準の向上、水利利用の多様化に伴い水道需要は一層高まるものと想定されるので、これに必要な給配水施設として、上水道の敷設が望まれる。

(2) 基本目標

町民が健康的で、かつ文化的な生活が維持できるよう、十分な水資源の確保をはかるとともに、将来の町勢発展に伴う人口の増加、町民生活の向上等による水道需要の増大に対処できる施設を設置し、安定した水供給と水道の普及をはかる。

(3) 主要施策

生活給水、産業給水を含め円滑な水供給ができるよう、第1次計画として次により上水道事業を行ない、さらに、今後の水需要の増加に対応した上水道拡張事業についても配慮する。

① 給水区域

岩内町市街及び近郊一円

給水区域内人口	25,800人
給水区域内将来人口	34,000人
計画給水人口	25,000人

② 給水量

1人1日平均給水量	300ℓ
1人1日最大給水量	400ℓ
1日平均給水量	7,500m³
1日最大給水量	10,000m³
時間最大給水量	13,750m³/日

③ 計画取水量

計画日最大給水量の10%増11,000m³/日とする。

2. 下水道

(1) 現況と課題

良好な生活環境を保持するうえでし尿、ごみとともに下水道の整備は住民の文化的で、かつ衛生的な環境づくりのためには、極めて重要なことである。

岩内町の生活排水及び産業排水は、これまでその大部分を自然地下浸透、または下水側溝により河川流域及び海域に放流する方法により処理している。

また、し尿はそのほとんどをくみとり方式によって原始的な埋没処理の方法をとっていたが、これの衛生的処理のため昭和45年に、し尿衛生処理施設を設けこの施設に集約処理することになり、今日に至っている。

しかし、この処理方法だけでは河川の汚染、海域の汚染など生活環境を悪化する恐れがあり

さらに建築物の近代化、住民生活の向上に伴いその衛生的で近代的な処理方法が強く望まれている。

そのためには、下水道整備事業は重要な課題である。

(2) 基本目標

今後の生活水準の向上と生活様式の変化に対応した環境の整備をはかるものとし、引き続き下水側溝の整備をはかるとともに、目標年次までに終末処理施設を含めた町域内の公共下水道整備計画の樹立をはかり、事業量、資金量の見通しを得たうえで事業に着手するものとし、町民生活の文化的で、かつ衛生的な環境づくりの推進をはかる。

(3) 主要施策

建築物の近代化、町民生活水準の向上により、より衛生的な下水道の処理方法が望まれる。

このため、将来構想としての終末処理場を含めた下水道事業計画を策定するものとし、これと併行して今まで環境整備事業の一環として推進してきた下水側溝の整備を引き続き実施し、下水道事業が円滑に推移することに配慮しつつ良好な都市環境づくりにつとめる。

① 下水側溝の整備

町道下水側溝 10,000m

② 下水道事業計画の樹立

3. 廃棄物の処理及び清掃

(1) 現況と課題

1) し尿処理

昭和45年に岩内地方4か町村（岩内町、共和町、泊村、神恵内村）による衛生処理場を建設し、し尿収集処理を行なっている。

衛生処理場の現有能力は日量50kℓで、過去3年間のし尿収集量及び処理量は、つぎのとおりである。

し尿収集量及び処理量

区分 年度	収集対象 人口	年 間 収 集 量	年 間 処 理 量	1日当り 処理量	1日1人当り 排 出 量	操業日数
4 5	33,682	19,103	11,988	37.8	1.1	301
4 6	33,682	19,455	11,804	39.6	1.1	298
4 7	33,682	14,219	13,366	44.2	1.1	302

(岩内町住民課調)

収集量は昭和47年度実績で年間14,219kℓ、1人1年間の排出量は401.5ℓで1日では約1.1ℓとなっており、全国平均（1人1日の排出量1ℓ）並みである。

今後においては、人口の自然増、社会増などにより収集量の増大が予想されるが、近年建築物の近代化、生活水準の向上などにより水洗化の進行が想定され、現在まで申請中のものを含めて31件の水洗施設が設置されている。

しかし、当面においては既存施設の増設が必要であり、将来においては終末処理施設を含めた下水道事業との関連性を検討することが必要である。

2) ごみ処理

じん芥処理の能率化をはかるため、昭和43年から袋詰による処理方式を採用し、収集されたじん芥は埋立の方法により処理している。

過去3年間のじん芥収集量の推移は、つぎのとおりである。

じん芥収集量

年 度	地域収集 人 口	じん芥収集車による			その他の 年 間 排 出 量	町全 体 の 排 出 量		
		年 間 収 集 量	1 日 当 り 収 集 量	1人1日 の 排 出 量		年 間	1 日 当	1人1日 当
4 5	24,540	4,630	15	611	3,000	7,630	25	1,018
4 6	24,985	5,128	17	697	3,300	8,428	28	1,148
4 7	26,732	6,022	20	748	3,600	9,622	32	1,197

(岩内町住民課調)

全体の排出量は年々増加の傾向にあり、昭和47年度における排出量は昭和45年度と対比し27%の増加となっている。

これに対してじん芥の収集量は、各年ともに排出量全体の60%を前後しているが、円滑なじん芥処理のため将来収集区域の拡大が必要であり、さらに、今後の人口増加、消費生活の進捗によりじん芥は一層の增量が想定されるので、これに対応できる収集方法の改善、収集体制の確立が望まれる。

また、これまでの収集したじん芥の埋立処理は、周辺地域が市街化するに伴い埋立用地の確保も困難性を極めつつあるので、近代的じん芥焼却施設の設置について検討する必要がある。

(2) 基本目標

し尿、じん芥とともに今後の人団増加、収集範囲の拡大等により排出量の増大が予測されるので、収集、処理方法の改善が必要である。

このため、し尿については既存施設の貯溜槽増設と併せて終末処理施設を含めた下水道事業

計画との関連性を配慮するものとし、じん芥処理については現在の埋立処理を改め、広域的な見地から近隣町村と協力し、一部事務組合による近代的なじん芥焼却施設の建設をはかる。

(3) 主要施策

衛生的な生活環境の保全と都市美化のため、つきの施策を実施する。

① し尿処理施設の整備

し尿処理の増大を勘案し、処理施設の整備をはかる。

し尿処理貯溜槽 1,000kl 1基

② じん芥収集方法の改善

現在の収集方法をさらに検討し、収集区域の拡大、収集回数を増加するため収集車の増車をはかる。

③ 近代的じん芥焼却施設の設置

多様化する社会の排出物を衛生的に処理するため、広域的見地から岩内町、共和町、泊村、神恵内村の4か町村によって、一部事務組合によるじん芥焼却施設を設置する。

じん芥処理用地 10ha

機械化バッチ燃焼式焼却炉 25t／日×2基=50t／日

プレス機 1基

4. 火葬場及び墓地

(1) 現況と課題

本町の火葬場は火葬炉3基をもって経営しており、この火葬炉はいずれも薪炭焼却炉である。

利用の状況は年間200人程度であり、この内訳は町内利用者80%、町外利用者が20%で推移しているが、利用については特に不便を感じるに至っていない。

しかし、火葬の効率化を推進するためには重油方式の近代焼却炉への転換をはかり、燃料費の節減と焼却時間の短縮に努めることが必要であろう。

また、近年自家用自動車等の普及によって、会葬者の自家用自動車等での利用が急激に増加しており、周囲の環境整備とともに利用者の便益をはかるため、駐車場の拡充が望まれる。

火葬場利用状況の推移

年 度	町 内 利 用 者	町 外 利 用 者	計
4 3	188人	69人	257人
4 4	226	70	296
4 5	182	44	226
4 6	178	53	231
4 7	163	32	195

(岩内町住民課調)

墓地は公園化された岩内町墓園のほか東山墓地、島野墓地がある。

岩内町墓園は昭和37年野東地区に設置されたものであり、面積は8.74haを擁し、3本の基幹園路、緑地帯、花草苗畑などが公園式に配置され、墓碑も1等地 293基、2等地 552基、3等地 896基、あわせて1,741基の墓碑建立が可能であり、現在443基が建立されている。

東山墓地は約3,500基に及ぶ墓碑が建立されているが、周辺地域は公営住宅及び一般住宅による住宅街が形成されており、良好な環境を保持するうえで墓地としての適正を欠くに至っている。

このことは、岩内町墓園造成にも起因し東山墓地への新規墓碑の建立を禁止するとともに既存の墓碑についてはでき得る限り岩内町墓園へ移転するよう指導している。

島野墓地については岩内町墓園と至近距離にあり、墓碑は遂次移転し267基のうち83基が移転されている。

したがって、今後は公園式墓地としての岩内町墓園を整備し、あわせて東山、島野墓地の墓碑を可能な限り移転するものとし、墓園そのものが自然環境に恵まれた町民の憩いの場となるよう配慮する必要がある。

岩内町墓園の利用状況(昭和47年度)

区 分	区 画 定 数	許 可 数	左のうち墓碑建立数
1 等 地	293	119	66
2 等 地	552	267	174
3 等 地	896	334	203
計	1,741	720	443

(岩内町住民課調)

(2) 基本目標

火葬場利用者の利便増進のため近代的火葬炉の施設、駐車場の設置をはかり、墓園について

は墓園整備計画に基づき名実ともに墓地公園として機能が発揮できるよう整備し東山、島野墓地の墓碑移転を積極的に推進する。

(3) 主要施策

火葬場及び墓地について、つぎの事業を実施する。

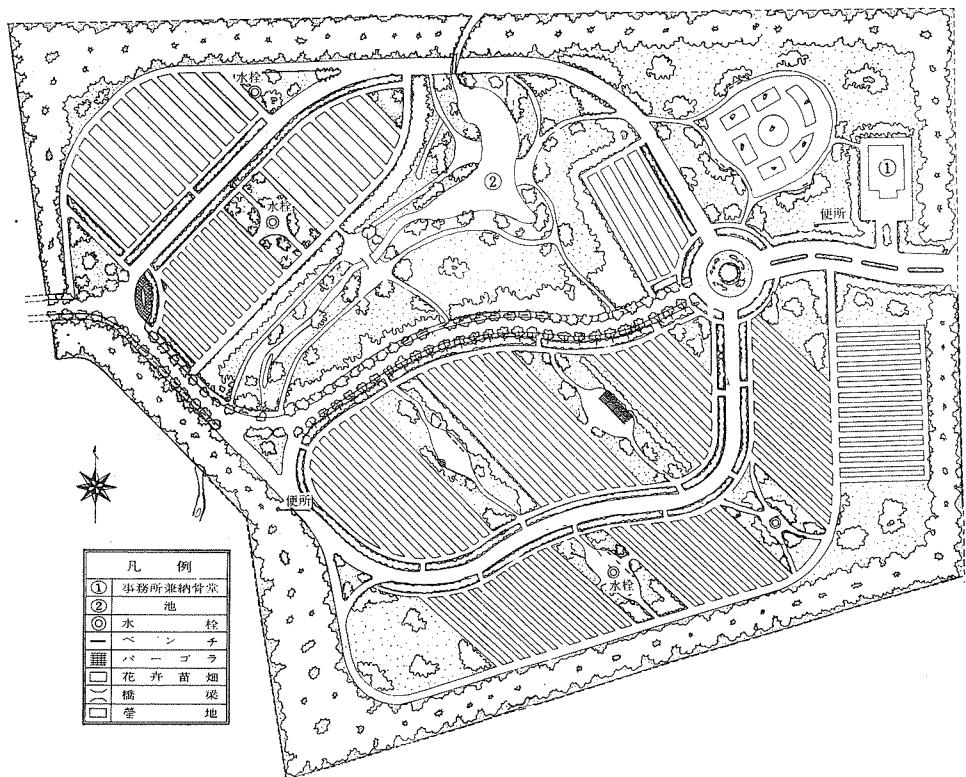
1) 火葬場の整備

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 火葬炉（重油）の改修 | 3基 |
| ② 駐車場の設置 | 300m ² |

2) 墓地公園の整備

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 園路舗装 | 875m |
| ② 墓園と市街地間道路の整備 | |
| ③ 水栓設備 | 5か所 |
| ④ 電灯設備 | 3基 |
| ⑤ 事務所兼納骨堂 | 1棟 |
| ⑥ バーゴラ | 2か所 |
| ⑦ 池 | 1,115m ² |
| ⑧ ベンチ | 15基 |

岩内町墓地公園整備計画図



5. と畜場

(1) 現況と課題

と畜場施設の1日処理能力は30頭であるが、これに対して昭和45年から昭和47年までの1日当たりの家畜処理頭数は8頭前後で推移しており、施設能力の30%にも満たなくフルに活用されていない状況にある。

このことは、住民の食生活の改善により食肉需要は増大しつつあるものの、生産者価格の不安定等により家畜の増産が伴なわない等のほか、業者の経済性も関連して利用は減少の傾向にある。

特に本町の周辺においては、家畜飼育に限度があるため、供給地として多く望めない事情もあり、と畜場の経営は採算的に困難性がある。

しかし、周辺地域における拠点的施設であるので利用効果とも考えあわせ、その利用増加と施設能力の活用向上をはかるため、施設の整備が必要である。

家畜処理頭数

区分 年 度	牛	大 特	小 特	馬	仔 馬	豚	緬 羊	羊	計
4 5	8	1	69	3		3,177	1	5	3,264
4 6	4	5	81	4		2,868	1	1	2,964
4 7	3		2	2		2,192			2,199

(岩内町住民課調)

(2) 基本目標

岩内地方の拠点的と畜場として十分機能を発揮できるよう施設の整備をはかり、効率的な施設の活用につとめる。

(3) 主要施策

と畜場の衛生的な処理施設の整備をはかるため、つぎの事業を実施する。

- ① 汚水消化槽の設置
- ② 汚物溜及び原皮置場の設置
- ③ と畜検査室の整備

6. 公害

(1) 現況と課題

都市化への進展、産業活動の発展などに伴ない大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害発

生が国内的に問題視されている。

本町においては既発公害は比較的少ないものの、消費生活等の進行に伴なう生活排水、水産加工等による工業排水などにより周辺の河川、海域はその汚染が次第に進捗しつつあり騒音、悪臭についても地域住民から苦情が出されている現況である。

しかし公害は、住民が健康で文化的な生活を営むうえでさけなければならず、将来的には産業の振興、交通機関の発達、都市化の進行によって公害が多様化しつつ発生し、または、増加する恐れがあるので、公害防止体制の確立による積極的な防止対策の推進が必要である。

(2) 基本目標

町勢の発展、モータリゼーションの普及、産業活動、生活様式の変化によって公害は顕在化する恐れがある。

したがって、町民生活を脅かす公害の発生を防止し、町民の健康を守り良好な生活環境を維持するために、公害防止体制の確立をはかる。

(3) 主要施策

公害発生を未然に防止し、かつ、改善排除するため、つきの施策を推進する。

① 公害防止条例の制定

公害の未然防止を基調とした岩内町公害防止条例（仮称）を制定する。

② 公害対策審議会の設置

公害問題は極めて広範多岐にわたっているので、地域に密着した公害対策審議会を設置し、その活動を通じて公害発生を防止する。

③ 関係機関と連携をとりながら調査研究、測定等の体制整備を強化し、恒久的な対策を講ずる。

④ 公害防止知識の普及

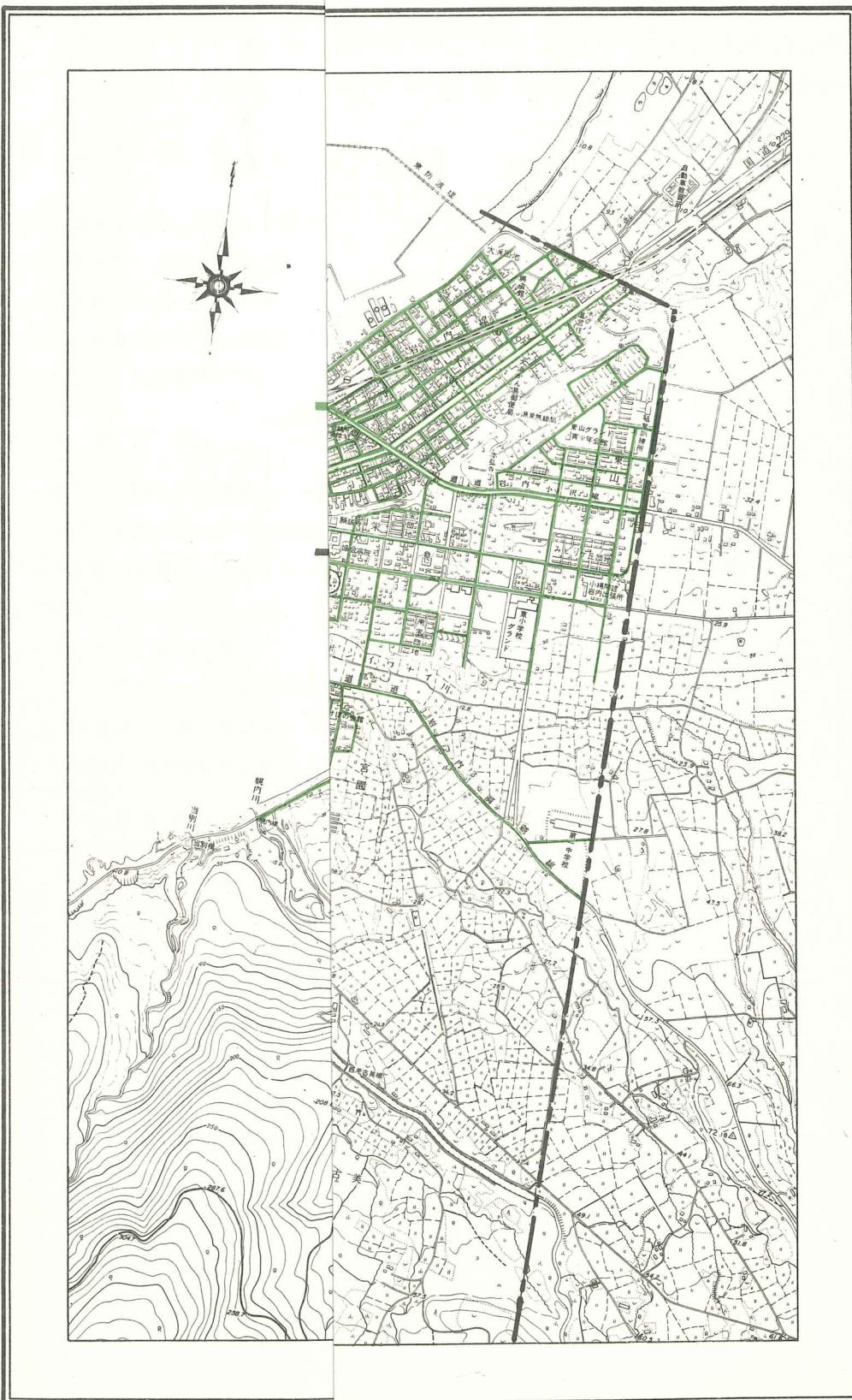
公害によって住民の健康と生活環境がそこなわれないよう、公害防止に対する知識の普及をはかる。

⑤ 公害防止規制並びに指導の強化

法令の適正な運用により、公害発生源において自主的に処理施設の改善設置がはかられるよう、規制並びに指導の強化に努める。

⑥ 公害調査用各種機器類の整備

汚染度合等を調査し規制基準に合った改善策がはかられるよう、公害調査用の機器類を整備する。



上水道敷設計画

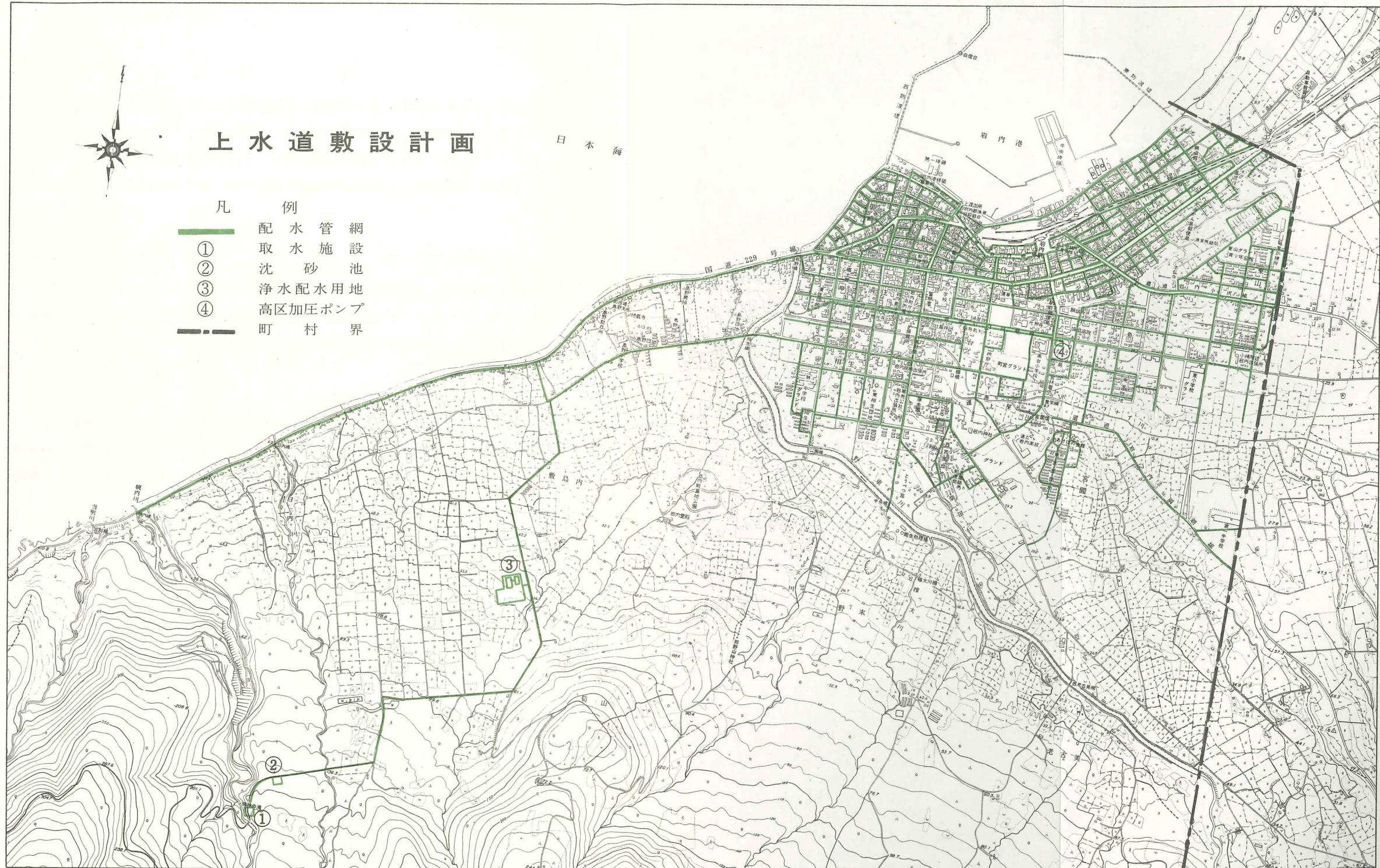
日本海



凡

伍

凡例
配水管網
取水施設
沈砂池
浄水配用地
高区加压ポンプ
町村界



第3 保健衛生計画

1. 現況と課題

健康の保持と増進は健全な生活を営むうえで最優先に配慮されるべきものである。特に、成人のり患は社会生活に及ぼす影響が高く、その対策は一層重視されなければならない。しかし、近年において成人病のり患と死亡が増加の傾向にあり、町民全体の問題となりつつある。

住民が、健康を保持するためには自らの予防思想の高揚はもちろん、医療施設の充実、早期治療につとめることが必要である。

(1) 予防衛生

住民の疾病予防と保健向上のために伝染病予防法に定める予防措置、患者の収容隔離、さらに予防接種法に基づく予防接種、結核検診をはじめ、保健所とのタイアップによる成人病検診、母子保健の推進につとめており、保健思想の啓蒙及び生活改善指導等については保健婦によって行なっている。

① 法定伝染病

法定伝染病の発生状況は年々減少の傾向にあり、平年化された発生はみられていないが、昭和46年に猩紅熱が発生したように、依然として法定伝染病の集団発生の要素がありより慎重な予防対策が必要である。

法定伝染病発生状況

(単位：人)

種別	年度				
	43	44	45	46	47
猩紅熱				2	12
赤痢	1	3			1
ジフテリア			1		

(岩内町住民課調)

伝染病患者の隔離施設としては岩内町、共和町、泊村、神恵内村の4か町村による「岩内地方伝染病隔離病舎組合」の病舎があり、地域の伝染病患者の収容にあたっている。

伝染病隔離病舎患者収容状況

(単位：人)

年 度	岩 内 町	共 和 町	泊 村	神 恵 内 村	計
4 3	1	1		2	4
4 4	4				4
4 5	2				2
4 6	15	3			18
4 7	1			3	4

(岩内町住民課調)

② 成 人 病

過去5か年における主要死因は次のとおりであり、依然として中枢神経系の血管損傷、心臓の疾患、悪性新生物などの成人病による死亡が目立っている。

この特色は中高年令層のいわゆる働きざかりの年令層がその大部分を占め、病源体究明の困難性、無自覚な状態での進行など、予防困難な面が多くこのため予防するための決め手がないので、自らが成人病に対する予防普及と食生活改善指導を深めて、日常から注意し早期診断による早期発見によって軽症のうちに治療することが大切であり、このために定期検診の増加と受診率を高めることが必要である。

主 要 死 因 死 亡 数

(単位：人， %)

区分	年度		4 3		4 4		4 5		4 6		4 7		47年度の 死 亡 率	
	実数	死亡率	実数	死亡率	実数	死亡率	実数	死亡率	実数	死亡率	全道	全国	全道	全国
中枢神経系の 血管損傷	45	175.1	49	287.0	47	182.2	47	174.6	55	214.0	143.7	166.7		
心臓疾患	31	120.6	36	137.4	36	139.5	34	126.3	24	98.4	80.7	81.2		
悪性新生物	33	128.4	26	99.2	31	120.2	28	104.0	23	89.5	113.1	120.4		
全結核	7	27.2	6	25.4	4	15.5	5	18.6	5	19.5	11.8	11.9		
高血圧症	6	23.3	4	15.2	4	15.5	2	7.4	4	15.6	15.4	16.5		
肺炎及び 気管支炎	5	19.5	18	68.7	21	81.4	18	66.8	5	19.5	27.1	28.1		
胃炎、十二指 腸炎大腸炎			1	3.8	2	7.8		1	3.9	3.8	7.1			
老すい	11	42.8	21	80.2	8	31.0	5	18.6	5	19.5	16.7	30.8		
不慮の事故	6	64.2	33	126.0	10	38.8	14	52.0	19	73.9	45.6	40.1		
自殺及び自傷	5	19.5	1	3.8			3	11.1	1	3.9	17.2	17.0		

(岩内保健所調、死亡率は、人口10万人対比)

③ 精 神 衛 生

国民生活が向上した反面、社会生活における人間関係の複雑化等により、精神の安らぎを

奪われる人々が年々増加しつつあり、この管理については各関係機関と連絡を保ちながら適切な指導と相談に努めなければならない。

精 神 病 障 害 者 数

(単位：人)

区 分	年 度		
	4 5	4 6	4 7
精 神 障 害 者 総 数	221	220	243
有 病 率(人口千人対比)	8.6	8.4	9.5
精 神 分 裂 病	87	87	99
そ う う つ 病	25	22	24
て ん か ん	20	26	27
自 閉 症			1
脳精器神質障別性害	13	10	14
老 人 性	5	1	5
梅 毒 性	5		7
外 傷 性			
そ の 他 の 精 神 病		7	4
内 精 神 障 害 中 毒 性	41	51	49
精 神 病 質	10	1	2
神 経 症	1	5	5
精 神 薄 弱	9	8	9
そ の 他	5	2	3

(岩内保健所調)

④ 結 核

結核の予防はレントゲン巡回車により結核検診を行ない、その予防と早期発見につとめている。

結核の発生状況はつきの表のとおり減少の傾向を示していることから、ともすれば減少面にのみとらわれて結核を安易に考えがちであり、定期検診の受診率の低下、さらに受診者層の固定化等限定された層より受診しない傾向がみられている。

したがって、これら受診機会の少ない対象者の予防対策の強化が必要であり、さらに生活環境の改善、適当な運動による体力の増進等、自ら予防する姿勢が望まれると同時に保健機関の指導と検診実施の強化が必要である。

結核検診実施状況

(単位:人)

年 度	種 別	ツ 反	B C G	間 接	直 接	断 層
4 5	一 般	882	802	3,461	119	2
	児童、生徒	4,319	1,136	4,364	44	
4 6	一 般	966	649	4,242	50	8
	児童、生徒	3,962	653	4,188	77	
4 7	一 般	545	185	4,668	115	4
	児童、生徒	4,203	1,418	4,590	9	

結核発生状況

(岩内町住民調)

年 次	4 5	4 6	4 7	47 年 全 道
実 数 (人)	95	54	43	9,845
り 患 率 (%)	362.6	209.3	132.3	189.9

(2) 医 療

(岩内保健所調、り患率は人口10万人対比)

住民の医療を担当する医療施設及び医療従事者数は次のとおりであり、施設面については後志、全道の水準をやや上回っているが、医療従事者については水準を下回っているものが多い。このため、本町においては住民の健康保持という特質から一層医療施設、医療従事者の充実につとめることが必要である。

医療施設及び従事者等の状況 (昭和47年度)

(単位:人, %)

区 分		岩 内 町		後 志		全 道	
		実 数	人口10万人 対 比	実 数	人口10万人 対 比	実 数	人口10万人 対 比
施 設	病 院	4	11.1	13	8.1	494	9.3
	医 院、診療所	11	40.8	87	54.3	2,761	52.5
	歯 科 診 療 所	7	25.9	30	18.7	1,241	23.6
	ベ ッ ド 数	495	1,838.3	1,888	1,179.9	68,826	1,309.5
従 事 者	医 師	21	1,282	100	1,600	5,275	966
	歯 科 医 師	8	3,365	35	4,671	1,545	3,401
	薬 剤 師	13	2,071	47	3,404	2,805	1,274
	看 護 婦	46	585	233	686	15,654	936
	助 産 婦	6	4,487	38	4,210	1,275	4,889
	保 健 婦	4	6,731	26	6,154	841	6,249

(岩内保健所調)

2. 基 本 目 標

健康で明るい生活がすごせるよう「健康都市」の確立目標に、保健活動を中心とした町民自ら健康を維持するよう、予防衛生の徹底的普及をはかり、また、医療施設及び医療従事者の充実につとめる。

3. 主 要 施 策

町民の健康を維持増進するため、つぎの対策を推進する。

(1) 予 防 衛 生

町民自ら健康の尊さを十分に認識し、平常から健康状態に留意しつつ体力の増強、生活環境の改善によって、健康の維持増進がはかられるよう予防対策を講ずる。

- ① 予防衛生思想の普及徹底
保健指導の強化
- ② 健康診断の強化
定期検診の確立（町民の悉皆検診）
定期検診の種別増加
- ③ 環境衛生の改善
汚水排水の衛生処理
水道の普及促進
- ④ 体力の増強
各種レクリエーションの実施
各種体育競技の振興

(2) 医 療

町民の健康回復に寄与する医療について、人口に対応した医療施設、医療従事者の充実につとめる。

- ① 医療機関の充実
地方センター病院の設置
母子健康センターの設置
各医療機関の有機的連携の確立
- ② 医療従事者の充実
医師及び看護婦の増員確保
准看護婦養成所の整備拡充

第4 社会保障計画

1. 現況と課題

社会経済の発展は所得や消費生活水準の向上をもたらした反面、人口構造の老令化と家族制度の変革、生活意識の変化から老人や母子家庭、重度心身障害者など社会的弱者の生活環境を一層きびしいものにしており、国内的に社会保障、福祉施設の不足が大きくクローズアップされている。

特に、複雑多岐にわたる社会環境の中にあって児童の健全育成、人口の老令化による老令人口の増加に伴う福祉施設の充実、健全かつ安らかな生活の保障をいかに確立するかは大きな問題である。

(1) 国民健康保険

国民健康保険制度は福祉行政の一環として、相互扶助の立場から住民医療の確保と健康保持の増進を目的に設けられた制度である。

岩内町の被保険者の加入状況は住民登録世帯数に対して54.8%、人口に対して49.9%の加入率となっており、この推移は次のとおりであり、年度間における加入状況に大きな変化はみられないが、傾向として町の産業形成及び就労動向とも関連して、被用者保険の加入者が増加しつつある。

被保険者加入状況

(単位:人, %)

区分 年 度	住民登録数		加入者		加入率	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
45	7,140	27,265	4,095	14,597	57.4	53.5
46	7,266	26,943	4,073	14,032	56.1	52.1
47	7,283	26,950	3,990	13,459	54.8	49.9

(岩内町住民課調)

この制度の重要な部分を占めるのは、加入者が業務以外の疾病負傷について受療する療養給付であるが、制度の新設当初は世帯主、家族ともに5割給付により発足し、その後世帯主7割、家族5割の給付という過程を経て昭和39年から世帯主、家族ともに7割給付と給付率を高め今日に至っている。

このほか出産、死亡に対しては、助産費、葬祭費の現金給付を行なっている。

この健康保険の財政は原則として保険税と、国の療養給付費負担金及び調整交付金により運営されているが、最近における医療費の値上げ、老人医療費の無料化などのほか、受診率の

上昇に伴なって療養給付費が増高しつつあり、国民健康保険会計は悪化の傾向にある。

しかし、この制度は住民福祉のうえで最重点に検討されるべき問題であり、将来的には給付率の引き上げ、国庫負担率の引き上げなど制度の円滑な運営ができるよう配慮する必要がある。

国民健康保険療養給付費の状況

(単位:件,千円)

区分 年 度	療 養 給 付 費 (費用額)				
	件 数	保険者負担金	一部負担金	公費負担分	総 計
45	60,971	170,992	73,282	1,224	245,498
46	64,144	197,200	84,515	1,124	282,839
47	64,692	253,400	101,899	2,625	357,924

(岩内町住民課調)

(2) 国民年金

国民年金制度は、原生年金や共済組合など公的年金制度で保障されていない人の老後の保障をし、癆疾、または、死亡による事故に備える目的をもって発足し、今日まで社会保障制度の重要な柱として発展してきた。

岩内町においても、その趣旨の周知により、逐年適用受給者数とも増加の現況である。

適用状況

(単位:人)

区分 年 度	適 用 者 数		
	強 制	任 意	計
43	7,093	486	7,579
44	7,001	694	7,695
45	7,034	797	7,831
46	6,874	568	7,442
47	7,128	575	7,703

(岩内町福祉課調)

給付状況

① 抱出年金

(単位:人,千円)

区分 年度	老令年金		障害年金		母子年金		遺児年金		死亡一時金		計	
	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額
43			8	552	50	2,947	3	64	19	125	80	3,688
44			12	828	53	3,122	7	134	9	53	81	4,137
45			14	1,632	69	6,590	8	427	22	189	113	8,838
46	27	1,458	15	1,752	76	7,204	7	422	18	197	143	11,038
47	59	2,962	15	1,927	79	8,266	6	413	16	192	175	13,760

(岩内町福祉課調)

② 福祉年金

(単位:人,千円)

区分 年度	老令年金		母子年金		障害年金		計	
	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額
43	880	16,201	33	969	137	4,698	1,050	21,868
44	873	16,074	33	969	135	4,628	1,041	21,671
45	883	18,311	26	849	136	5,059	1,045	24,219
46	906	23,598	17	610	131	5,100	1,054	29,308
47	906	33,779	10	362	134	8,040	1,050	42,181

(岩内町福祉課調)

特に、昭和46年度より抱出制老令年金の給付が開始されて以来、この制度も軌道に乗ったものと考えられるが、年金額についてはこの目的とする老後生活の安定、疾病、または事故に備えるためには極めて低廉である。

(3) 生活保護・低所得

昭和47年度の保護率をみると、全道平均が人口1,000人当り19.8%であるのに対し、本町の場合は43.1%を占めており、後志管内平均の26.1%よりもはるかに上まわっている現状であります。こうした傾向は、今後も続くものと推定される。

生活保護状況

(単位:世帯,人,%)

区分 年度	世帯数	人口	生活保護状況		1,000人当たりの保護率		
			世帯	人口	岩内町	後志	全道
43	6,363	28,473	377	874	30.7	19.7	19.3
44	6,893	27,816	402	882	31.7	20.6	19.1
45	7,140	27,265	463	967	35.5	23.3	19.1
46	7,266	26,943	497	1,017	37.7	24.7	19.4
47	7,283	26,950	569	1,162	43.1	26.1	19.8

(岩内町福祉課調)

生活保護費の支給状況は次のとおりであり、昭和45年度の224,475千円に対し昭和47年度では411,855千円に達し、2年間で83.5%増加しており、中でも医療に対する保護が全体の65.3%を占め特化している。

各保護費の支給状況

(単位:千円)

区分 年度	生活	住宅	教育	医療	生業	薪炭	出産	葬祭	計	
									45	46
45	70,444	8,975	3,376	134,531	246	6,850	25	28	224,475	
46	85,692	10,042	3,460	169,893	338	7,604	32	134	277,135	
47	116,956	12,168	4,323	269,124	385	9,174	90	235	411,855	

(岩内町福祉課調)

生活保護開始を原因別でみると、昭和47年度では世帯主あるいは世帯員の疾病によるものが62.5%となっており、大半を占めている。

保護開始原因別状況(昭和47年度)

(単位:件,%)

区分	世帯主の疾患	世帯員の疾患	世帯主(員)の死亡、行方不明、不在、老	世帯主(員)の刑服役	他管内からの転入(住所のない者)	その他の収入減	計	
							件数	比
件数	106	32	17		24	42	221	
比率	47.9	14.6	7.9		10.2	19.4	100.0	

(岩内町福祉課調)

一方、老令者、母子家庭、身体障害者、災害、疾病などによって容易に被保護に転落、または転落をさけても常に危険にさらされている、いわゆる要保護世帯は200世帯以上にのぼるものと推定される。

こうした低所得者の生活は極めて不安定なうえ、日常生活の維持が困難であり、精神的にも常に不安定が伴ない、ひいては、労働意欲をも減少させているのが実情である。

社会保障は本来、国の責任において解決すべきことであるが、現に生活に苦しんでいる町民

の援護については、町としても社会福祉協議会など関係福祉団体の協力を得て、必要即応の原則により適応かつ有効に行なわれるよう、今後もより強力に総合的な対策を進めていく必要がある。

(4) 老人福祉

昭和45年の国勢調査によると65歳以上の老人は1,762人で6.8%となっており、昭和40年の調査よりも246人多く0.7%高くなっている。

このように人口の高令化により、老人人口が増加している反面、家庭環境と家族制度の変革から、核家族化の傾向も伴って社会における連帯感の喪失などにより老人世帯及び独居老人等が増加している現況である。

このことは、老人をとりまく環境の変化とともに孤独と厭世観を抱かせ、さらに社会保障制度が十分に確立されていないことなどから、老後の生活に不安を抱く者は極めて多い。

このため、本町においては老人憩いの場としての福祉センターの設置、老人クラブの育成、老人家庭奉仕員の派遣、特殊寝台、特殊浴槽の貸与等、老人福祉の向上に努めているが、今後の老人人口の増加と社会変革にかんがみ、より一層の社会保障の充実と老人福祉対策の強化をはからなければならない。

老人世帯の状況(昭和47年1月現在)

(単位：人)

性別	世帯区分				世帯員	健 康 状 況				老人ホーム入所希望者							
	單身	夫	婦	同居		健員	弱	病気	ねたきり	養護	特養						
		世帯数	人員	世帯数	人員		入院	通院	他								
男	836	1,038	189	943	486	1,078	1,199	1,610	1,874	1,188	281	96	229	44	36	7	2

(岩内町福祉課調)

(5) 身体障害者・精神薄弱者福祉

本町における身体障害者数は568人(昭和47年度)であり、このうち18歳以上の成人が531人、18歳未満の児童生徒が37人で全体の67%が肢体不自由障害である。

身体障害者状況

(単位：人, %)

区 分		人 数	構 成 比
視覚障害		98	17.3
聴覚、平衡機能障害		80	14.1
音声、言語機能障害		2	0.3
肢体不自由		381	67.1
内部障害		7	1.2
計		568	100.0

(岩内町福祉課調)

また、疾病、事故などにより身体障害者となり新規に障害者として認定され、手帳を交付された件数は年平均50件近くに達している。

身体障害者更生援護状況

区 分	年 度				
	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
身体障害者手帳新規交付件数	51	44	39	49	37
補装具交付件数	28	19	32	18	23
補装具修理件数	4	1	2	3	5
更生医療件数					1

(岩内町福祉課調)

これらの身体障害の発生原因は多様を極めているが、特に近年においては、業務上の災害や交通事故など後天的、社会的な要因によるものが多くなってきており、その比率が増加している。

このことは、これらの傷害による後遺症から身体障害者になるケースが極めて多い。

これに対応するためには事故発生の未然防止の徹底、障害者の治療、更生による社会復帰の対策を講ずることが必要であり、町においてはそれぞれ障害別に更生医療、援護施設収容の委託、補装具交付などの実施のほか、身体障害者に対する助成も行なっているが、身体障害者に對し早期発見、早期治療による機能回復をはかること、更生相談、援護指導等により社会復帰の道へ歩むことのできる施策が必要である。

精神薄弱者については、昭和47年度において総数108人に対し27%を18歳未満の児童が占めている。特に留意しなければならないことはその発生が年々漸増の傾向にあるといわれておりこの施策にはこうした不幸な子どもを生まないための施策を徹底するとともに医療機関、保健機関、社会福祉の各機関との連絡連系のうえ、発生防止策の積極的展開、早期発見治療と保護者の指導、援護相談が必要である。

精神薄弱者状況

(単位：人)

区 分	男	女	計
5歳～18歳	12	17	29
19歳～60歳	32	45	77
60歳以上	1	1	2
合 計	45	63	108

(岩内町福祉課調)

心身障害者共済制度加入状況（昭和47年度）

生 活 保 護 世 帯	4件
住 民 税 非 課 税 世 帯	5
均 等 割 世 帯	20
一 般 世 帯	10
計	39

（岩内町福祉課調）

(6) 児童福祉

昭和45年の国勢調査での児童数は8,575人で総人口の93.2%となっており、昭和40年の国勢調査時と比較し1,244人、12.3%の減少となっている。

区 分	昭 和 40 年		昭 和 45 年		備 考
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	
総 人 口	25,405	100.0	25,799	100.0	
計	9,819	38.6	8,575	33.2	
0 歳	457	1.8	423	1.6	乳 児
1 ~ 5 歳	2,369	9.3	2,228	8.6	乳 幼 児
6 ~ 14 歳	4,968	19.5	4,330	16.8	児 童
15 ~ 17 歳	2,025	8.0	1,594	6.2	

（国勢調査）

本町における児童福祉施設には、次の施設がある。

児童福祉施設（昭和48年）

区 分	施 設 数			定 員
	計	町	民 間	
保 育 所	4	4		450
児 童 公 園	15	15		
児 童 養 護 施 設	1		1	60

（岩内町福祉課調）

保育所は4か所で450人を収容できる施設を有しているが、例年定員を越える入所希望者がいる。

これは、近年の労働力不足と消費生活の向上に伴って、母親の居宅外労働が増加しているた

めであり、保育所入所理由別でもその81%が母親の居宅外労働の理由で占められているのが現状である。

保育所入所申込基準別調書（昭和47年度）

（単位：人、%）

入 所 基 準	申 込 数	入 所 数	入所数の構成比
家 庭 外 労 働	385	282	78.3
家 庭 内 労 働	81	45	12.5
母 親 の い な い 家 庭	9	9	2.5
母 親 の 出 産 等	28	19	5.3
病 人 の 看 護 等	10	5	1.4
家 庭 の 災 害 等	1		
計	514	360	100.0

（岩内町福祉課調）

児童公園については町内に15か所施設されており多くに利用されているが、都市計画事業との関連性もあって中心市街地に偏在しているため、広く児童に利用されていない面もある。

児童養護施設としては岩内厚生園があり、収容定員60名で満度に活用されている。

人間形成のうえで社会環境、家庭環境、教育環境は極めて重要なことである。

しかし、現状としては児童をとりまく環境は必ずしも健全とはいえない。したがって良好な環境を保持するために、施設の新設整備をはかるほか家庭対策も積極的に進めることが必要である。

(8) 母子福祉

当町の母子世帯は約360世帯あり、これらは複雑な社会状勢を反映して離婚、各種災害等により年々増加の傾向にあり、そのほとんどは職業と家事養育の両立にせまられている。

このことは、生活保護受給世帯の18.4%が母子世帯であるということが所得の低さ、生活の困難性などの要素となっている。

このため母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、母子年金の支給、母子会の育成、福祉住宅の供給等につとめているが、さらに施設上の配慮と経済的困窮を緩和する手立てなど、あわせて生活相談と暖かい対策が必要である。

2. 基 本 目 標

全国的な経済の高度成長、生活水準の向上、余暇利用の増大など高まる社会動向にあって、社会

環境の変化、人口の高令化は高まる傾向にある。

一方、これらの急激な進展につれて社会福祉施設への期待は大きく、さらに社会保障制度の十分な確立が望まれる。

したがって、これらの社会環境の変化に順応した社会保障制度及び福祉行政の推進をはかるため、町においても実施可能な施策を積極的に推し進めるとともに国、道に対しても社会保障制度の充実を強く要望する。

とりわけ、保護措置の問題発生が疾病による事例が極めて多いところから保健衛生に留意し、町民の健康維持増進につとめるとともに、自立更生の意欲をもたらす福祉行政の効率的な運用と効果的な諸施策を遂行して、町民の福祉向上につとめる。

3. 主 要 施 策

町民福祉の向上のため、つきの施策を実施する。

(1) 国 民 健 康 保 险

- ① 療養給付費の給付率を、90%を目標として改善をはかる。
- ② 保健婦の充実をはかり、家庭訪問指導の増大をはかる。
- ③ 助産費、葬祭費の給付額の引き上げをはかる。
- ④ 国庫負担率の引き上げ、調整交付金制度の拡充を国に要請する。

(2) 国 民 年 金

- ① 生活水準の向上、物価の上昇に対応する年金額の支給を国に要請する。
- ② 年金事務費を全額国庫負担とするよう国に要請する。
- ③ 国民年金保養センターの建設誘致

(3) 生活保護・低所得

- ① 世帯主、世帯員の疾病により被保護者となることが極めて多いので、疾病予防を強化する。
- ② 生活水準の動向に対応した保護基準の引き上げを国にはたらきかける。
- ③ 労働相談、生活相談の拡充強化をはかり、被保護者の自立更生心の育成、助長をはかる。

(4) 老 人 福祉

- ① 75歳以上の老人を対象に敬老年金の支給制度の創設を検討する。
- ② 老人福祉施設を設置、または誘致をはかる。

- | | |
|--|---------------|
| イ 特別養護老人ホーム | 1か所 収容人員 50名 |
| ロ 養護老人ホーム | 1か所 収容人員 100名 |
| ハ 老人福祉センター | 1か所 |
| ニ 軽費老人ホーム | 1か所 収容人員 40名 |
| ③ 65歳以上の老人医療費の無料化をはかる。 | |
| ④ 老人家庭の身のまわりの世話や相談に応ずる老人家庭奉仕員を増員する。 | |
| ⑤ 独居老人、ねたきり老人など在宅老人福祉のため特殊寝台、特殊浴槽、福祉ベルなどの貸与と給食制度を実施する。 | |
| ⑥ 老人居室整備資金貸付制度の創設。 | |

(5) 身体障害者・精神薄弱者福祉

- ① 肢体不自由者、重度身体障害者、精神薄弱者の更生施設の誘致につとめる。
- ② 身体障害者、精神薄弱者の技能訓練と職場開拓のため、事業主の理解と協力を得て職親制度の確立につとめる。
- ③ 『不幸な子を生まない運動』の展開をはかる。

(6) 児 童 福祉

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ① 児童福祉施設の設置 | |
| イ 保育所の新設 | 2か所 |
| ロ 児童館の新設 | 3か所 |
| ハ 子どもの遊び場の設置 | 3か所 |
| ② 交通、海難事故などの遭児家庭に対し遭児手当を支給する。 | |
| ③ 3歳児の医療費を無料化するよう制度を創設する。 | |

(7) 母 子 福祉

- ① 母子世帯に適する職場の開発
- ② 母子世帯児童に対する奨学金給付制度の創設
- ③ 母子会活動の育成、助長

(8) 総合福祉センターの建設

老人、児童、身体障害者、精神薄弱者、母子家庭などのいこいの場、遊びと研修の場、あるいは技能訓練修得の場として、総合福祉センターを設置する。

総合福祉センター R C 3階 2,100m²

第5 教育振興計画

1. 現況と課題

(1) 幼児教育

本町における幼児教育施設として私立幼稚園が9園設置されており、その定員は410名である。

これに対し入園数は390名であり、充足率は95%を占め入園対象児童総数に対する割合は28.9%である。

入園児の年令別構成は3才児5.9%、4才児37.9%、5才児56.2%で5才児の入園率が高く漸次入学前の幼児教育に対する関心が高まりつつある。

町立の保育所は現在4か所設置されており、定員120名の保育所が3か所、定員90名の保育所が1か所で総数450名を保育している。

入所児の年令構成は4才未満児18.3%、4才児32.8%、5才児38.9%で幼稚園と同様に5才児の入所が高い比率を占めている現況である。

入園、入所児童調(各5月1日現在) ()内の数字は三才未満児

(単位:人)

区分 年	幼児教育対象者数 (A)			幼稚園入園数 (B)			保育所入所数 (C)			収容されていない数 (A)-(B)+(C)		
	総数	3才	4才	5才	計	3才	4才	5才	計	3才	4才	5才
38	1,467	554	457	456	569	24	94	251	205	35	85	85
39	1,501	490	554	457	412	20	128	264	205	32	74	99
40	1,486	442	490	554	411	19	119	273	205	23	88	94
41	1,418	486	442	490	450	16	118	316	205	34	59	112
42	1,371	443	486	442	392	13	107	272	265	37	90	138
43	1,362	433	443	486	388	15	95	278	265	30	101	134
44	1,263	387	433	443	339	14	81	244	295	(21)54	90	130
45	1,283	463	387	433	330	11	99	220	330	(24)42	113	151
46	1,315	465	463	387	360	19	121	220	330	(28)54	92	156
47	1,348	420	465	463	390	23	148	219	360	(36)66	118	140

(岩内町教育委員会調)

現行制度において、幼稚園教育は市町村に義務づけられているものではなく、したがって幼稚園の設置義務は課せられていない。

しかし、生涯教育の拡充という教育全体の今後の方向をめざすとき、幼児期の教育をより充実したものにしなければならない。

幼稚園の目的は幼児に対して学校教育をほどこすことであり、保育所の目的は保育に欠ける幼児の保育を行なうもので、幼児を対象とする施設ではあるが両者は明かにその機能を異にしている。

したがって幼稚園、保育所に収容されるべき幼児については、その実態を良く検討し並列させて幼児教育をほどこすことができるようそれぞれ整備をはかるべきである。

幼児教育に対する住民の期待と関心は急速に高まりつつあり、国においても将来義務制化を検討しており、住民の強い要請にこたえるためにも、少なくとも5才児全員が経済的格差なしに質的にも同水準の幼児教育が受けられるよう施設の拡大、充実をはかる必要がある。

(2) 義務教育

1) 小・中学校児童生徒数

義務教育施設として小学校4校及び中学校2校があって、4,260名の児童生徒が義務教育を受けている。

児童生徒数は、昭和38年以降の社会現象によって漸次減少の傾向にあるが、昭和45年からはその数が定着しつつある。

しかし、今後の本町の児童生徒数については、町勢の伸展に伴う人口増加に比例して増加することが予測される。

小中学校学級数・児童数の推移 各年5月1日現在、()内は特殊学級数 (単位:学級,人)

年	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
38	82	3,528	51	2,353	133	5,881
39	(3)	83	3,361	(2)	50	2,218
40	(3)	80	3,240	(2)	46	2,031
41	(3)	77	3,089	(2)	43	1,919
42	(3)	77	3,007	(3)	42	1,848
43	(3)	77	2,932	(3)	42	1,779
44	(3)	77	2,902	(3)	41	1,693
45	(3)	78	2,809	(3)	39	1,557
46	(3)	77	2,832	(3)	37	1,475
47	(3)	77	2,848	(3)	36	1,412

(学校基本調査)

2) 小・中学校の概要

小・中学校の概要はつきのとおりであり、学校の配置は従来市街地中心部に集中されて

いたが、住民の生活領域と集落の拡大などにより、教育環境も次第に変化しつつあるため学校改築を機会にこれに対応した配置につとめている。

しかし義務教育の効果的な浸透と人間教育を推進するためには、将来の学校改築計画にあたり学校間の格差解消にも留意し、さらに通学区域の再編成とも併行しながら、適正な規模の配置をはからなければならない。

小・中学校の概要（昭和47年5月1日現在）（）内は特殊学級数（単位：学級、人）

学 校 名		学 級 数	児童生徒数	教職員数
小学校	東小学校	(1)	24	881
	西小学校	(2)	25	1,005
	高台小学校		19	691
	島野小学校		9	271
計		(3)	77	2,848
中学校	第一中学校	(1)	18	692
	第二中学校	(2)	18	720
	計	(3)	36	1,412
合 計		(6)	113	4,260
(学校基本調査)				

3) 特殊学級

特殊学級は小学校2校で3学級、中学校2校で3学級の6学級が設置されており、全児童生徒の1%、45名が特殊教育を受けている。

特殊学級対象児童生徒の出現率は全国平均で約4%といわれており、本町においてはこれに満たないが該当児童生徒の潜在も考えられるので、心身障害児判別委員会の活動及び協力と父兄の理解を求め、特殊学級の増設、あるいは言語治療教室を設けてその施設の整備をはかり、教育効果を高めることが必要である。

特 殊 学 級 の 状 況（昭和47年5月1日現在）（単位：学級、人）

小 学 校		中 学 校			合 计		
学 校 名	学 級 数	児童生徒数	学 校 名	学 級 数	児童生徒数	学 級 数	児童生徒数
東小学校	1	8	第一中学校	1	3		
西小学校	2	14	第二中学校	2	20	6	45
計	3	22	計	3	23		
(学校基本調査)							

4) 学校施設

義務教育施設の最大かつ緊急な課題は、老朽危険な校舎の改築である。

本町の小、中学校校舎については東小学校及び第一中学校を除き、いずれも木造校舎であり老朽度が高く、つぎの状況である。

学校の老朽度合（昭和47年5月1日現在）（単位：m², %）

区 分	校 舎 総 面 積	4,500点以下のもの			老 朽 度 合
		校 舎	屋 内 体 育 館	合 計	
西 小 学 校	5,261	3,131	749	3,880	73.7
高 台 小 学 校	3,322	1,495		1,495	45.0
島 野 小 学 校	1,964	545		545	27.7
第二中学校	4,813		542	542	11.3
合 計	15,360	5,171	1,291	6,462	42.0

（岩内町教育委員会調）

特に、西小学校の老朽度合は高く73.7%に達しており早急に改築が望まれているが、この場合学校の適正規模の面から、島野小学校との関連性も考慮し改築することが必要であり、その他の学校についても年次計画により危険校舎の解消をはかることが望まれる。

なお、老朽校舎はいずれも文部省の基準面積を下まわっている現状であるから、学校改築にあたっては基準面積が保持できるよう配慮する必要がある。

5) 理科教育及び産業教育教材等の整備

理科教育及び産業教育備品の充実状況については、理科教育設備において小学校30.1%中学校21.3%であり、産業教育設備では30.9%の充実率であり、いずれも50%に達していない現況である。

したがって、今後においては年次計画をもって不足教室の解消をはかるとともに、これらの備品について充実をはかり、十分な教育効果があげられるよう努める必要がある。

理科及び産業教育設備の状況(昭和47年5月1日現在)

(単位:千円, %)

区分	理科教育			産業教育		
	基準総額	充実総額	充実率	基準総額	充実総額	充実率
東小学校	1,944	472	24.3			
西小学校	2,477	790	31.9			
高台小学校	1,944	646	33.2			
島野小学校	1,944	589	30.3			
第一中学校	3,995	426	10.7	4,080	847	20.8
第二中学校	3,995	1,273	31.9	4,080	1,675	41.1
計	16,299	4,196	25.7	8,160	2,522	30.9

(岩内町教育委員会調)

6) 学校給食

学校給食については、戦後児童生徒の健全な心身の育成、食生活の改善をはかるためはじめられたものであり、給食率は小、中学校とも100%に達している。

学校給食は児童生徒に魅力あるものでなければならず、給食物資の安定購入、栄養の高度保持はもちろん、設備についても老朽施設の改善を行ない衛生的な施設、設備に意を注がなければならない。

なお、学校給食センターの設置については運営の合理化、経費節減からみて一般的に必要とされているが、本町においては新築の東小学校及び第一中学校の給食設備の実態からみて、将来の学校給食のあり方とも考えあわせて、なお検討を要すると考えられる。

学校給食実施状況(昭和47年5月1日現在)

(単位:校, 人, %)

区分	学校数	児童生徒数	実施数		
			学校数	児童生徒数	実施率
小学校	4	2,848	4	2,848	100.0
中学校	2	1,412	2	1,412	100.0
合計	6	4,260	6	4,260	100.0

(岩内町教育委員会調)

(3) 高等学校

本町における高等学校は道立高等学校1校のみであり、生徒の収容状況はつぎのとおりである。

道立岩内高等学校生徒数(昭和47年5月1日現在)

(単位:級, 人)

区分	学級数	定員	生徒数	教職員数
普通科	12	540	598	
商業科	12	540	598	
定期制	4	160	150	8
計	28	1,240	1,226	59

(岩内町教育委員会調)

町内中学校卒業者の高等学校進学志願者及び町内、町外高等学校別進学者の状況は、つぎのとおりである。

中学校卒業者の高等学校進学志願者数

(単位:人, %)

区分 年度	中学校卒業者(A)	進志願者(B)	志願別内訳			進学志願者率(A)/(B)	
			高等学校		高等専門学校	岩内町	全道
			全日制	定時制	学		
43	616	421	393	25	3	68.3	66.6
44	607	452	393	53	6	74.5	69.0
45	587	443	365	78		75.5	70.6
46	549	463	370	88	5	84.3	73.7
47	526	398	325	72	1	75.7	74.6

(岩内町教育委員会調)

中学校卒業者の町内、町外高等学校別進学者数

(単位:人, %)

区分 年度	卒業者(A)	進学者(B)	進学の内訳		(C)/(A)	進学率	
			町内(C)	町外	(B)/(A)	全道	
			町内(C)	町外			
43	616	377	311	66	50.5	61.2	70.0
44	607	338	308	30	50.7	55.7	71.8
45	587	353	290	63	49.4	60.1	74.6
46	549	382	321	61	58.5	69.6	78.3
47	526	328	252	76	47.9	62.4	80.7

(岩内町教育委員会調)

昭和47年3月の町内中学校卒業生の高等学校志願者は卒業者総数526名のうち398名でありその志願率は75.7%である。

これに対して、岩内高等学校の1学年の定員は普通科180名、商業科180名、定時制40名で合計400名となっており、岩内町からの志願者は343名、さらに他町村からの志願者は158名

公民館利用状況

(単位:回,人)

であり、これを加えると志願者総数は501名となり、全体の競争率は1.25倍、合格率は80%である。

高等学校進学者のうち、地元以外の高等学校に在学している1年生から3年生までの生徒数は、昭和47年5月1日現在で189名にもおよんでおり、これは高等学校進学者総数の14.9%に達しているので、これを解消することが必要であり、このためには地元高等学校の間口増、もしくは地域に密着した実業高等学校等の新設が望まれる。

(4) 社会教育

社会教育は学校教育活動の及ばない分野について、組織的な活動により教育の総合性を補完するものであり、住民が社会の中でもっている課題を自主的な教育活動によって解決し発展させていくことを目的としている。

このため本町においては明るい家庭、豊かな住みよい郷土づくりを願い、生涯教育の観点にたってその基本方針をつぎのように定めて推進している。

- ・ 青少年教育の充実振興をはかる。
- ・ 家庭教育の振興と成人教育の充実をはかる。
- ・ スポーツの生活化と町民の健康増進をはかる。
- ・ 郷土愛の高揚と郷土文化の振興をはかる。
- ・ 児童公園の整備と環境美化運動の推進をはかる。

1) 公民館活動

公民館施設としては岩内町公民館、島野分館の2施設があり、成人学校9科目、各種サークル活動、生活学校など広く学習の場として利用されている。

区分	昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
	回数	人員								
各種大会	9	2,600	6	880	2	230	3	535	9	1,630
講演会	6	1,040	12	2,400	7	1,190	15	1,775	11	2,030
各種会議	215	6,185	178	5,425	231	6,183	235	6,789	254	7,540
レクリエーション	6	250	10	300	7	325	9	110	5	240
婚礼			3	420	1	40	3	390	4	520
展覧会	65	4,500	42	1,770	34	2,550	32	2,700	40	2,600
展示会	35	3,060	74	8,340	86	6,395	71	10,690	92	8,220
講習会	49	1,805	49	2,850	43	1,765	37	1,815	54	3,777
定期講座	395	8,245	435	9,940	405	9,915	486	9,895	518	11,110
座談会	35	1,960	6	330	12	540	1	50	5	165
各種集会、会合	107	3,397	201	5,955	184	5,894	185	6,920	210	5,850
その他	216	30,990	121	26,700	113	14,830	112	40,945	82	22,635
計	1,138	63,972	1,197	64,810	1,125	49,857	1,183	82,614	1,284	66,317

(岩内町教育委員会調)

成人学校定期講座及びサークル活動の状況は、現在島野分館での講座（いけ花）を加え9講座を開設しており、サークル活動については年間開設のものとあわせ15教室であり、年々増大しつつある。

公民館成人学校定期講座開設状況

(単位:回,時間,人)

区分	昭和45年			昭和46年			昭和47年		
	回数	時間	延人員	回数	時間	延人員	回数	時間	延人員
池の坊いけ花教室	29	87	754	27	81	810	29	87	880
小原流いけ花教室	29	87	782	30	90	900	29	87	970
絵画教室	30	90	420	29	87	340	28	84	280
書道教室	45	135	2,280	26	78	1,170	29	87	1,310
民踊教室	30	90	1,480	29	87	1,300	29	87	1,200
編物教室	28	84	620	23	69	230	29	87	580
合唱教室				26	78	520	29	87	430
バレエ教室				21	63	315	29	87	435
雷電太鼓教室				38	114	230	29	87	380
詩吟教室							29	87	1,100
計	191	573	6,336	249	747	5,215	289	867	6,965

(岩内町教育委員会調)

公民館サークルの開設状況

(単位:回、時間、人)

区分	昭和45年			昭和46年			昭和47年		
	回数	時間	人員	回数	時間	人員	回数	時間	人員
合唱サークル	20	60	590	18	54	360	18	54	270
軽音楽サークル							40	120	400
詩吟サークル	54	162	2,052	45	135	2,475	19	57	760
書道サークル				16	48	80	20	60	900
絵画サークル	20	60	280	20	60	200	19	57	190
編物サークル	22	66	286	13	39	130	20	60	400
バレエサークル	48	144	624	17	51	255	17	51	255
小型映画友の会	10	30	170	12	36	200	11	33	165
いけ花教室	20	60	520	19	57	497	21	63	590
いけ花教室(島野分館)	21	63	588	20	60	200	19	57	205
俳句教室	10	30	125	8	24	120	9	27	135
短歌教室	10	30	120	9	27	110	11	33	130
民踊教室	20	60	1,000	20	60	1,000	21	63	840
追分研究会	22	66	330	22	66	330	24	72	240
雷電太鼓サークル				12	36	80	27	81	925
園芸サークル							7	21	205
計	277	831	6,685	251	753	5,977	303	909	5,950

(岩内町教育委員会調)

岩内町公民館は、昭和31年に建設されたものであり老朽と狭隘が目立ち、さらに施設面についても不十分な面が多く、利用者の要求に応じ得ない現況であり新しい時代に即応した近代的設備をもつ施設の建設が望まれる。

島野分館については、地域的にみて多目的に利用できる施設に改善し、住民の活用をはかる必要がある。

また、公民館活動は本来施設の利用だけにとどまるものではなく、社会教育推進の場として展開されるべきものであり、このため公民館主事の配置により活動の専門的指導体制の確立が望まれる。

2) 図書館

本町の図書館は独立したものではなく、公民館に一室を設け図書室として利用している。

また、書庫、閲覧室も兼用で貸出しについても読書サークルによるグループ貸出しが主となっている。

昭和47年の蔵書数は4,030冊で、このほか道の移動図書館を利用し蔵書の不足を補ってい

る。利用状況はつきのとおりであり利用件数、利用者数、利用冊数とも増加の傾向である。

公民館図書の利用状況
(単位:件、人、冊)

区分	利用件数	利用者数	利用冊数
昭和43年	224	1,170	2,520
44	162	873	3,180
45	144	788	3,151
46	185	648	2,880
47	369	1,125	3,750

(岩内町教育委員会調)

このため町民の教養、調査、研究に積極的に資するためには、蔵書の拡充、閲覧室など図書施設の整備に配慮する必要がある。

3) 郷土館

昭和46年5月に開館した郷土館は、郷土文化伝承の場としてユニークな価値を認められ、館報「郷土」の発行など町民に密着した活動の展開により、その利用状況は1日平均33人程度である。展示資料については町民の理解と関係者の協力、理解によって多くの資料が収集され、展示方法についても独特な面を有し、学校教育の場にも活用されている。

また、社会教育の実践の場としての価値が認められつつあるが、町民の理解が深まるにしたがい利用者の増加が見込まれるので、魅力ある郷土館としての運営が望まれる。

また展示資料の増加に伴い、郷土館の増築も検討されるべきである。

昭和47年12月末の展示資料は4,826点である。

郷土館利用状況(昭和47年)

(単位:日、人)

開館日数	入館者数				うち町外 入館者数	うち一般 の団体	うち児童 生徒の団体
	一般	学生	児童	計			
284	4,864	453	4,081	9,398	2,819	1,680	1,400

(岩内町教育委員会調)

4) 社会教育

町民の体力の向上、余暇の健全な利用のため、各種スポーツ大会の開催、体育団体の育成、学校開放事業の実施、少年スポーツの振興などに力を注いでいるが、施設的にみて町営グランド、町営プール、テニスコート等が整備されているにすぎず、これを補完するものとして学校施設に依存している部分が大きく、年々増加するスポーツ人口に対応するためには体育施設の

建設が必要である。

また、活動面では体育指導委員をはじめ体育団体の参加、協力のもとに、スポーツの生活化につとめているが、指導員が不足しており家庭スポーツ、体力づくり運動など日常生活に密着した体育活動が町民個々にまで浸透していない面もみられる。

社会教育施設の状況は、つきのとおりである。

社会教育施設の状況（昭和47年度）

施設区分	規模 m ²	備考
青少年会館	437.40	体育室、研修室
町営グラウンド	15,133	野球場、陸上競技場
町営テニスコート	826	専用コート 1面
町営プール	1,447.22	25mコース 6コース
東山近隣公園	11,919	児童公園、野球場
大浜海水浴場	12,000	休けい施設、シャワー、便所、電話

（岩内町教育委員会調）

社会体育の推進には施設の整備拡充とともに、スポーツの生活化に対する指導体制の強化をはかることが急務であり、さらに体育指導主事の配置、学校開放事業の促進と少年スポーツ振興のためのスポーツ指導員（地域における指導者）の養成、組織化が必要である。

なかでも、冬期スポーツの振興には施設の充実とあわせて特に意をもちなければならぬ。

(5) 成人教育

1) 家庭教育

家庭教育については、昭和36年以来公民館において婦人学級の中に家庭教育の学習をとり入れて推進してきたが、より積極的に推進するため学級を地域に分散し、両親が参加できる体制確立のため家庭学級と改称、参加者の拡大に努め現在9学級を開設し、幼児教育、家庭生活などを主に学習活動を行なっている。

しかし、参加者は少なく、しかも固定化された傾向にあり、家族ぐるみの参加が不足である。

また、家庭教育の現状は学級内の学習にとどまり、家庭に帰っての実践活動まで及んでいない面が多くみられ、これが家庭教育にとって大きな隘路となっているので、家族ぐるみの参加者の拡大をはかるとともに、現代の要求に応じた学習課程の設定、学習の自主運営を促進するとともに、その学習をもとに実践される家庭教育を推進しなければならない。

家庭学級の開設状況

（単位：学級、回、時間、人）

区分	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
開設学級数	7	8	8	9	9
開設回数	58	64	69	73	83
学習時間	172	192	207	219	249
参加者	250	250	296	289	232

（岩内町教育委員会調）

2) 婦人教育

婦人教育推進の場として生活学校、家庭学級、成人学校等があり、それぞれ学習活動を継続して行なっている。

研究団体としては岩内婦人会、島野婦人会、生活改善クラブ、漁協婦人部等が組織化され婦人の地位向上を目指して研修活動を展開している。

特に生活学校は岩内婦人会が中心となり、昭和42年に開設し生活問題を中心しながら地味ではあるが継続して学習活動を続けている。

さらに、PTA、母の会、地域の町内婦人部なども独自な立場で婦人教育推進の場としての芽ばえがみられる。

3) 老人教育

人口の老令化及び核家族化に伴い、家庭内における老人問題は大きな課題となっている。

本町においては、福祉センター内に老人センターが設置され、550名の登録会員が憩いの場として利用しており、さらに昭和46年度から老人教育推進の場として寿学校を開設し学習活動を実施しているが、この参加者は極く少数に留まっている。

また、婦人団体、青年団体のなかにはこういった老人問題を社会共通の課題として取り上げ学習の場を設ける気運が高まりつつある。

(6) 青少年対策

青少年活動は地区子ども会、スポーツ少年団、青年団、サークル活動などの団体活動を通じて着実に進展している。

子ども会活動は昭和34年の設立にはじまり、現在34の子ども会が組織されており、会員数も3,165人と多く全町小、中学生の75%に達し、子どもを守る会、学校、関係機関との連携のもとに自主的に正しい校外活動を目標にその活動を続けているが、一部において地域ボランティアの不足もあるため、活動が停滞しているところもみられる。

青年活動については市街地の特性などから組織化が難かしいとされていたが、昭和44年に200人の青年6団体による岩内町青年団体協議会が結成され、親睦を基調としながら組織強化をはかっており、現在においては積極的な学習の取り組みをみせており、交通問題、青少年補導、社会奉仕など地域に密着した活動を展開している。

このほか、岩内青年会議所、漁協青年部などについても独自の活動がみられる。

青少年の健全育成については、青少年問題協議会、少年補導センターを中心にPTA、補導委員会、学校、関係機関との連携のもとに街頭補導の実施、カウンセラー、相談指導など青少年の善導に努めている。さらに、広域化する非行に対処するため小樽、後志広域補導連絡協議会に加入している。

最近、補導実績は年々減少の傾向にあるが、有機溶乱の乱用、家出等の件数が増加しつつあり、これら非行の多様化の現象が目立っている。

したがって今後の青少年対策として、子ども会活動については未組織地域の解消をはかり全町的に子ども会を組織化し、自主的な活動を助長するため子どもを守る会の強化、ボランティアの発掘、養成をはかり、持続する子ども会活動を定着させなければならない。

青年活動については、青年が自らのあり方を思索し、敬けんな態度を養い創造的自己開発とよき伝統の継承について考える学習の場が必要である。

また、研修の場の拡大、中核リーダーの養成が急務である。

さらに、未組織青年の現状を解明し組織化を推進することにより、市街地青年として特色ある活動ができるよう配慮する必要がある。

特に、青少年の育成については単に非行防止にとどまることなく、健全育成の方途を積極的に推進しなければならないし、非行の多様化、広域化からすでに個々の単位では対処でき得ない実状なので、学校、PTA、警察など総合的連携を強め町ぐるみの体制を確立するとともに、補導技術の向上とカウンセラ体制の強化による事後補導が必要である。

2. 基本目標

教育の振興は、次代を担う若い世代の能力開発により、地域開発を推進する人材養成をはかり住民生活の福祉と向上に直接寄与するものであり、その意義は極めて大きい。特にこれから社会経済は、科学技術の進展による産業経済の拡大により大きく変貌してゆくことが予想され、このため教育には、すぐれた人格と創造力、そしてたくましい行動力が創出される教育環境が望まれ、人間ひとりひとりの適正な能力を生かすための教育が要求される。

以上の点を見極めつつ基本目標をつぎのように設定する。

(1) 人間形成のための学校教育の推進

みがかれた知性、ゆたかな情操、強い意志、たくましい身体をもつ児童生徒の育成を期し教

育環境の整備をはかり、次の世代に生きる人間形成のための学校教育を推進する。

(2) 生涯教育としての社会教育の推進

変動する新しい時代に対応できる豊かな郷土、明るい家庭の創出を願い、学校教育で養われた知識を基礎として近代社会の実態に即した人間形成を容易にするため、社会教育施設の整備拡充と社会教育活動の一層の振興をはかる。

(3) 健全な青少年の指導育成

技術革新の進展によって経済社会にはじめに人間疎外の傾向と人間の主体性の喪失がみられつつあり、このことは青少年の市民意識の稀薄化、さらに地域的連帯感をそこねる恐れがある。

したがって、青少年がもつ未来への夢と希望を生かしつつ、自らの自覚によって連帯意識や勤労意欲、さらに豊かなる創造力が向上されるよう指導育成をはかる。

3. 主要施策

幼児教育から社会教育を通じての生涯教育と、これに関連する教育環境の創出によりすぐれた人材の育成と地域文化の振興をはかるため、つぎの施策を実施する。

(1) 幼児教育

本町における小学校入学前の5才児に対する幼児教育については、幼児教育対象児童数に対し、幼児教育施設に収容している数とは前述のとおり担当の差が認められるので、幼児教育の必要性にかんがみ、町の実態からして保育所の設置に重点をおき、あわせて私立幼稚園施設の増設、さらに個人又は法人による新規設立を誘導して積極的に幼児教育の振興につとめる。

なお、幼稚園就園奨励費についてはさらにその充実を期し、対象住民の経済的負担の軽減につとめる。

(2) 義務教育

学校施設の整備と近代化を推進し、児童生徒の向上をはかる。

1) 学校の改築

① 西小学校、島野小学校統合学校

R C	3階
普通学級	29学級

特殊学級	2学級
敷地面積	32,650m ²
② 高台小学校	
R C	3階
普通学級	24学級
特殊学級	2学級
敷地面積	26,450m ²
③ 第二中学校	
R C	3階
普通学級	21学級
特殊学級	2学級
敷地面積	35,100m ²
④ 人口増加に伴う児童生徒に対応した小、中学校の増級について配慮する。	

2) 教材、教具の充実

理科教育、産業教育、教材等の整備については、文部省基準の充実率に達するよう計画的に整備する。

3) 特殊教育の振興

精神薄弱児、言語障害児の学校教育をさらに充実するものとし、将来社会生活に対応できるよう共同の実習所及び言語治療教室の建設をはかる。

① 共同実習所の建設

C B 平屋 122m²

② 言語治療教室の設置

4) 学校教育指導主事の配置

学校教育指導主事を配置し、学校教育上の諸問題について解明をはかり、児童生徒の学力向上をめざし、その指導法等について教職員とともに研究し、地域に即応した教育を推進する。

5) 町教育研究所の整備充実

町教育研究所の充実をはかり、町教育の実態調査及び資料の収集を行ない、教育の理論と実践に関する研究を深め、町教育の振興を期する。

(3) 高 等 学 校

次代を担う若い世代の人づくりのために、広く高等学校教育が受けられるよう教育施設の充実と教育環境の改善に努める。

- ① 既設岩内高等学校の入学間口の増加は困難な状況にあるので、岩内地方各町村機関と協調し、既存の共和町立共和農業高等学校の全日制への移行と間口増をはかる。
- ② 地域の実情に即応した実業高等学校（商業科、水産科）の新設につとめる。
- ③ 経済的な理由から、向学心にもえながらも進学に困難な状況にある生徒に対し、奨学金制度を拡充し向学心を助長する。

(4) 高等教育機関等の設置促進

時代の進展に即応し岩内地方の地域開発、産業の振興、文化の向上に寄与するためより高度な教育環境を創出するものとし、高等教育機関すなわち高等専門学校、大学（職業訓練大学）等の誘致促進をはかる。

(5) 社 会 教 育

生涯にわたって学習を必要とする現在にあって、そのための機会と場を提供する社会教育に対する期待はますます増大することが想定されるので、これに対応するため社会教育主事の専門性の向上、社会教育指導員の配置など、指導体制を拡充するとともに、町民の健康増進と社会教育の振興をはかるため、つぎの施設を設置する。

1) 社会教育、社会体育施設の整備充実

① 文化センターの建設

社会教育の総合的施設として図書館、大集会場等を併設した文化センターを建設する。

文化センター R C 3階 5,800m²

② 野外音楽堂の設置

屋外の澄みきった環境の中で音楽その他の催し物を楽しめるよう、野外音楽堂を建設する。

野外音楽堂 R C 1,500m²

③ 住民センターの設置

公民館活動の増大と野東、敷島内地域住民の利便をはかるため、多目的に使用できる住民センターを設置する。

住民センター R C 2階 420m²

④ 社会体育施設の整備充実

(イ) スポーツセンター	4,731 m ²
(ロ) テニスコート	2,754 m ² 3面
(ハ) プール	2,000 m ²
(ダ) サイクリングロード	8,000m
(ホ) 登山コースの整備 (岩内岳、日国内岳、雷電岳)	

2) 成人教育の振興

① 公民館活動

- (イ) 公民館主事を配置し指導体制を強化し、成人学校の科目増と内容の充実をはかる。
- (ロ) 公民館サークル活動の育成助長をはかる。

② 図書館

- (イ) 30,000冊を目途に蔵書を充実する。
- (ロ) 読書サークルの育成をはかる。
- (ハ) 児童閲覧室の設置と閲覧施設の充実をはかる。

③ 郷土館

- (イ) 展示資料の収集
- (ロ) 館報「郷土」の発行を継続し、町民の高度利用ができるよう郷土館運営につとめる。
- (ハ) 資料の増加に伴い郷土館の増築をはかる。 198 m²

④ 家庭教育

- (イ) 学庭学級の自主的運営の促進をはかるとともに、リーダーの養成につとめる。
- (ロ) 移動家庭学級を開設し、学習から実践活動への展開をはかる。
- (ハ) P T A、町内会、自治会との連けいを密にし、家庭教育推進の場として活用する。

⑤ 婦人教育

- (イ) 生活学校、公民館成人学校、家庭学級の充実をはかり、学習活動の進展と参加者の拡大をはかる。
- (ロ) 組織婦人団体の育成強化と、中核リーダーの養成を推進する。
- (ハ) スポーツ活動を導入し、若年層の組織化を促進する。
- (ダ) 道立婦人会館の建設誘致を促進する。

⑥ 老人教育

- (イ) 寿学級の充実と福祉施策とあいまって、総合的に高令者教育の推進をはかる。
- (ロ) 老人問題を社会全体の課題として、あらゆる機会に学習の場を設定してその推進をはかる。

3) 社会教育の推進

- ① 体育指導主事を配置して指導体制を整備し、スポーツの生活化をはかる。
- ② 学校、校庭開放事業の促進と充実をはかり、地域におけるスポーツ活動の拠点とする。
- ③ 体育団体の育成と指導者の養成をはかり、社会体育の推進につとめる。

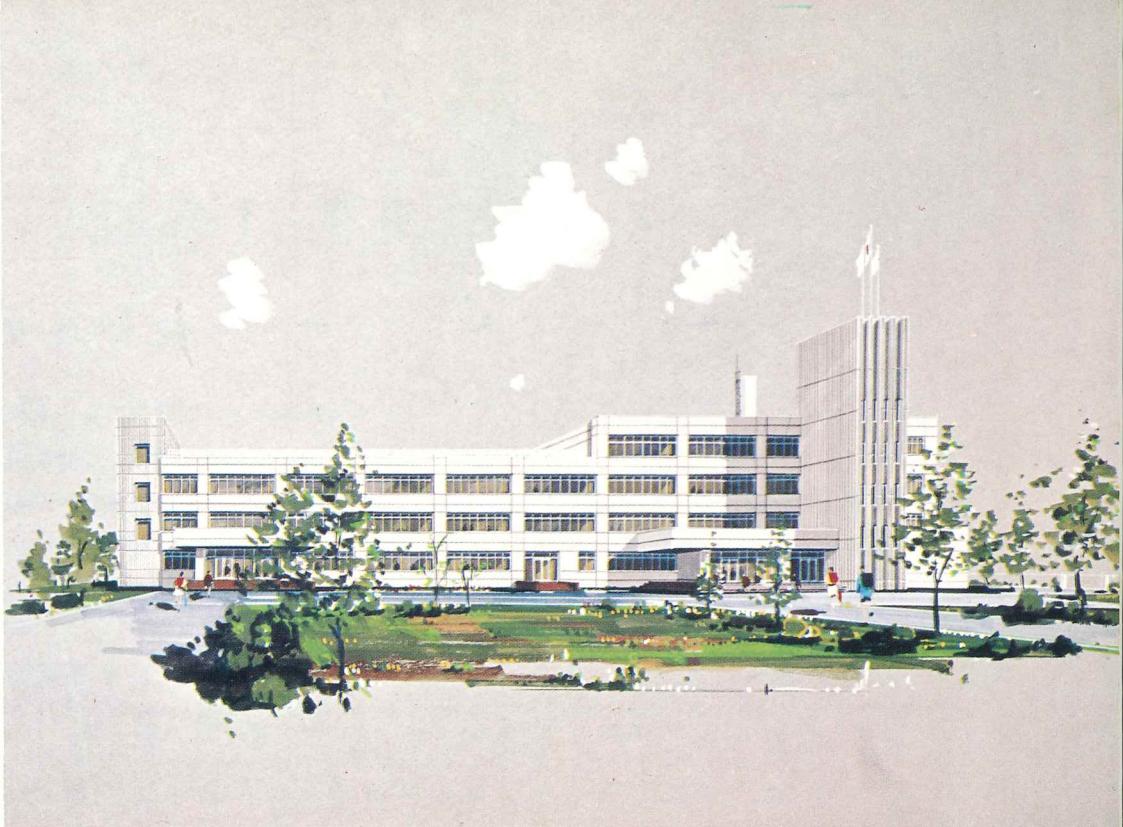
4) 文化活動

- ① 施設の整備とあいまって、文化団体の育成と生活文化の進展をはかる。
- ② 郷土芸能の育成をはかる。
- ③ 文化財保護活動を推進し東山遺跡、住居跡の復元をはかる。
東山遺跡、住居跡の復元 1,000 m²

5) 青少年対策

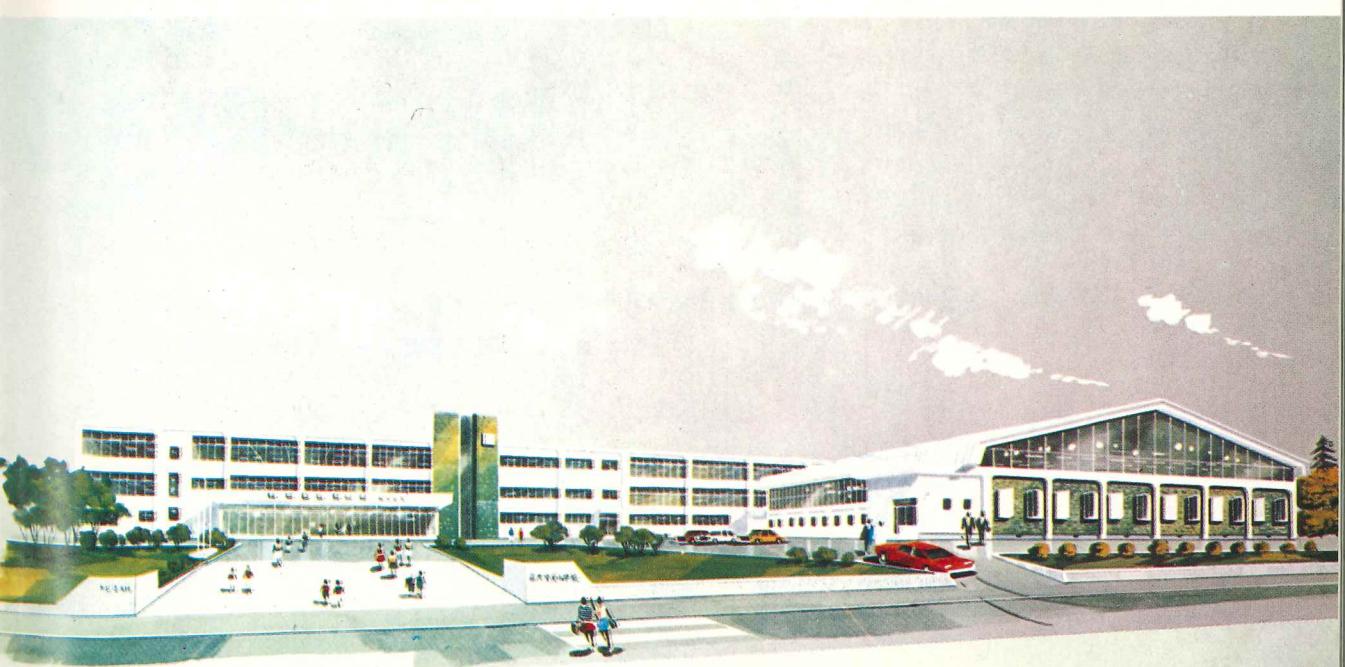
青少年の自主的な活動を助長し健全な育成をはかるため、つきの施策を行なう。

- ① 青少年育成活動施設の設置
 - (イ) 青少年科学館 R C 2階 850 m²
 - (ロ) ちびっ子広場 60 m² 2か所
- ② 青年団体、子ども会の組織育成と地域活動の促進
- ③ 青少年サークル活動の普及
- ④ 少年スポーツの振興
- ⑤ 青少年相談体制の充実



西小学校完成予想図

中央小学校完成予想図



第6 消防防災計画

1. 現況と課題

消防は住民サービスを中心とする福祉行政であり、現在一層その傾向を強めている。

現在の消防体制は、消防本部のもとに1署があり消防団として5分団が配置されている。

近年、市街地内の建築物は特に中高層化が進み、また化学建材の使用による建築物が多くみられさらに家庭消費燃料の液化普及によって発生する火災も多様化し、火災発生による死傷者が多くなる傾向が予想される。

火災発生状況の推移

(単位:件,人)

年 度 別	火 災 発 生 件 数	原 因 别 火 灾 件 数									死傷者数		焼 失 面 積 m ²	損 害 額 千円
		煙 突 関 係	使 用 火	油 類 関 係	電 気 関 係	ブ ロ バ ン 関 係	子 供 の 火 遊	残 火	そ の 他	死 者	傷 者			
38	12	1	3	1	2		2	1	2				429.1	9,877
39	15	1	4	3	4		1	1	1				539.3	4,577
40	11	1	4		1	2	1			2		2	113.8	4,067
41	11		6			1	2	1	1	3			1,242.1	44,708
42	16		6		1		3	1	5	2	1		8,193.3	131,959
43	15	1	3	2	3	1	2		3	1			4,867.5	68,084
44	11	2	1		2	1	2	1	2		22		3,382.4	66,390
45	10	2	2		2	1	1			2	5		705.5	14,179
46	18	1	2	2	4		3		6	1	5		4,536.72	94,187
47	13		2	2	2	2	2	2		3	2		190.0	26,515

(岩内町消防本部調)

こうした火災の質的変化、さらに交通事故の人身被害も急激に増加しつつあり、昭和44年11月から被災者の救急対策として救急業務も開始している。

救急事故発生の推移

(単位:件、人)

年別	区分	計	救急種別										不搬送	
			火災	風水害	水難事故	交通事故	労働災害	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	運動競技	その他	
45	出動件数	132	2		4	31	9	9	4	6	44	2	21	
45	救急件数	89	2		4	19	7	7	2	6	40	2		43
45	搬送人員	105	4		4	32	7	8	2	6	40	2		
46	出動件数	192	1		7	70	7	19	1	5	68		14	
46	救急件数	146	1		3	52	7	18	1	5	59			46
46	搬送人員	164	1		2	70	7	18	1	5	60			
47	出動件数	216	2		9	64	9	23		3	90	3	13	
47	救急件数	175	2		7	47	8	20		3	85	3		
47	搬送人員	192	2		7	62	9	20		3	85	4		41

(岩内町消防本部調)

火災予防についてはこれまで消防広報車、街頭放送、広報紙等を通じ火災予防運動の啓発宣伝に努め、強風及び異状乾燥時の周知徹底、避難訓練指導、特別査察の実施、消火器の実験、防火教育などを実施し、予防消防としては消防職員による予防査察、危険物については立入指導査察によりその取締りにあたっている。

また、防災体制については昭和40年災害対策基本法に基づき岩内町防災会議を設け、災害発生時における町民の生命身体及び財産を災害から保護するため防災全般にわたって計画し、災害対策を実施するにあたり、防災関係機関等がその機能のすべてをあげてこれにあたる体制を整えていく。

消防力の基準及び現有勢力は、つぎのとおりである。

区分	消防本部	消防署	人 員	消防自動車	小型動力ポンプ	水利施設	内訳		
	(部)	(署)	(人)	(台)	(台)	(か所)	消火栓	防水	自然水利
基 準	1	2	115	9	1	184			
現 有	1	1	29	3	5	97	2	10	85

(岩内町消防本部調)

これを比較してみると消防自動車、水利施設及び警防要員の不足がめだっているので、この基準

に近づけるよう消防力の増強をはかるとともに危険物などの化学火災に対応するため、近代的な消防力の拡充につとめ、より積極的な予防、防災意識の徹底により町民の生命と財産の保護につとめることが必要である。

また、消防本部を核とした一部事務組合による広域消防行政を推進する気運が高まり、昭和49年度から実施をめどに検討されているが、消防計画にあたってはこの点にも留意し、広域消防行政に対応できる計画が望まれる。

2. 基本目標

火災の多様化、市街地の拡大に伴う守備範囲の拡張、危険物の増加などに対応するため、消防力の近代的整備強化、さらに救急体制の強化充実をはかるとともに、広域消防行政を推進する。

また、防災計画については町民にその趣旨を十分理解させるよう、平素から災害に対する避難訓練等の防災訓練により徹底をはかる。

3. 主要施策

① 消防力の強化

消防力の増強と近代化をはかるため消防ポンプ車、消防タンク車、スノーケル車、高発泡車の増車と更新をはかる。

② 救急体制の強化

救急業務の円滑化、迅速化を期するため、A級救急自動車の増車と機械の整備をはかる。

③ 広域消防行政の推進

岩内町、共和町、泊村、神恵内村、寿都町、黒松内町、島牧村の岩宇、南後志7か町村によって、一部事務組合を組織し広域消防行政を推進する。

④ 防災計画の周知

⑤ 防災訓練の実施

第7 交通安全計画

1. 現況と課題

本町の自動車保有台数は年々増加し、昭和45年には3,557台であったのが昭和48年には4,287台といちじるしい増加である。

一方、こうした自動車保有台数の増加に対して、交通事故の発生は昭和47年の事故件数を昭和43年と比較すると約10%増の発生となっており全国、全道の発生状況より上回っている。

交通安全対策としては、岩内町交通安全町民運動推進委員会の連絡調整の下に交通安全協会をはじめとして各関係団体の協力により街頭交通指導のほか各種の安全対策にあたっているが、こうした既存の組織のみでは激増している交通事故防止に限度があり、この組織の輪は町民総ぐるみ、地域ぐるみの交通安全運動としての盛り上がりを必要としている。

また、事故による死傷は被害後の生活を悲惨なものとしている実情にあるので、不幸にして交通事故を受けた場合の救済制度の確立が急がれる。

交通事故発生状況

(単位:件,人,倍)

区分	岩内町						道面 警札 部	幌管 内	全道	全国	
	昭和43	44	45	46	47	47年/ 43年					
件数	99	125	110	114	108	1.09	12,993	12,411	0.96	1.04	1.04
死者	6	6	1	5	3	0.50	364	333	0.91	1.05	1.17
傷者	118	153	135	128	103	0.87	17,979	18,310	1.02	1.12	1.07

(岩内町総務課調)

事故の態様別発生の状況では、全体の約半分が車と車の事故でスピード違反、除行違反、車間距離の不適当による追突事故が多く、いわゆる交通ルールの基本的な違反が目立ち、次いでこれを背景とした車と人との事故が多い。

態様別事故発生状況(昭和47年)

(単位:%)

区分	事故の態様					
	合計	車と車	車と人	車単独	踏切	
岩内町	100.0	50.0	37.1	12.0	0.9	
全道	100.0	65.0	27.2	7.6	0.2	

(岩内町総務課調)

交通事故の発生状況については、国道での発生率が最も多く48.1%を占め町道では28%の発生であり、総体的には市街地域内での事故が最も多い。

道路別事故発生状況(昭和47年)

(単位:件, %)

区分	国道229号線			道道			町道	合計
	市街地	旧島野	計	東山	その他	計		
発生件数	92	12	44	10	16	26	38	108
構成比	29.6	11.1	40.7	9.3	14.8	24.1	35.2	100.0

(岩内町総務課調)

このように国道での事故の発生が多いのは交通量が多いこと、この交通量に対応できる道路容量がないことなど施設面での不備をあげられるが、このことは町道、道道についても同様なことがいえる。

このため歩道、信号機、防護柵の設置のほか特に通学路を重点的に整備を進めているが、歩道の区分をされていない部分も多いなど、交通安全上の問題が多い。

交通規制等実施状況(昭和47年7月現在)

(単位:か所, m)

区分	速度制限	駐車禁止	追越し禁止	一時停止	横断歩道	信号機
か所	2	5	1	11	44	6
距離	6,076	4,150	3,600			

(岩内町総務課調)

2. 基本目標

多発を極める交通事故を防止し、事故から町民の身体、生命を保護し健全な住民生活を保持するため、交通安全施設の積極的な整備を進める。

特に、交通安全運動の推進については町民ひとりひとりの交通安全意識の高揚がはかられるよう町内会、自治会などを通じ住民運動として推進する。

また、奉仕の精神により協力をいただいている交通指導員については、その身分の確立につとめる。

3. 主要施策

交通事故の発生を防止するため、つきの施策を実施する。

第8 産業労働計画

(1) 交通安全施設の整備

- ① 歩道の設置、舗装
- ② 信号機の設置
- ③ 防護柵、道路標識、標示区画線の整備
- ④ 自転車、歩行者専用道路の整備

(2) 交通安全常時啓発運動の推進

- ① 学校教育、社会教育における交通安全指導の徹底と充実
- ② 自治会、町内会及び職域等の実践組織の体制を確立し、住民総ぐるみの交通安全運動の推進
- ③ 交通公園の設置 3,000m²

(3) 被害者救済制度の実施

- ① 町民交通傷害保険制度の充実と加入率の促進
- ② 損害賠償の請求の援助、交通事故相談活動の強化

1. 現況と課題

昭和45年の国勢調査人口における産業別就業者人口総数は11,437人で、昭和40年の9,520人と比較し20%上昇しており、総人口の伸び率1.5%よりも大きい。

産業別就業者調

(単位:人, %)

区分	昭和40年	昭和45年	伸び率
農業	586	598	2.0
林業、狩猟業	66	62	△ 6.1
漁業、水産養殖業	1,632	1,692	3.7
鉱業	93	20	△ 99.4
建設業	1,649	1,936	17.4
製造業	931	1,314	41.1
卸売、小売業	2,029	2,473	21.9
金融、保険、不動産業	155	209	34.8
運輸、通信業	558	642	15.1
電気、ガス、水道業	21	31	47.6
サービス業	1,629	2,123	30.3
公務	230	328	42.6
分類不能の産業	1	9	900.0
合計	9,520	11,437	20.1

(国勢調査)

産業別就業人口では、第1次産業就業者の構成比は低下し第2次、第3次産業就業者の構成比率の増加がみられ、全道に比べ第2次産業就業者の比率が高い。

産業別就業人口の比較

(単位:人, %)

区分	岩内町				全道			
	昭和40年		昭和45年		昭和40年		昭和45年	
	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比
総数	9,520	100.0	11,437	100.0	2,326,314	100.0	2,460,282	100.0
第1次産業	2,284	24.0	2,352	20.6	613,995	26.4	516,085	21.0
うち漁業	1,692	17.1	1,692	14.8	101,389	4.4	88,049	3.6
第2次産業	2,613	27.4	3,270	28.6	609,896	26.2	628,178	25.5
うち製造業	931	9.8	1,314	11.5	279,986	12.0	305,735	12.4
第3次産業	4,623	48.6	5,815	50.8	1,102,423	47.4	1,316,019	53.5

(国勢調査)

労働力の現況では、15歳以上の総人口に占める割合は昭和40年の69.3%に対し、昭和45年には72.9%と高まっているが全道の74.4%より下回っている。

15歳以上の人口に占める労働力総数の割合と労働力比率は、昭和40年の55.5%に比べ昭和45年は62.1%と上昇し、就業率では昭和40年の37.5%から昭和45年には44.3%と上回っているが、全道の率には及んでいない。

労働力状態

(単位:人, %)

区分	総人口 A	15歳以上 人口 B	労 働 力			非労働力	労働力 比率 C/B	就業率 D/A	B/A
			総 数 C	就 業 者 数 D	完 全 失 業 者 E				
昭和40年	計	25,405	17,611	9,766	9,520	246	7,843	55.5	37.5 69.3
	男	12,088	8,096	6,551	6,388	163	1,544	80.9	52.8 67.0
	女	13,317	9,515	3,215	3,132	83	6,299	33.8	23.5 71.5
昭和45年	岩内町	25,799	18,818	11,689	11,437	252	7,129	62.1	44.3 72.9
	男	12,262	8,652	7,192	7,022	170	1,460	83.1	57.3 70.6
	女	13,537	10,166	4,497	4,415	82	5,669	44.2	32.6 75.1
全道	計	5,184,287	3,874,800	2,597,078	2,498,680	58,398	1,376,064	65.5	48.2 74.7
	男	2,552,806	1,884,245	1,613,031	1,588,994	24,037	295,228	85.6	62.2 73.8
	女	2,631,481	1,990,555	924,047	909,686	14,361	1,080,836	46.4	34.6 75.6

(国勢調査)

今後の労働力の需給問題として総人口の年令構成比についてみると、0~14歳人口の構成比が低下し40歳以上の人口構成比が高まり、人口の高令化が進むことが予想される。

また、総人口の伸び率は低下しており、15歳以上の人口に占める40歳以上の人口構成比が漸次高くなりつつあり、こうした中高年令層の増加は就職市場とも関連して大きな課題となっている。

年令区分別人口構成比

(単位:人, %)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総人口	25,093	100.0	25,405	100.0	25,799	100.0
0~14才	8,852	35.3	7,794	30.7	6,981	27.1
15~19才	9,524	38.0	10,237	40.3	10,494	40.7
40才以上	6,717	26.8	7,374	29.0	8,924	32.3

(国勢調査)

また本町は、他の市町村から労働力を吸収してその生産性を高めているということより、労働力を流出させている要素が極めて大きく、特に高校、中学校卒業生の流出が目立っている。

技能者の養成施設として、道立岩内専修職業訓練校と岩内地方職業訓練協会がある。

道立岩内専修職業訓練校は、余市町に分校をもち建築科など訓練4科目に定員140名の訓練生により、知識と技能を修得させるための技術労働者の養成につとめている。

道立岩内専修職業訓練校の概要

(単位:人)

施設名	訓練科目	定員
本校	建築科	40
	溶接科	40
	構造物鉄工科	40
余市分校	左官科	20
計		140

(岩内専修職業訓練校調)

また、岩内地方職業訓練協会では働きながら技能と知識を修得させ、技能者の養成と技術の向上をはかるため建築大工、建築板金の2訓練科目により岩内町福祉センター内で訓練を行なっている。

小企業の多い本町としては、訓練科目の増設をはかるとともに訓練施設の整備を行ない、有能な技術労働者を確保することは極めて重要な課題である。

労働福祉対策としては勤労者に対する各種資金の貸付を容易にするため、北海道労働金庫俱知安

支店に資金を預託し利便をはかっているが、あわせて出稼ぎ労務者等に対する生活資金の一時貸付のため愛情金庫制度を設けている。

さらに、岩内町福祉センター内的一部を労働団体、勤労青年団体等の事務所に貸し付けとともに集会等に利用されている。

しかし、将来の産業振興と町勢進展に必要な労働力の確保と保全のためには労働環境、労働福祉を充実し労働者の技術能力の訓練開発をすすめ、住宅、宿舎の確保などを課題として、これらの施設の具体化を通じて若年労働者の吸収をはからなければならない。

2. 基本目標

労働者の確保にあたっては現状として給与の格差、労働環境、労働者の福祉施設の不備などにより若年労働者の町外流出、人口の高令化に伴い就業者の平均年令の上昇も予想されるが、今後の地域開発の推進、産業経済の進展により、さらに労働力の需要が高まることを予想し、これに対応する労働力の量的確保と質的向上をはかるものとし、特に若年労働者の流出防止と中高年令層の雇用を促進し、加えて訓練施設の充実によって技能労働者の確保と労働力の質的向上をはかる。

また、就労者の中には季節（出稼）労働も多く、この就労をめぐって問題があり、労働者の安定就業のための総合的な施策を推進する。

3. 主要施策

労働力の量的確保と質的向上をはかるとともに労働者の福祉増進のために、つきの施策を促進する。

(1) 労働市場のはざと労働力の確保

地域開発、産業構造の変革に伴い労働市場は逐年変化する様相を呈しており、これが実態のはざについては常に的確を期するとともに、労働力確保と雇用力増大をはかるため既成企業の体质改善、雇用条件の改善を促進し、さらには新規企業の誘致に努めて若年労働力の流出を防止し、中高年令者層の雇用を促進する。

(2) 労働力の質の向上

産業経済の著しい発展の原動力となったものは、科学の進歩と技術の革新にあるものと考えられるが、今後の労働力についても産業構造の変革から優秀な技能と勤労意欲の旺盛な労働者を養成することが肝要であり、この対策の強化をはかる。

(3) 産業教育の充実

技能労働者等の養成をはかるため、公共職業訓練施設の充実と事業内職業訓練の振興に努

める。

- ① 産業別各種技能講習会、研修会の開催
- ② 道立岩内専修職業訓練校の整備、充実
- ③ 岩内地方共同職業訓練センターの建設

R C 2階 800m²

(4) 労働福祉対策の強化

- ① 賃金体制の確立と共済制度の充実

企業努力によって生産性の向上、経営の近代化をはかり労働力を確保するため、賃金体制を確立するとともに休業補償制度、退職金制度等を普及して生活保障と企業への定着性を高める。

- ② 労働福祉施設の設置

労働者の福祉増進のため、労働福祉施設の設置に努める。

イ 労働福社会館の建設 R C 2階 1,500m²

ロ 協同化による企業内福利厚生施設の設置促進

ハ 勤労青少年ホームの建設 R C 2階 800m²

- ③ 職業援護相談所の設置

主として、季節的に出稼ぎする労働者の生活安定と労働需給の適正化をはかるため相談所を開設する。

- ④ 高令者就職相談所の設置

高令者の雇用促進のために就職相談所を開設する。

第 3 部

產 業 振 興 計 画

第3部 産業振興計画

岩内町の産業構造は、従来の漁業を中心とした第1次産業から第2次産業、第3次産業にウェイトが移行し、堅調な伸展を背景に高度化が進みつつある。

しかし、総体的に第1次産業のウェイトは低下しつつあるものの、漁業の占める地位は極めて大きいものがある。

産業基盤については今後中心となる水産加工業、漁業、工業をはじめ商業また農業部門についてもそれぞれ多くの問題点をかかえているが、地域に密着した高生産性産業の育成と町経済圏の増大をはかることが必要である。

このため漁業については動物性蛋白資源の供給基地として果たす役割は大きく、一層重要視されなければならない。

このような観点から、漁業生産を増大しその安定的供給をはかるため、栽培漁場の造成を推進し漁業生産の計画的な増大につとめるほか、沖合漁業については新漁場の開発を促進し、北方圏漁場への進出、漁船等の装備の近代化、大型化を進め漁獲量の増大をはかり、漁業の拠点的な近代化対策として漁港施設、産地市場、加工、流通を網羅した水産物産地流通加工センター形成事業の指定を受け、密度の高い漁業基地の形成をはかる。

農業については生産性向上に不可欠な土地基盤づくりをはじめ、草地の造成等による経営規模の増大をはかり、あわせて農業経営の構造改善を推進し生産所得の増大につとめる。

工業については地域資源の高度利用による地場産業の育成と経営規模の増大、さらに企業の体质改善につとめ、あわせて新規企業の誘致をはかる。

このため、岩内町の企業の中で最も高いウェイトを占めている水産加工業については生産の増大と高次加工技術の導入、商品開発をはかり、あわせて水産物、農産物の食品工業の振興につとめ、さらに鉄鋼船修理工場、その他機械工業等の誘致を推進する。

また、外材輸入の実現によって木材木製品工業の振興開発をはかり、工業生産の増大をはかる。

商業については所得水準の向上及び交通通信体系の進展に伴い、生活領域の増大、消費動向の変化に対応し、円滑迅速な流通活動を開拓するため取引流通、物的流通の両面にわたり資本設備の増強、経営規模の大型化と体质改善を進め、あわせて情報流通機能の強化を促進し販売網の強化と卸売商圈の増大をはかる。

観光については後志広域観光開発計画に即応し雷電地区、円山地区を中心とした近郊観光ルートの開発設定を行ない、恵まれた自然的、文化的、歴史的観光資源の保護と利用開発を進め、施設の整備とあいまって観光客にとり魅力的な観光基地の形成をはかる。

第1 漁業振興計画

1. 現況

(1) 沖合漁業

本町の主要な漁業としてスケソウ漁があげられるが、この漁業は明治35年から今日まで幾多の変遷を経ながら操業されている。

しかし、資源的には岩内湾がスケソウの南限主要産卵場となっていることから、急激な減少傾向に至らないにしても資源増加に大きな期待はできず、逐年減船による自主調整をはかりながら1隻当たり漁獲高の増加に努めている。

日本海マス漁業については、昭和30年に開発されて以来漁撈技術の向上と漁船の大型化、近代化に伴い漁獲高は増加しつつあるが、近年にいたって国際間の協定により漁獲制限が余儀なくされ、すでに減船調整がはかられている。

しかも、この魚の持つ特性として隔年毎の豊凶作の差が著しく、これが漁業経営の安定を欠く要素になっている。

そのほか、沖合漁業として夏から秋にかけて漁獲されているイカ漁業がある。

この漁業は回遊に不安定さがあるためスケソウ、マス漁業の補完的性格が強い。

また、その他の魚種、水産動物についても資源的に減少の傾向が見受けられる。

(2) 浅海漁業

貝類、海藻類の浅海漁業資源は年々減少の傾向にあり、従来の自然発生のみでは漁家経営の糧になり得ない状態である。

このため、以前からアワビ稚貝の放流、コンブ種苗の育成、ホタテ、ホッキ、ワカメ等の日本海における可能な限りの増養殖を実施しているが、最近日本海の荒海では養殖が困難とされていたホタテ養殖にめどがつき、資源確保に明るい見通しが得られている。

(3) 漁業経営の状況

イ 無動力船階層

本町の無動力船階層は野東、敷島内地区に偏在しており、大半が農業との兼業である。

これらの漁家は昭和20年以後の農地改革により、0.5haから1ha程度の背面耕地を入手し昭和30年から造田をすすめながら、浅海漁業を営む半農半漁の性格を備えるに至った。

対象魚種はコンブ、アワビ、ウニ、ワカメ等の浅海資源で共同漁業権内の磯回り漁業で単

一魚種の水揚げは少なく、貝藻類等を主として年間45日前後の操業である。

また、この階層では一部町内の沖合漁業への雇用もみられる。

ロ 小型定置階層

小型定置は底建網を主体とするものでヤリイカ、ヒラメ、サバ、タラ、ホッケその他の雑魚が対象魚種で周年操業を続けており、漁船も1～3トン階層と比較的小型船を使用しており乗組員は3名～5名と少ない。

水揚額は年間5,000千円程度とあまり大きくないが、経営は比較的安定している。

ハ 0～3トン階層

この階層はイカ、タラ漁を主としており、従業員のいないひとり操業により年間230日前後の操業日数で、1,500千円～2,000千円程度の水揚げをしている。

ニ 5～10トン階層

ほとんどが前浜によるスケソウ延縄漁業、イカ釣漁業で3～5トン階層に比べ操業日数も少なく、水揚げ高においても少なくなっている。

この階層は、船型の関係で中間的操業を余儀なくされており、漁業経営上大きな悩みをもっている。

ホ 10～15トン階層

この階層も5～10トン階層と同じ操業形態でスケソウ、イカ漁を主体とし、一部がホッケ刺網及び雑魚にたよっている現状であり、乗組員及び必要経費においても20～30トン級とほとんど同じであるため、経営上大きな問題となっており操業日数、水揚高においても年間120日～220日で3,000千円から7,000千円と、水揚額において大きな船間差がある。

ヘ 15～20トン階層

明確な専業態勢をとっているのはこの階層でいずれもスケソウ、マス、イカ漁を中心としており一部カレイ刺網、サンマ流網、エビ籠漁などの操業をしている。

スケソウ漁に対する依存度は非常に高いものとなっているものの、水揚額から直接的経費間接的経費を差引くと不安定な階層となっている。

ト 20～30トン階層

この階層はスケソウ延縄、マス延縄、イカ、タラ漁によりやや安定した周年操業を続け、年間水揚げも概ね20,000千円前後を示しているが、漁場の遠隔に伴い操業が不安定となり、40トン前後に切り替える者が増加している。

チ 30～50トン階層

ホッケ刺網、スケソウ刺網などを主な漁業とした比較的安定した階層である。

最近20トン階層からこの階層に切替える傾向が強くなっている。

これは概ね岩内前浜以外の操業により航海日数、海難防止、積載能力等が有利なことによるもので、沖合漁場への進出が多くなってきている。

リ 50~100 トン階層

いざれも遠洋漁業と沖合漁業を兼ねており、武蔵堆のスケソウ、ホッケ、沿海州でのエビ籠、スケソウ、大和堆と一部北洋における母船式サケ、マス漁業による安定した周年操業を続ける岩内町における漁業経営のトップグループになっている。

漁船階層別漁業種別経営様式

階 層	経営様式	漁 業 種 别
無動力船	A	アワビ、ウニ、ナマコ、コンブ、ワカメ、タコ
小型定置	B、F	ヒラメ、ホッケ、ヤリイカ、タラ
0~3 トン	A、D	タコ、イカ、ナマコ、ヒラメ
3~5 トン	B	スケソウ、タコ、イカ、マス、ナマコ
5~10 トン	B、D、F	スケソウ、イカ、マス、ホッケ、タラ
10~15 トン	B、D、F	スケソウ、イカ、マス、カレイ
15~20 トン	B、D、F	スケソウ、マス、イカ、サンマ、カレイ、エビ、タラ
20~30 トン	B、D、F	スケソウ、マス、イカ、タラ、ホッケ
30~50 トン	B、D、F	ホッケ、スケソウ、中部サケ、マス、サンマ
50~100 トン以上	F	スケソウ、サンマ、北洋サケ、マス

(岩内郡漁業協同組合調)

※ 経営様式の符号

A : 自家労働力のみの漁業経営

B : 自家労働力の他に、雇用労働力をもつ漁業経営

C : 共同漁業経営

D : 乗子を出している漁家

E : 漁業賃金労働者をもつ漁家

F : 漁業外賃金労働者をもつ漁家

G : 農、漁業以外の自営兼業

(4) 漁獲高の推移

過去5か年間の漁獲高の推移は概ね20億円台を上下しているが、昭和43年には日本海のマス

漁業が大幅に減少し10億円台に落ち込んでいる。

このように、岩内町の漁獲高が大きく変動する要素はマス、スケソウ、イカの三大漁業によるものが多く、これらの豊不漁により直接漁獲高の20~30%は増減するのが実情となっている。

さらに、日本海マス漁業の陸揚げ地でもあり夏、秋のイカ漁による管外船の水揚げ量もしだいに上昇しつつあり、こうした背景は岩内港が漁業基地として位置づけられていることを物語っている。

昭和47年度の水揚げは25.0千トン、22億9千万円の漁獲をみており、昭和43年と比較してこの年はマスの凶漁年であったにもかかわらず水揚げ数量では161%、金額では149%の伸びを示しており、この要因としては他の魚類の相当な伸びと魚価の高騰が大きな要因となっている。

総じて、今後の水揚量は2万トンを上まわる水準をもって推移することが考えられる。

年度別地元管外別生産高

(単位: t, 千円)

年 度	区 分	地 元 船	管 外 船	計
		数 量	金 额	
43	数 量	13,988	1,927	15,315
	金 额	925,858	191,044	1,116,902
44	数 量	15,663	2,495	18,158
	金 额	1,983,201	435,394	2,418,595
45	数 量	18,686	4,900	22,986
	金 额	1,592,406	419,153	2,011,559
46	数 量	20,007	3,906	23,918
	金 额	2,360,411	837,464	3,197,875
47	数 量	17,667	7,365	25,032
	金 额	1,524,929	764,016	2,288,945

(岩内郡漁業協同組合調)

漁獲高の推移

(単位:トン,千円)

区分	昭和43年度					
	地元船漁獲高		管外船漁獲高		計	
すけそ	8,910	400,977	361	18,070	9,271	418,447
たら	337	23,954			337	23,954
いかけ	2,581	143,975	487	29,232	3,068	172,607
ほつけ	483	96,560			483	96,560
ひらめ	35	14,272			35	14,272
かれい	512	30,073			512	30,073
さんま	58	5,522			58	5,522
えび	14	7,520			14	7,520
たこ	110	10,580			110	10,580
あわび	16	10,484			16	10,484
こんぶ	16	1,600			16	1,600
その他の	916	241,541	479	143,742	1,395	385,283
計	13,988	925,858	1,327	191,044	15,315	1,116,902

区分	昭和45年度					
	地元船漁獲高		管外船漁獲高		計	
すけそ	10,894	595,731	1,498	69,223	12,392	658,954
たら	396	35,823			396	35,823
いかけ	4,094	369,436	2,463	207,779	6,557	577,215
ほつけ	1,440	88,463			1,440	88,463
ひらめ	53	24,330			53	24,330
かれい	214	24,330			214	24,330
さんま	176	19,270			176	19,270
えび	22	17,989			22	17,989
たこ	136	23,133			136	23,133
あわび	6	6,074			6	6,074
こんぶ	5	1,564			5	1,564
その他の	1,250	386,263	399	148,151	1,649	534,414
計	18,686	1,592,406	4,300	419,153	22,986	2,011,559

区分	昭和44年度					
	地元船漁獲高		管外船漁獲高		計	
すけそ	8,204	437,972	1,019	25,196	9,223	463,168
たら	267	22,605			267	22,605
いかけ	1,186	99,093	413	41,384	1,599	140,477
ほつけ	1,093	75,817			1,093	75,817
ひらめ	58	21,494			58	21,494
かれい	323	25,633			323	25,633
さんま	192	18,033			192	18,033
えび	22	16,458			22	16,458
たこ	124	14,846			124	14,846
あわび	5	3,540			5	3,540
こんぶ	69	8,341			69	8,341
その他の	4,120	1,239,369	1,063	368,814	5,183	1,608,183
計	15,663	1,983,201	2,495	435,394	18,158	2,418,595

区分	昭和46年度					
	地元船漁獲高		管外船漁獲高		計	
すけそ	10,572	508,928	711	30,510	11,283	539,438
たら	362	40,195			362	40,195
いかけ	2,279	474,297	1,893	376,560	4,172	850,857
ほつけ	2,105	111,076			2,105	111,076
ひらめ	59	35,131			59	35,131
かれい	343	28,346			343	28,346
さんま	382	40,273			382	40,273
えび	26	23,617			26	23,617
たこ	138	23,295			138	23,295
あわび	6	7,780			6	7,780
こんぶ	28	6,790			28	6,790
その他の	3,707	1,060,683	1,902	430,394	5,009	1,491,077
計	20,007	2,360,411	3,906	837,464	23,913	3,197,875

漁船の推移

(単位:隻, %)

区分	昭和47年度					
	地元船漁獲高	管外船漁獲高	計			
すけそ	11,928	662,923	2,116	96,405	14,044	759,928
たら	240	27,887	45	5,330	285	33,217
いなか	2,191	266,710	3,871	439,932	6,062	706,642
ほつけ	1,440	88,454	277	13,039	1,717	101,493
ひらめ	40	36,640	19	13,248	59	49,888
かれい	488	47,881	393	35,364	881	83,245
さんま	330	35,001	33	3,584	363	38,585
えび	45	43,874	2	1,097	47	44,971
たこ	114	19,829	17	2,493	131	22,922
わび	7	13,009	1	90	8	13,099
こんぶ	70	19,492	1	18	71	19,450
その他	774	263,289	590	153,416	1,364	416,705
計	17,667	1,524,929	7,365	764,016	25,032	2,288,945

(岩内郡漁業協同組合調)

(5) 漁船の推移

過去5か年間の岩内町の漁船の推移はつきの表のとおりであり、漁船数は漸減しつつ今日に至っているが、船型は大型化の傾向にある。

これは、漁場が次第に沖合い化し航海日数が増加してきている割合には操業日数が短かいため、一隻当たり一航海の積載能力の増加が必要であり、それに伴う漁船装備の充実とそのほか海難防止の面、漁業歩合の関係から乗組員が小型船を避ける傾向などから、経済性も考慮され漁船の大型化がはかられている結果である。

特に、最近沿海州のエビ籠、スケソウ刺網、武藏堆のホッケ刺網、スケソウ刺網、大和堆のイカ釣など遠洋化した漁場に対処するため、20~30トン級から40~80トン級の漁船により漁業経営をする者が増加している。

これは、前浜資源が次第に減少の傾向にあるため、漁船の大型化への移行を示すものである。

年 度 船 型	4 3		4 4		4 5		4 6		4 7	
	隻 数	割 合	隻 数	割 合	隻 数	割 合	隻 数	割 合	隻 数	割 合
無動力船	107	92.4	106	93.5	104	94.3	103	96.9	109	96.9
0~10トン	68	20.6	67	21.1	72	23.8	70	24.6	76	25.8
10~20トン	80	24.3	72	22.7	54	17.8	40	14.1	39	13.2
20~30トン	51	15.5	50	15.8	46	15.2	35	12.9	25	8.5
30~50トン	11	3.3	9	2.8	8	2.7	14	4.9	23	7.8
50~100トン	13	3.9	13	4.1	18	5.9	21	7.4	22	7.5
100トン以上					1	0.3	1	0.4	1	0.3
計	330	100.0	317	100.0	303	100.0	284	100.0	295	100.0
指 数		100.0		98.3		89.9		78.8		89.3

(岩内郡漁業協同組合調)

(6) 漁業施設の現況

岩内町における漁業施設の現況はつぎのとおりである。

施設の名称	規 模	所 在 地	所有区分
地方港湾	中央ふ頭 延長259.1m 面積15,256.6m ² 船最大トン数 3,000t 漁業ふ頭 延長236.9m 面積11,510.9m ² 物揚げ場延長 639.2m 船溜面積 368,000m ² 船揚げ場 ①延長100m ②延長166m	岩内町字大和 タ字万代 タ字大浜	国 (管理者、岩内町)
北海道第1種漁港	物揚げ場延長 19.2m 船揚げ場延長 40.0m 漁港区域(水面積) 3,000m ²	岩内町字敷島内	北海道
岩内郡漁業協同組合事務所	事務室 会議室 小会議室 1,049m ²	岩内町字万代	岩内郡 漁業協同組合

施設の名称	規 模	所 在 地	所 有 区 分
漁協冷蔵庫	凍結 2t (日産) 保冷 1,210t 容量積面 3,404m ³ 面積 1,465m ²	岩内町字万代	岩内郡漁業協同組合
漁協製氷場	結氷 17t (日産) 保貯庫 900t 面積 624t 面積 1,934m ²	岩内町字万代 (第1ふ頭)	〃
漁協共同加工場	乾燥機 0.9t (日産) スケソウ頭切 250t (日産) 面積 一階 372m ² 二階 70m ²	岩内町字大浜	〃
漁協市場荷さばき場	新 477m ² 旧 499m ²	岩内町字大和 (第1ふ頭)	〃
漁協給油施設	重油 200t 1基 〃 100t 1基	岩内町字万代	〃
漁船巻き揚げ施設	動力巻揚機 5基	岩内町字万代 (上架場)	〃
上架場	旧船揚げ場 1,070m ² 20t以上 16隻 新船揚げ場 3,837m ² 20t未満 98隻	岩内町字万代	岩内町
漁協製函場	面積 1,269m ²	岩内町字大和	岩内郡漁業協同組合
沿岸漁業用無線局	送信機 (電話級) ① 50W SSB 2機 ② 1W DSB 1機 受信機 (電話級) スーパー・ヘテロダイン 3機 面積 110m ²	岩内町字東山	〃

施設の名称	規 模	所 在 地	所 有 区 分
民間給油施設	重油 42t 1基 〃 35t 1基 灯油 10t 1基 重油 150t 1基 〃 50t 1基	岩内町字大和 (第1ふ頭)	北海道ニッコ石油
臨港道路	面積 13,155.88m ² 長 1,619.53m	岩内町字御崎 〃字大和	岩内町 (岩内郡漁業協同組合調)
			西尾石油

(7) 種類別漁業許可隻数の状況

昭和47年の漁業の種類別許可隻数及び承認漁業、自由漁業、共同漁業権漁業の状況はつきのとおりである。

漁業種類別許可隻数 (単位:隻)

漁業の種類	許可区分	操業区域	許可隻数	備考
すけとうだら延縄 〃刺網	知事 〃	武藏堆海域	68 12	
日本海ます流し網 東北6県知事	知事 〃	〃	3 4	
日本海ます延縄	知事 〃	〃	48 54 45	20t以上 10t以上 10t以下
母船式さけます流し網 48度以南さけます流し網	大臣 〃	北洋海域 太平洋海域	3 1	
たら延縄	知事	後志支庁管内沖合海域 渡島支庁 桧山支庁 留萌支庁 宗谷支庁 北海道沖合海域	44 15 15 8 1 1	

漁業の種類	許可区分	操業区域	許可隻数	備考
めぬけ延縄	知事	胆振支庁管内沖合海域	11	
		十勝支庁	10	
		釧路支庁	9	
ほつけ刺網	〃	武藏堆海域	19	
えびかご	〃	沿海州海域	11	
		沿岸海域	3	
にしん刺網	〃	北緯25度以南日本海及びオホーツク海海域	7	
近海かつお、まぐろ	大臣	北緯10度以北東経160度24に囲まれた海域	33	
いか釣	知事	根室海域	12	
		海共49号の海域	17	
		オホーツク海海域	3	
		海共49号の海域	25	

(岩内郡漁業協同組合調)

承認漁業の状況	(単位:隻)		
漁業の種類	承認区分	操業海域	承認隻数
にしん刺網	大臣	北緯62度以北オホーツク海海域	9
さんま棒受網	〃	太平洋海域	3
いか釣	北部日本海海区	北部日本海海域	128

(岩内郡漁業協同組合調)

自由漁業の状況	(単位:隻)		
漁業の種類	操業海域	操業隻数	
さんま流網	北海道日本海海域	22	
雜延縄	〃	15	

(岩内郡漁業協同組合調)

共同漁業権漁業の状況

(単位:件)

漁業の種類	行使承認件数	漁業の種類	行使承認件数
こんぶ	129	たこ(動力)	90
わかめ	107	たこ箱	4
あわび	99	すけとうだら刺網	7
のり	152	ほつけ刺網	7
いがい	45	かれい刺網	5
なまこ	26	えびかご	4
うに	95	雑魚小定置	18
天草	2	雑魚底建網	14
たこ(無動力)	79	雑魚刺網	6
雑魚(あぶらこ)刺網	6		

(岩内郡漁業協同組合調)

[8] 組織の概況

本町における漁業関係の組織としては、水産業協同組合法に基づく岩内郡漁業協同組合がある。

昭和47年度末の組合員は正組合員480名、準組合員66名、合計546名、出資額は110,498千円である。

組合の事業は指導、経済の各部門にわたり、広い範囲の活動が行なわれている。

経済部門としては信用、販売、購買、冷凍、冷藏、製氷、上架等組合員の漁業経営に必要な事業のほとんどが行なわれており、漁民の経済指導センター的役割を十分に果たしている。

昭和47年度の実績では信用事業については当座、定期を含めて738,000千円を有し、貸付金では1,181,000千円となっており、ここでも漁民の依存度は極めて高くなっていることがうかがわれる。

購買事業については取扱高271,132千円となっており、購買品による組合員の受益は大きなものになっている。

販売事業では一元集荷体制が確立され、漁業者は獲ることのみに専念できる強みがあり、昭和47年度の実績においても2,288,944千円の取扱いとなっている。

このほか製氷、冷凍、加工等の各事業においても、それぞれ当初の計画を上回る実績をあげており、漁民に浸透した事業規模の拡大により健全な経営がなされている。

営漁指導の面では組合員の生産向上と漁船の近代化、大型化に力を注いでいるが、漁場の沖合化に伴う漁船の大型化と装備の近代化を指導することが、ひとつの課題となっている。

内部機構としては理事9人による事業部門毎の配置理事制をとり、総代は50人で機構は総務部、信用部、事業部の三部制と漁業調査開発委員会を設け漁場、漁具の開発、研究を行なっている。

岩内郡漁業協同組合の現況（昭和47年度）

(単位：人)

資格別		異動	前年度末現在	本年度加入	本年度脱退	本年度末現在
正組合員	地区内漁民		470	14	13	471
	漁業生産法人		2			2
	漁業生産組合を除く法人		7			7
	計		479	14	13	480
準組合員	地区内漁民		20	2		22
	加工業を営む個人		38	2	1	39
	加工業を営む法人		5			5
	計		63	4	1	66
合 計			542	18	14	546

(岩内郡漁業協同組合調)

(9) 漁業改善研究活動の現況

岩内郡漁業協同組合が活動の一環として設置した漁業開発調査研究委員会が漁業開発、漁具漁法の改善研究等積極的な事業を実施している。

構成員のほとんどは、実際にたずさわっている人々で自らの船を使用し、漁具を改善、実施に即した研究活動を続けるとともに、先進地の技術導入等浅海漁業者、沖合漁業者、底建網漁業者等各階層の協力体制のもとに実践活動を行なっている。

研究活動事業は養殖事業、孵化事業、海中造林、巻網漁業等の改善事業で、町もこの事業について一部委託し研究事業を続けている。

2. 課題

このような漁業の現況から、今後日本海西海岸における漁業基地としていかに位置づけをおこない、漁業規模の拡大とあわせて安定的漁家経営をはかるために、より一層の生産性を向上させるかが課題となる。

そのためには、従来の漁場確保と資源確保はもとより、利用価値の高い新漁場の開発をより積極的に推進するとともに「獲る漁業から育てて獲る漁業」への転換が望まれ、特に市場価値の高い

貝類等の浅海漁業資源の確保により、漁業全体をとおして生産の増大をはからなければならない。

また、これと併行して大型漁船が荷揚げできる漁業ふ頭の建設のほか給油、給水、上架など背面漁業施設の拡充につとめるとともに、漁業の沖合化に伴う漁船の大型化及び装備の近代化をはかりつつ、沖合漁業への進出を促進し、あわせて漁業への適正就業を配慮するとともに、小規模漁家の協業化を推進し経営の体質改善をはかる必要がある。

さらに、漁業金融の円滑化をはかるため系統資金、制度資金等の積極的導入、漁業後継者の育成漁民の福祉向上のための施設整備と施策、生産物の附加価値を高め適正価格の維持をはかり、生産者が生産に専念できる体制を強化するために流通機構の改善を進め、いかにこれらを総合的に推進するかが大きな課題である。

3. 基本目標

北海道漁業の先達として長い歴史と伝統を有する本町の漁業は、幾多の発展的過程を経ながら今日に至っている。

しかし、全国的な傾向として沿岸漁業資源の減少等により、漁業経営は極めてきびしい条件下にある。

将来の漁業振興の基本的方向は、こうした背景を克服し漁業生産の増加、漁業規模の拡大をめざし、つきの主要目標を設定する。

- ・利用価値の高い新漁場の開発をはかる。
- ・漁業生産基盤及び共同利用施設の整備をはかる。
- ・漁船の近代化、大型化をはかる。
- ・生産物の附加価値向上と流通機構の改善をはかる。
- ・就業の適正化と協業体制の確立をはかる。
- ・増養殖による水産資源の維持培養をはかる。
- ・漁業金融対策の円滑化をはかる。
- ・漁業者研修施設の整備拡充をはかる。
- ・水産物产地流通加工センター形成事業の指定推進。

目標年次の主要指標

区分	単位	基準年次(A) (昭和45年)	目標年次(B) (昭和58年)	(B)/(A)
漁家戸数	戸	280	240	85.7
就業者数	人	1,692	1,504	88.9
漁船隻数	隻	287	250	87.1

4. 主要施策

基本目標にそって、つぎの施策を実施する。

(1) 浅海増養殖事業を実施し、資源の保護増殖をはかる

- ① あわび養殖事業
- ② ホタテ養殖事業
- ③ いがい移植事業
- ④ ウニ移植事業
- ⑤ あわび礁築設事業
- ⑥ こんぶ養殖事業
- ⑦ こんぶ施肥事業
- ⑧ かき養殖事業

(2) 浅海漁業資源の保護増殖をはかり沿岸漁業の振興に資するため、つぎの施策を実施する

- ① 大型漁礁設置事業
- ② 海中造林事業
- ③ たこふ化放流事業
- ④ 沿岸漁業振興助成対策事業（無動力船）

(3) 沖合漁業振興のため、つぎの施策を講ずる

- ① 沖合漁業開発調査
- ② さけ、ます孵化放流事業
- ③ 漁業共済事業
- ④ 漁船近代化促進事業

(4) 背面施設を整備し水産業の発展を講ずる

- ① 製氷施設の整備拡充
- ② 荷捌所新設事業
- ③ 冷蔵庫拡張工事
- ④ 給水施設整備事業
- ⑤ 給油施設整備事業
- ⑥ 共同作業施設建設事業
- ⑦ 漁船、機関修理施設整備事業
- ⑧ 廃船処理施設新設事業

⑨ 漁港整備事業

(5) 漁業福祉対策を講じ漁民の生活向上をはかる

- ① 船舶職員養成対策事業
- ② 海難防止対策事業

(6) 漁業金融の円滑化をはかるため、つぎの施策を行なう

漁業金融対策事業（北海道漁業信用基金協会出資金）

(7) 漁船の大型化促進計画をはかる

（単位：隻）

年 次	ト ン 别	無 动 力	0~10 ト ン	10~30 ト ン	30~50 ト ン	50~100 ト ン	100 ト ン 以上	計
基 準 年 次 (昭和47年)		106	70	75	14	21	1	287
目 標 年 次 (昭和58年)		130	20	10	60	20	10	250

(8) 漁業施設の整備

漁港基地としての整備拡充をはかり、大型漁船の効果的利用を推進するため漁業ふ頭を建設する。

(9) 水産物流通加工センター形成事業の推進

今までの自然発生的な水産物の产地構造の欠陥を是正し、これを総合的に再開発して交通合理化による流通コストの低減、高次加工など产地加工体制の整備、労働環境の整備、公害防止施設の整備を進めるため、水産物产地流通加工センター形成事業の指定を受け、これを推進する。

(10) あわび種苗センターの建設

浅海増養殖事業の効果的な振興をはかるため、あわび種苗センターを建設する。

あわび種苗センター	敷 地	1,000 m ²
	建 物	300 m ²

第2 農業振興計画

1. 現況と課題

(1) 自然条件

岩内町の気象は温帯の北限に属し、本邦の気候形態からみると、いわゆる裏日本型の気候形態である。

冬期間、日本海から吹きつける北西の季節風が強く空気が乾燥し、寒冷であるが夏期間は温潤温暖で晩夏から秋にかけては雨が多い。

平均気温は摂氏8度で北海道の平均気温よりやや暖く、風向きは冬期間北西の風、夏期間は南東の風で、雪は比較的少なく根雪は12月中旬頃で、融雪は3月中旬から下旬が通例となっている。

昭和47年の気象状況、気象極値寒候期の状況はつきのとおりである。

区分分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均	-1.97	-2.46	1.68	6.25	11.92	16.36	20.52
	最高平均	7.2	7.9	13.5	20.7	24.0	28.0	31.4
	最低平均	-19.0	-10.9	-7.2	-6.4	2.0	8.9	11.4
降水量 mm		8.5	49.6	10.8	73.2	115.8	91.2	45.2
相対湿度 %		70.8	70.7	74.5	67.0	71.7	74.7	78.8
平均風速 s/m		5.74	6.03	3.65	4.12	4.87	3.90	3.54
最多風向		WNW NW	E	NNW	NW	NW NW	NW	
降雪量 mm		72.2	49.14	26.06	3.87			
区分分		8月	9月	10月	11月	12月	年平均	備考
気温	平均	21.40	16.74	12.31	4.65	0.65	9.04	
	最高平均	32.8	29.2	20.8	13.9	8.2	19.8	
	最低平均	8.9	4.6	1.0	-6.9	-7.8	-12.8	
降水量 mm		151.8	151.7	145.6	166.8	93.5	86.97	
相対湿度 %		72.9	74.5	69.3	68.0	70.6	71.9	
平均風速 s/m		3.44	4.28	5.80	7.13	6.96	4.95	
最多風向		WNW	E	W	NNW	W	WNW	
降雪量 mm					29.89	49.35	19.21	

(岩内町消防本部調)

気象極値	区分	最高気温	最低気温	最大風速	降水日量	最小湿度	積雪最深
	極起日	34.0 1904年 8月20日	-15.7 1912年 1月3日	SSE 49.8 1952年 4月15日	mm 114.1 1950年 7月15日	% 15 1910年 12月30日	cm 189 1946年 3月17日

区分	初雪	終雪	根雪初日	根雪終日	初霜	終霜
平年月日	11月1日	4月17日	12月12日	4月3日	10月10日	4月29日

(岩内町消防本部調)

また土質土性について北海道農業試験場の調査によると、沖積層土壤帶の中の扇状堆土地に属しており、段丘台地の接際部、丘陵地の山麓部には小沢がよく発達しつつある。

この堆土は、古いものの土層面では大礫の混入がみられ、新しいものでは小石を主体に膨軟に堆積し孔隙が多く、通気性も良好で湿性である。

なかでも岩内町の耕地は潮路統の土壤で、安山岩の風化物が主体をなしており、土性が細かく下層は堅密層となっており、大礫の混入がみられるため耕うんに不便な土地であるとされている。

(2) 農業構造

① 経営規模

本町の行政面積は7,144haであり、このうち農用地は503haで全面積の7%と極めて狭隘である。

農用地の内訳は次のとおりである。

農用地の内訳

(単位: ha, %)

区分	田	畠	草地	その他
面積	281	145	74	3
構成比	55.9	28.8	14.7	0.6

(昭和47年農業基本調査)

これに対する作付面積は水稻281ha、麦類16ha、いも類23ha、豆類19ha、飼料用作物90haその他雜野菜として作付されており、酪農については水田、畠作農家が兼業として経営しているのがほとんどであるが、最近乳牛の飼養頭数も増加し生産額も拡大されつつある。

しかし、草地の開発が用地の取得、土質の関係等によって円滑に進められないため、大型酪農の転換は容易でない。

また、経営耕地規模の推移では1ha未満の階層が最も多く、総農家戸数の64%を占めており、ついで3ha未満の階層が22%と小規模経営の農家がその主力をなしている。

経営耕地規模の推移

(単位:戸)

区分	例外規定	1ha未満	1~2.99ha	3~4.99ha	5~7.49ha	7.5~9.99ha	10~14.99ha	総数
	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数
43		292	84	28	8			412
44	8	273	80	31	7	2		401
45	7	279	81	27	13	1	1	409
46	8	270	77	35	10	1	1	402
47	5	242	84	32	10		3	376

(農業基本調査)

農家構成では全農家戸数の約83%が自給生産農家であり、商品生産農家は20%に満たない。

商品生産農家の耕作内容は田作が最も多く、ついで田畑作、畑作、酪農の順になっており、酪農以外の農業が大部分である。

農家の構成

(単位:戸, %)

区分	岩内町		後志支庁		全道	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
全農家戸数	376	100.0	9,668	100.0	150,981	100.0
内商品生産農家	64	17.0	4,009	41.5	67,769	44.9
訳自給生産農家	312	83.0	5,659	58.5	83,212	55.1
商品生産農家	64	100.0	4,009	100.0	67,769	100.0
内酪農	1	1.6	219	5.5	15,110	22.3
混同	5	7.8	217	5.4	5,996	8.9
田作	30	46.9	1,077	26.8	25,016	36.9
田畑作	15	23.4	1,058	26.4	5,643	8.3
畑作	13	20.3	1,498	35.9	16,004	23.6

(昭和47年農業基本調査)

また、自給生産農家312戸のうち農業を主とする自給生産農家が51戸で16%を占め、兼業を主とする自給生産農家は261戸84%と、兼業農家のうちでも従たる農業を經營するものが極めて多く特化しており、さらに兼業の状況では自営兼業中漁業者が25%を占め、ついで出稼ぎ、日雇に従事している者が35%を占めている。

このことは沿岸漁業者に対する兼業奨励対策が推進されてきたことと、農家の耕地面積が少ないため、農家以外の収入に頼らざるを得ない状況を示しているものであり、本町農業の特色である。

兼業種類別農家数

(単位:戸)

区分	兼業農家数	兼業の内訳						
		林業	漁業	製造業	出稼人	日雇	勤め人	その他
総数	312		75	8	29	89	70	41
農業を主とする兼業農家								
経営耕地面積規模別								
例外規定	1							1
0.1~0.49ha	1							1
0.5~0.99ha	5		5					
1~2.99ha	24		9			14	4	3
3~4.99ha	17				1	10	6	
5~7.49ha	2						2	
10ha以上	1			1				
計	51		8	1	1	24	14	3
兼業を主とする兼業農家	261		67	7	28	65	56	98

(昭和47年農業基本調査)

農家戸数については、昭和43年と昭和47年を比較すると36戸の減少となっており後志支庁、全道と比較し少い減少率となっている。

これは、いわゆる兼業農家が多いため農業収入以外の収入があり米の自給生産をしていることと、耕作面積が少ない理由からである。

農家戸数の推移

(単位:戸, %)

年次	岩内町		後志支庁		全道	
	戸数	指數	戸数	指數	戸数	指數
43	412	100.0	11,169	100.0	177,879	100.0
44	401	97.3	10,865	97.3	171,965	96.7
45	409	99.3	10,633	95.2	165,978	93.3
46	402	67.6	10,177	91.1	158,072	88.9
47	376	91.3	9,668	86.6	150,981	84.9

(農業基本調査)

② 農業人口と労働力

農家戸数の減少に伴い農業人口も著しく減少している。

耕地面積が少なく2,3男の他産業への転出が目出だち、一世帯当たり世帯員も昭和43年の5.3人が昭和47年には4.7人に減少している。

年令別では高年令層の人口が若干増加しており、昭和43年では30歳以上の世帯員が22.6%であったが昭和47年では23.9%となり、1.3%ではあるが高年令層の増加がみられ、若年労働力は逆に農外流出の傾向を示しており、年令構成が年々老令化してゆくあらわれと言えよう。

男女年令別世帯員数 (単位:人)

年		43	44	45	46	47
区分	世帯員総数	2,200	2,111	1,905	1,878	1,773
男	14才以下	367	341	274	267	238
	15才	23	22	20	14	14
	16~19才	76	69	72	75	79
	20~24才	67	66	70	70	59
	25~29才	48	48	24	32	33
	30~59才	942	894	919	907	295
	60才以上	156	156	135	141	129
	計	1,079	1,036	914	906	847
女	14才以下	334	302	284	252	233
	15才	24	22	20	15	15
	16~19才	98	86	59	75	75
	20~24才	76	71	60	75	75
	25~29才	40	44	27	22	28
	30~59才	394	379	367	361	343
	60才以上	155	171	174	172	157
	計	1,121	1,075	991	972	926

(農業基本調査)

また、農地の移動については開拓地の売渡しと開拓者の離農がその大きな要素となっているが、なかには一般農家であっても農業の廃止によって移動しているものもある。

農地の権利移動状況

(単位:件, m²)

区分	年	43		44		45		46		47	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
有	經營縮少							1	661	3	390
	農業廃止	7	52,241	2	407	2	30,480	2	15,886	4	820
	労働力不足	1	7,236	3	34,293	3	92,144			3	770
	耕作不便	1	5,621	2	5,484					4	370
	資獲病氣					2	3,619				
	資金その他					2	26,367				
	相手方要望			1	288						
	その他			1	4,747					4	650
償	小計	9	65,098	9	45,219	9	152,610	3	16,547	18	3,000
無	同一の後継者へ	1	4,280	4	55,902	1	33,173	4	68,835	4	2,570
	世生分家目的	1	13,749								
	その他							2	5,052	6	4,420
	小計	2	18,029	4	55,902	1	33,173	6	73,887	10	6,990
	自作地計	11	83,127	13	101,121	10	185,783	9	90,434	28	9,990
	合計	11	83,127	13	101,121	10	185,783	9	90,434	28	9,990

(岩内町農業委員会調)

③ 農地転用と移動

本町における農地の宅地化はしだいに進行しており、これは住宅の新築、公共施設等の近郊への移転等により、農村部が市街化されているものであり、このことは町勢の進展とも併行し今後さらに農地の転用が進む見通しにある。

農地の転用状況

(単位:件, m²)

区分	年	43		44		45		46		47	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
一般住宅	3	1,656	8	2,307	6	1,461	11	2,582	29	7,212	
農家住宅			1	204			2	629	2	986	
店舗併用住宅	3	1,788				2	278	4	2,151		
公営住宅			1	2,440				2	4,613		
学校					1	16,528					
その他の建造物	2	700	2	662			1	4,133	4	2,868	
宅地造成道							4	1,940	6	2,718	
その他	1	77									
計	9	4,221	12	5,613	7	17,989	20	9,562	47	20,548	

(岩内町農業委員会調)

④ 家畜の飼養

乳牛の飼養農家は昭和43年には27戸 116頭の乳牛を飼養していたのに対し、昭和47年には20戸 166頭と飼養農家戸数の減少に対し、飼養頭数全体で50頭の増加となっている。

これは、少飼養頭数では経営的に安定性を欠くことなどから、廃業した農家があった反面町の草地造成が年次計画によって進められ、それに伴い飼養草地が確保されたこと、機械の近代化、施設の助成などから酪農規模の拡大がはかられ、1戸当たりの飼養頭数が増加したものである。

肉牛については、余剰草資源の確保と多数飼養が絶対的要件であることなどから皆無に等しい。

乳牛、肉牛飼養

(単位:戸, 頭)

年		4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
乳牛	戸数	27	22	20	69	20
	頭数	116	125	106	161	166
肉牛	戸数		1	3		1
	頭数		2	7		3

(農業基本調査)

馬は農業経営のための生産手段として不可欠のものであったが、近年の農業機械化の進展によって耕馬としての馬の必要性がなくなり、昭和43年に比較すると約50%が減少している。

馬の飼養状況

(単位:戸, 頭)

年 次		4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
馬	戸数	74	59	57	50	34
	頭数	76	59	58	51	35

(農業基本調査)

豚の昭和43年の飼養農家は25戸 380頭、1戸当たり15頭の飼養であったが、昭和47年では1戸当たり21.5頭と多頭飼養の傾向にある。

豚の飼養状況

(単位:戸, 頭)

年 次		4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
豚	戸数	25	23	21	19	14
	頭数	380	389	399	412	301

(農業基本調査)

養鶏の昭和43年の飼養戸数は35戸 1,291羽であり、副業型態が大部分であったが、その後専業型態が増加し経営規模が大型化されている。

養鶏の飼養状況

(単位:戸, 羽)

年 次		4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
鶏	戸数	35	27	24	19	13
	羽数	1,291	10,122	10,776	10,684	11,251

(農業基本調査)

家畜の飼養状況について全道、後志の状況はつきのとおりであり、本町は全道、後志の平均を上回っており、家畜飼養の特徴となっている。

家畜の飼養状況

(単位:戸、頭、羽)

区分	牛		馬		豚		鶏		
	43年	47年	43年	47年	43年	47年	43年	47年	
岩内町	農家数	27	20	74	34	25	14	35	3
	頭羽数	116	166	76	35	380	301	1,291	11,251
	1戸当	4.3	8.3	1.0	1.0	15.2	21.5	36.9	3,750.3
後志支庁	農家数	1,141	887	5,131	3,254	1,104	883	2,869	1,311
	頭羽数	6,407	8,024	5,667	3,364	9,328	18,999	114,587	131,689
	1戸当	5.6	9.0	1.1	1.0	8.4	21.5	39.9	100.4
全道	農家数	39,168	31,554	95,106	45,088	15,162	8,332	54,002	24,014
	頭羽数	343,696	497,216	127,864	65,815	126,682	208,253	2,797,858	3,278,892
	1戸当	8.8	15.8	1.3	1.5	8.4	25.0	51.8	136.5

(農業基本調査)

⑤ 農業機械

農業用機械は昭和30年頃から耕うん機が導入されはじめトラクター、モアー、テッター等が徐々に導入されてきた。

耕うん機の普及については昭和43年では全道59%、後志52%であるのに対して、岩内町は2.5%と極めて低い普及率となっている。

動力耕うん機、農用トラクター所有農家数と台数(個人所有) (単位:戸、台)

区分	総数		5馬力未満		5~10馬力未満		10~15馬力未満		15~20馬力未満	
	実農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数
全道	89,969	115,861	9,799	10,169	40,964	43,236	29,822	30,504	4,608	4,646
後志	5,831	8,160	1,172	1,224	3,772	1,702	1,702	1,746	222	222
岩内町	124	169	41	41	91	20	20	20		
区分	20~30馬力未満		30~40馬力未満		40~50馬力未満		50馬力未満		備考	
	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数		
全道	13,365	13,414	4,276	4,320	6,116	6,255	3,225	3,316		
後志	430	432	106	108	153	156	89	89		
岩内町	9	9			1	1				

(昭和47年農業基本調査)

⑥ 農業改善研究活動

米作関係の改善研究団体として岩内米作研究会があり、町からの委託をうけ各種の研究を行なっており、また老古美農事研究会については畑作園芸等の研究を行ない、品質肥培管理については農業改良普及所を中心として指導講習会が常に開かれ、研究活動が進んでいる。

さらに林産資源の研究のため、雷電草研究会と東山食用草研究会が発足し林業指導所の指導をうけて草の栽培に大きな成果をあげている。

また、全町的な組織として岩内町営農指導対策協議会が設置されて、営農全般にわたる研究討議が重ねられている。

(3) 農業生産と農家経済

岩内町の農業生産額は昭和45年度で約1億6,600万円と推計されており、耕種部門が9,500万円で57.2%、畜産部門では42.8%の7,090万円となっている。

生産と所得の状況(昭和45年度)

(単位:ha、頭、羽、t、千円)

区分	作付面積頭羽数	生産量	生産額	所得額
農産	水稻	158	490	66,983
	豆類	22	20	2,955
	馬鈴薯	34	415	6,516
	麦類、雑穀	9	54	1,760
	甜菜	10	394	3,152
	雜野菜	30	227	9,956
	飼料作物	63	63	2,977
	果樹類	1	4	564
計		327	1,667	94,863
畜産	乳牛	106	374	19,833
	鶏卵	10,776	255	51,100
	計		629	70,933
合計			2,296	165,796
(岩内町産業課調)				

耕種部門についての平年推定額は約1億3,000万円であるが米の生産調整により年々減少しており、畜産部門においては飼育頭数の増加などに伴い生産額は伸びる傾向にある。

農業生産額の農家1戸当たり単純生産額は耕種部門252千円、畜産部門1,477千円である。

耕種部門の生産が低位であるのは、小規模兼業農家が70%を占める岩内町の農業規模の現われであり、専業農家との生産格差は著しい現状である。

畜産部門では、飼養頭数も比較的大規模で施設の近代化等により約10%の畜産業者は高い生産額で推移しているが、平均的飼養農家の生産額は低位である。

農業生産額調

年次	農業粗収入(百万円)			基礎値		生産性(千円)	
	耕種	畜産	計	耕地面積	農業従者	土地	労働
43	189	58	247	468	274	21	481
44	105	66	171	340	347	50	492
45	95	71	166	327	332	50	500

(岩内町産業課調)

2. 基本目標

本町の農業は農用地が狭隘であり、兼業農家の占める率が高く、さらに土質の面においても困難性があるという極めて悪条件下に置かれているので、将来の農業振興にあたっては、限られた農地からいかにして多くの生産所得を得るかが大きな課題であり、このため

- ・土地改良事業による圃場の改善
- ・省力化の推進
- ・近代化機械の導入
- ・草地改良事業及び酪農の振興
- ・積極的な多角経営の推進

等により、豊穣な農地の造成と農家環境の整備をはかる。

また、生産物の一元集荷、共販体制の確立をはかるため農業協同組合の統合を推進し、さらに本町の土地の現況からして行政面積が少ないため、市街地形成はいわゆる農地にむけて行進しており今後においてもこの傾向は増大するものと想定されるので、こうした前提を配慮しつつ、市街地地域と農業地域が調和された形で農業振興をはかるよう努め、10年後の主要指標を次のように定める。

農業の主要指標

区分	単位	基準年次(A) (昭45年)	目標年次(B) (昭58年)	(A)/(B) %
農家数	戸	409	263	64.3
就業者数	人	598	541	90.5
農地面積	ha	524	473	90.3
乳牛飼養頭数	頭	106	415	391.5
農業生産額	百万円	166	522	320.2
生産所得額	百万円	62	213	343.5

3. 主要施策

基本目標に沿って農業の振興をはかるため、つきの施策を実施する。

(1) 土地改良等による生産基盤整備事業の実施

圃場整備事業	120ha
客土事業	180ha
かんがい用水路整備事業	9,000m
温水溜池造成事業	1,200m ²
草地造成事業	70ha
農道整備事業	2,000m

(2) 機械化による生産の向上

農業用近代化機械の導入により生産をより向上させるため、省力化を推進し農家所得の増大をはかるとともに、若年労働力の定着化をはかる。

(3) 農業技術の高度化

農業改良普及事業の拡充強化をはかるとともに、指導機関の受入体制の万全を期し農事研究会、米作研究会、青少年研究団体等の育成をはかる。

さらに、農業技術を積極的に推進し地場にあった農業技術の改善を行なう。

(4) 兼業農家対策の推進

兼業農家のほとんどが野東、敷島内地区で主に浅海漁業との兼業が多く、これら個々の耕地面積は極めて少なく将来の経営規模の拡大は大きく望めないため、土地そのものを生産性の高いものとなるよう土地改良を行ない、あわせて協同作業による労働力の節減、未墾地の共同開墾等により自給生産農家体制の確立を推進する。

第3 工業振興計画

(5) 農業協同組合の統合

岩内、島野農業協同組合は、ともに農業経営規模の面からも經營が苦しい現況にあり、唯一の一元集荷である米穀も生産調整により年々減少の傾向であり、早期に体质の改善、經營の健全化、さらに農業金融の強化をはかる必要があるので、今後道及び町が話し合いの場をつくり協議会等の設置を進め大型農業協同組合をつくるよう努力する。

(6) 畜産の振興

農業経営の安定化と畜産物の供給力増大のため、つきの施策を実施する。

① 高等登録牛及び有資格牛の導入により乳牛の質の向上をはかり、飼養頭数の増加をはかる。

② 乳質改善指導の強化及び施設の増強により、飼養管理の報償制度を確立する。

③ 養豚団地の造成

養豚飼養の大型化と計画的出荷体制を確立し、悪臭、汚水等による環境汚染の改善等により肉質の向上、価格の安定をはかるため、養豚団地を造成する。

養豚団地 3ha

④ 養鶏団地の造成

養鶏事業については本州方面は生産調整の段階であるが、本道ではさらに伸びる傾向にあり、諸物価の値上がりに比し鶏卵の価格が低迷しているので、經營の合理化をはかるよう指導するとともに、公害の発生を防止する点からも施設の近代化と養鶏団地を造成する。

養鶏団地 4ha

(7) 園芸、花き栽培センターの建設

限られた耕作面積からより高い生産を得るために園芸、花き等の栽培を振興するものとし、ガラス張ハウス等栽培による通年生産が可能な園芸、花き栽培センターを建設する。

園芸、花き栽培センター 敷地面積 20,000m²

ガラス張ハウス 50棟

(8) 農產物流通の合理化

農業協同組合一元集荷体制を強化し生産者、消費者、農業協同組合自体も発言と利益をうけられるよう共販体制の確立をはかり、さらに農産物市場の設置を促進し市場の拡大をはかり価格の安定に努力する。

1. 現状

(1) 工業生産

製造品出荷額は昭和47年は8,842百万円で、昭和43年に比べると4,877百万円多く223.0%に増大した。

伸び率は後志161.9%、全道156.5%の率より大きく、このことは食料品製造業が堅調な伸びを示しているためである。

製造品出荷額の推移

(単位:百万円、%)

年 次	岩内町		後志	全道	
	出荷額等	シエラー			
		後志	全道		
43	3,965	17.0	0.3	23,268	1,138,524
44	5,363	20.1	0.4	26,730	1,323,178
45	5,868	19.7	0.4	29,825	1,512,827
46	6,927	19.5	0.4	35,602	1,599,231
47	8,842	23.5	0.5	37,676	1,781,534
47/43	223.0			161.9	156.5

(工業統計調査)

(2) 従業者数の動向

製造業の従業者数は昭和47年には1,825人で、昭和43年の1,217人に対し150.0%の伸びとなり、後志の125.8%、全道の106.9%より高い率を占め、さらに全道シェアは0.7%に上昇した。

製造業従業者の推移

(単位:人, %)

年 次	岩 内 町			後 志 全 道	後 志 全 道		
	従業者数	シ エ ア ー					
		後 志	全 道				
43	1,217	23.0	0.5	5,291	257,005		
44	1,362	24.0	0.5	5,684	266,913		
45	1,507	25.0	0.6	6,020	269,359		
46	1,553	24.8	0.6	6,256	268,730		
47	1,825	27.4	0.7	6,657	274,835		
47/43	150.0			125.8	106.9		

(工業統計調査)

(3) 工業の業種別動向と特性

食料品製造業の出荷額は昭和47年 8,120万円で全体の91.8%を占め、製造業の中では最も高い比率を占めており、本町工業の基幹的なものとなっている。

昭和43年からの伸びを見ると 228.3%であり、5か年間で約2倍強の出荷額となっている。

また、この中で主たるものは水産物であり、次いでアスパラなどの農産物となっており、出荷額は水産物84.4%、農産物10.6%の製造となっている。

ついで出荷額の多いものは、木材木製品製造業で昭和47年 273百万円 3.1%であり、昭和43年と比較すると 103百万円の伸びである。

輸送用機械器具製造業は昭和47年には 184百万円で 2.1%であり、昭和43年より出荷額で55百万円 142.6%の伸びである。

以下家具装備品製造業、出版印刷同関連産業、その他の製造業の順となっているが、工業全体でみると昭和47年では 8,842百万円であり、昭和43年に比し 223.0%と大幅な伸びを示している。

この伸びは、食料品製造業の生産拡大がなされた結果である。

産業中分類別製造品出荷額

(単位:百万円, %)

区分	昭和43年		昭和47年		比較	
	出荷額	構成比	出荷額	構成比	出荷額	構成比
食料品製造業	3,557	89.7	8,120	91.8	4,563	228.3
衣料品その他の繊維製造業			22	0.2	22	
木材、木製品製造業	170	4.3	273	3.1	103	160.6
実具装備品製造業	41	1.0	66	0.8	25	161.0
パルプ紙加工品製造業	3	0.1	1		△ 2	33.3
出版、印刷同関連産業	28	0.7	59	0.7	31	210.7
化学生工業	3	0.1	9	0.1	6	300.0
窯業土石製品製造業	15	0.4	13	0.1	△ 2	86.7
金属製品製造業			49	0.6	49	
一般機械器具製造業			9	0.1	9	
輸送用機械器具製造業	129	3.2	184	2.1	55	142.6
その他の製造業	19	0.5	37	0.4	18	194.7
計	3,965	100.0	8,842	100.0	4,877	223.0

(工業統計調査)

また、工業統計調査における従業者1人当たりの年間出荷額は、昭和47年においては 4,845千円であり、昭和43年の約 1.5倍に増加し、この伸び率は後志、全道より上昇している。また、1人当たりの年間出荷額の格差も同様の傾向である。

従業者1人当たり年間出荷額の推移

(単位:千円, %)

年 次	岩 内 町			後 志	全 道		
	1 人 当 出 荷 額 等	格 差					
		後 志	全 道				
43	3,258	74.1	73.5	4,398	4,430		
44	3,938	83.7	79.4	4,703	4,957		
45	3,894	78.6	69.3	4,954	5,616		
46	4,460	78.4	74.9	5,691	5,951		
47	4,845	85.6	74.7	5,660	6,482		
47/43	148.7			128.7	146.3		

(工業統計調査)

さらに、従業者規模別構成割合では19人以下の事業所が92.8%と圧倒的に多く、このうち9人以下の事業所が64.7%を占めており、本町工業が小規模で占められていることがうかがわれる。

る。

また、従業者については総数 1,825人のうち64.9%が19人以下の事業所に従事している。

出荷額においては、20人以上の従業者規模の事業所数が全体の 7.2% 12事業所であり、この出荷額は44.5% 3,934百万円となっている。

このことは、19人以下の1事業所当たり出荷額は 32百万円であるのに対し、20人以上の事業所においては 328百万円であり、企業間格差が著しく上下している現状となっている。

事業所、従業者、出荷額等の従業者規模別構成割合 (単位:か所, %, 百万円)

区分	年次	事業所数	構成比	従業者数	構成比	出荷額	構成比
3人以下	43	48	33.8	99	8.1	97	2.5
	47	57	34.1	118	6.5	215	2.4
4~9人	43	60	42.3	414	34.0	965	24.3
	47	51	30.5	350	19.2	1,298	14.7
10~19人	43	27	19.0	377	31.0	1,761	44.4
	47	47	28.2	717	39.3	3,995	38.4
20~29人	43						
	47	4	2.4	98	5.4	973	11.0
30~49人	43	4	2.8	143	11.8	545	13.7
	47	4	2.4	158	8.6	1,379	15.6
50~99人	43	3	2.1	184	15.1	597	15.1
	47	2	1.2	121	6.6	886	10.0
100~299人	43						
	47	2	1.2	263	14.4	696	7.9
計	43	142	100.0	1,217	100.0	3,965	100.0
	47	167	100.0	1,825	100.0	8,842	100.0

(工業統計調査)

(4) 水産加工業

食料品製造業の出荷額の推移はつきのとおりであり、このうち水産食料品を製造するいわゆる水産加工業の占める位置は極めて高く、食料品製造業全体の事業所数の 67.3% 72事業所、従業者数で 1,066人70.1%、出荷額においては 685,146万円で84.4%を占めている。

特にこの出荷額は、本町における工業出荷額の総額が 884,200万円であるのに対し77.5%という高い率を占め、水産加工業の基幹的位置を示めていることを物語っている。

食料品製造工業の推移

(単位:年, か所, 人, 百万円)

区分	事業所数						従業員数					
	43	44	45	46	47	47/43	43	44	45	46	47	47/43
合計	97	108	105	100	107	110.3	977	1,076	1,265	1,248	1,506	154.1
水産製造品	59	69	68	65	72	122.0	679	781	883	869	1,066	157.0
野菜果実缶詰	3	3	4	4	4	133.3	111	106	214	223	287	258.6
パン菓子類	7	9	9	7	7	100.0	98	49	51	21	41	107.9
めん類	5	5	5	5	5	100.0	16	16	17	17	16	100.0
その他	23	22	19	19	19	82.6	153	124	118	118	96	72.2

区分	出荷額						備考
	43	44	45	46	47	47/43	
合計	355,728	480,472	536,494	634,841	811,981	228.3	
水産製造品	285,939	406,330	448,971	516,766	685,146	239.6	
野菜果実缶詰	96,710	41,424	52,946	78,205	85,686	233.5	
パン菓子類	4,682	6,651	7,264	4,404	7,685	164.1	
めん類	2,179	2,109	2,245	2,706	2,758	126.6	
その他	26,218	28,958	25,068	32,760	30,706	117.1	

(工業統計調査)

水産加工品の主たるものはスケソウダラ、マス、ニシンであり、この品目が周年操業の主要なものとなっている。

この原料の確保にあたっては、スケソウダラについては岩内沖、武蔵堆など地元沖合で水揚されるものがその大部分を占めている。

ニシンについては従来国内資源により賄っていたが、昭和46年オホーツク海域55度以北の抱卵ニシンの禁漁に伴い沿岸海域の原料確保が困難となり、これを打開するため今日ではアラスカ、カナダ、中国など外国からの輸入ニシンに頼らざるを得ない現況である。

加工方法としては、スケトウダラ製品は魚卵を紅葉子、生子に、魚体は味の肴が主製品であり、ほかに小量であるが塩乾魚、親子漬、練製品が製造されている。

ニシン製品は数の子、身欠ニシンが大部分である。

また、マス製品は冷凍マス、一塩マスの一次加工が主で日本海及び道東方面からの移入原料

により加工されており、そのほか冷凍いか、練製品、魚類缶詰、塩干物もあるが僅少である。

水産加工生産高について、昭和43年から昭和47年までの5か年についてみると、その推移で総体的には数量において9.7%、金額において96.6%の伸びをみており、特にこの中でニシンの加工の伸びが最も大きい。

しかし全体的な推移では、近海漁業資源であるマス、スケソウダラ等の豊不漁により、その数量及び生産高がともに大きく左右されている。

水産品加工生産高の推移		(単位:t,千円)					
製品別	年度	43	44	45	46	47	47/43
		数量	720	897	1,124	1,187	1,162 161.4
スケソウダラ 味淋干	金額	216,290	325,016	444,319	567,400	594,396	247.0
	数量	850	131	372	346	327 93.4	
スケソウダラ 紅葉子	金額	201,069	76,086	240,328	260,000	189,544 94.3	
	数量	1,902	2,545	2,275	1,700	2,700 142.0	
ニシン身欠	金額	861,617	1,031,708	854,900	646,000	1,242,000 144.1	
	数量	376	302	367	248	1,114 296.3	
数の子	金額	810,525	619,450	875,472	714,900	3,345,600 412.8	
	数量		400	705	1,461	1,711	
冷凍魚類	金額		40.848	93,928	499,629	266,656	
	数量	1,600	5,238	1,063	4,682	319 19.9	
マス	金額	608,359	1,733,000	419,022	1,638,721	133,938 22.0	
	数量	3,743	1,355	1,399	1,939	2,144 57.3	
その他	金額	361,404	201,743	289,100	412,954	303,453 84.0	
	数量	8,691	10,868	7,305	11,563	9,537 109.7	
計	金額	3,059,264	4,027,851	3,215,869	4,679,604	6,015,527 196.6	

(北海道水産統計)

昭和47年の水産加工製品別生産割合ではニシン製品が有も多く458,760万円で76.1%、以下スケソウダラ製品76,137万円2.6%、イカ製品21,477万円3.6%となっており、生産品目的にみて附加価値生産が低い。

昭和47年水産加工製品別生産額調

(単位:千円, %)

区分	ニシン製品			スケソウダラ製品	
	身欠	魚卵	計	助子	味淋干
生産額比	1,242,000 20.5	9,345,600 55.6	4,587,600 76.1	189,544 3.2	534,336 8.8

区分	スケソウダラ製品			イカ	マス	その他	合計
	乾製品	ねり製品	計				
生産額比	25,505 0.4	11,980 0.2	761,365 12.6	214,765 3.6	133,938 2.2	317,859 5.5	6,015,527 100.0

(北海道水産統計)

(5) 工業の立地条件

本町の企業立地条件としては海運機能として地方港湾岩内港を有し、貨物輸送機能として国鉄岩内駅、陸上輸送交通の基幹道路として国道299号線、道々岩内小沢線及び道々岩内洞爺線と、各種の輸送機能が整備されており、労働力、用水についても容易に確保されることが期待でき、さらに、本町は産炭地域及び工業開発促進を目的とした低開発工業地域に指定されているほか、工業再配置促進法による工業誘導地域でもあるため、総体的にみて工業適地としての優位性をもっている。

しかし、用地については昭和38年港湾整備計画の一環として臨海工業用地30,000m²を造成し現況においては食料品工業を中心に企業が立地しているが、行政面積の狭隘とも関連し、町域内での新たな工業用地の確保には困難性がある。

2. 課題

以上の現況に対応し、町工業の生産性の向上と振興をはかるため、以下述べるところの課題解決に努めるものとする。

(1) 既存工業の育成

本町の工業は、地場産業と関連して自然発生的に成長発展してきたものであるが、経営規模において中小規模が主であり、さらに工場が市街地に散在しているため、用地の確保、環境保全に困難性があるなど経営規模の拡大と生産性の向上が阻害されている。

このため、既存の工業を振興させるためには

① 高次加工への転換

企業の多くが原料素材の一次加工部門であり、その附加価値生産性が低いので、これを2次加工、3次加工部門への高度化をはかる必要がある。

② 商品の優位性の保持

貿易の自由化と流通輸送体系の近代化に伴い市場の競争性が一段と激化しつつあるので商品の品質ならびに量産の確保などの面における優位性の確立が必要である。

③ 企業体质の改善と労働環境の改善

企業の体質強化をはかるため設備の近代化、経営の合理化、技術水準の向上、金融の円滑化などを積極的に推進し、あわせて経済環境の変化に対応しつつ高能率的な発展がはかられるよう協業化、集団化、業務提携などを進め構造の高度化をはかる必要がある。

また、労働生産性向上のために労働環境の改善、福利厚生施設の整備が必要である。

(2) 生産拡大に伴う生産資源の確保

本町の主要基幹工業である食料品加工業のうち特に水産加工業については、生産性の向上と拡大のための生産資源確保のため中国、アラスカ、カナダなど外国からの輸入資源に頼らざるを得ないのが現況であり、これに対応するため流通機構の円滑化をはかり、あわせて貿易事業の振興によりこれに対処することが必要である。

(3) 工業の開発誘致

工業の振興と地域産業の発展を誘導するためには、地場産業の特性とも関連し、基本的にはこれと共存できる工業の開発を進めることができることと、また、これとあわせて都市型工業の開発誘致につとめる。

① 食料品製造工業

食生活の変化に対応した高次加工品の開発をはかり、既存工業の拡充整備につとめるとともに、あわせて外部資本の導入による工業の開発誘致をはかる。

② 木材、木製品工業

輸入木材原料の確保、水面貯木場、木工団地の造成等企業立地の整備により木材、木製品工業の開発誘致をはかる。

③ 機械工業

漁業基地の優位性を生かし造船機械工業、電気機械工業の振興開発をはかる。

④ 漁網工業

漁網工業の誘致をはかる。

⑤ 金属製品、製カシ工業

水産物、農畜産物缶詰、製カシ工業の開発誘致をはかる。

(4) 広域的企業立地の整備拡充

本町の工業を振興するうえで工業適地の確保は極めて重要なことであるが、行政区域の狭隘とも関連し非常に困難な問題であるので、これを町域内での確保にこだわらず町域を越えて広域的な課題として考え、共和町と協議のうえ適正な工場立地条件の整備につとめることに配慮する必要がある。

3. 基本目標

本町の工業については育成振興の重点を既存工業におき、企業の協業化、協同化など体質改善を促進し資本力の充実と近代整備の拡充によって、高生産性工業への転換をはかり、また工業基盤の整備、新規工業の開発誘致を積極的に展開すると同時に産業公害のともなわない工業を振興し、これを中核として全産業の有機的発展をはかるものとし、目標年次の工業発展の主要な指標をつぎのように設定する。

(単位：人、万円)

区分	基準年次（昭和45年）		目標年次（昭和58年）		比較	
	就業者数	工業出荷額	就業者数	工業出荷額	就業者数	工業出荷額
食料品製造業	1,225	536,494	3,945	2,368,260	2,120	1,831,766
木材、木製品製造業	79	17,860	200	112,600	121	94,740
輸送用機械器具製造業	60	13,915	220	124,520	160	110,605
その他の製造業	143	18,573	162	108,987	19	90,414
計	1,507	586,842	3,927	2,714,367	2,420	2,127,525

4. 主要施策

(1) 水産加工業の高度化

① 水産加工業の高度化、集約化により、その発展をはかる。

・水産加工団地の造成 24ha

道路の新設

集配センター

公害防止施設等

・加工場

② 近代化機械の導入

ニシン、スケトウダラ加工の周年縦業を行なうため、近代化機械の導入を促進する。

- ・乾燥機
- ・裁割機
- ・真空包装機
- ・伸展機
- ・包装梱包機

(3) 水産加工研究施設の拡充

新製品の開発、加工の高度化ならびに公害防止等に対処するため、水産加工研究所の積極的な利用を推進し、あわせて施設の拡充につとめる。

(4) 冷凍、冷蔵施設の設置

原魚を確保し製品の保管、流通に資するため、つきの施設の設置を促進する。

- ・共同保管冷凍冷蔵施設
- ・共同定温冷蔵庫

(5) 水産資源の導入確保と北方圏との交流

輸入ニシン、数の子等の導入を促進するためアラスカ、カナダ、ソ連等に技術員を派遣し提携をはかり、あわせて原魚輸入及び貿易事業の振興をはかる。

(2) 農畜産、食料品工業の高度化

周辺地域の農畜産品などの資源を確保し、高度活用によって生産性の向上と附加価値の増大をはかる。

(3) 造船機械工業用地の造成と確保

漁船の上架、鉄綱船、F R P 船の造船、機関製作修理等の工業用地の造成と整備をはかる。

造船機械工業用地 10,000m²

(4) 地元製品のPRと市場の確保

生産品の効果的な宣伝につとめ、消費の拡大とあわせて市場の確保をはかる。

- ・本州主要都市物産展
- ・道内主要都市物産即売展

(5) 協業化、共同化の促進

企業の協業化、共同化により資本設備等企業の体质改善につとめ、国際競争等に対応できる共同企業の工場建設を促進する。

(6) 多目的工業団地の造成

共和町と協議のうえ、大浜砂丘地に木工、機械工業を基幹とした多目的工業団地を造成する。

多目的工業団地 76ha

(7) 工業立地条件の改善対策

① 道路、鉄道、通信網の整備

工業立地の基本となる道路、鉄道、用水、電気等工業を誘導するための諸施設の充実、整備につとめる。

② 港湾施設と機能の整備

岩内港整備計画と相呼応し、工業における海運機能としての港湾施設の充実整備を期する。

③ 工業用水の確保

工業の開発にあたって用水の確保はその開発を方向づけるうえで極めて重要な役割をもっているので、地下水及び河川水量等、水資源確保のための水量調査を実施し工業用水の確保をはかる。

④ 多目的工業用地の配置計画の樹立

適性かつ良好な工業立地をはかるため、工業団地内における配置計画を樹立する。

⑤ 木材貯木場としての河川利用計画の樹立

木材、木製品工業開発の一環として、木材貯木場としての河川流域の利用計画を樹立する。

⑥ 労働力の確保

工業の振興を期するうえで労働力の確保は極めて重要なことであり、このため特に若年労働力の流出防止をはかるものとし、企業労働者の福利厚生施設及び研修施設等の設置を促進する。

(8) 企業の誘致調査

① 進出企業の調査

地方進出企業の調査を実施し、工業立地条件のPRを含めて公害のない健康的な工業の誘致を促進する。

② 優遇対策

工業振興対策資金の円滑な融資を促進するため、特別金融措置の実施と工業誘致の優遇措置を講ずる。

(9) 長期金融対策

第4 商業振興計画

系統資金、制度資金の導入を促進するとともに、町費予託に伴う資金の拡大確保と長期の整備資金又は運転資金の斡旋をはかる。

1. 現況

(1) 商店数・従業者数・年間販売額

「商業統計調査」によると昭和47年の商店数は694店で、昭和43年と対比し11店1.6%の伸びであり、全道の8.6%と比較し伸び率が少ない。

また従業者数では昭和47年が2,460人であり、昭和43年と比較して14人が増加し0.6%の伸びである。この率は後志2.9%、全道10.6%より小さい。

さらに、年間販売額については昭和47年で14,878百万円であり、昭和43年と比べ6,076百万円69.0%の伸びを示し、その伸びは全道より高く商店数、従業者数、年間販売額ともに堅調な伸びを示している。

商店数、従業者数、年間販売額の推移

(単位:店、人、百万円)

年次	岩内町			後志		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
43	683	2,446	8,802	3,088	9,765	32,149
45	751	2,637	12,130	3,142	10,167	43,379
47	694	2,460	14,878	3,052	10,050	57,120
47/43	101.6	100.6	169.0	98.8	102.9	177.7

年次	全道			後志シェア			全道シェア		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
43	91,725	458,605	3,101,559	22.12	25.05	27.98	0.74	0.53	0.28
45	97,101	494,405	4,018,108	23.90	25.94	27.96	0.77	0.53	0.30
47	99,647	506,706	4,906,125	22.74	24.48	26.05	0.70	0.49	0.30
47/43	108.6	110.5	158.2						

(商業統計調査)

商店の内訳については総商店数694店であり、このうち卸売業が55店、小売業が461店、飲食店178店となっており、小売業が66.4%を占めている。

また、昭和43年から昭和47年まで5か年間における商店数の推移では、卸売業、飲食店については増加しているが小売業は8店減少している。

また、従業者数においては昭和43年に比較し、昭和47年の従業者数は卸売業では39人増加している一方小売業で23人、飲食店で2人とそれぞれ減少している。

商店数及び従業者数、並びに1店当たり従業者数の推移

(単位:店, %, 人)

区分	昭和43年					昭和45年					
	商店数	構成比	従業者数	構成比	1店当たり従業者数	商店数	構成比	従業者数	構成比	1店当たり従業者数	
岩内町	卸売業	50	7.3	238	9.7	4.8	62	8.3	271	10.3	4.4
	小売業	469	68.7	1,685	68.9	3.6	492	65.5	1,749	66.3	3.6
	飲食店	164	24.0	523	21.4	3.2	197	26.2	617	23.4	3.1
	計	683	100.0	2,446	100.0	3.6	751	100.0	2,637	100.0	3.5
後志	卸売業	226	7.3	981	10.0	4.3	295	7.5	1,059	10.4	4.5
	小売業	2,296	74.4	7,163	73.4	3.1	2,318	73.8	7,301	71.8	3.2
	飲食店	566	18.3	1,621	16.6	2.9	589	18.7	1,805	17.8	3.1
	計	3,088	100.0	9,765	100.0	3.2	3,142	100.0	10,165	100.0	3.2
全道	卸売業	10,236	11.1	121,407	26.5	11.9	11,144	11.5	128,828	26.1	11.6
	小売業	59,032	64.4	248,443	54.2	4.2	60,331	62.1	265,255	53.6	4.4
	飲食店	22,457	24.5	88,755	19.3	4.0	25,626	26.4	100,322	20.3	3.9
	計	91,725	100.0	458,605	100.0	5.0	97,101	100.0	494,405	100.0	5.1

区分	昭和47年					47 / 43			
	商店数	構成比	従業者数	構成比	1店当たり従業者数	商 店 数	従業者数	1店当たり従業者数	
岩内町	卸売業	55	7.9	277	11.3	5.0	110.0	116.4	104.2
	小売業	461	66.4	1,662	67.5	3.6	98.3	98.6	100.0
	飲食店	178	25.7	521	21.2	2.9	108.5	99.6	90.6
	計	694	100.0	2,460	100.0	3.5	101.6	100.6	97.2
後志	卸売業	245	8.0	1,187	11.8	4.8	108.4	121.0	111.6
	小売業	2,197	72.0	7,109	70.7	3.2	95.7	99.2	103.2
	飲食店	610	20.0	1,754	17.5	2.9	107.8	108.2	100.0
	計	9,052	100.0	10,050	100.0	3.3	98.8	102.9	103.1
全道	卸売業	10,854	10.9	135,709	26.8	12.5	106.0	111.8	105.0
	小売業	60,131	60.3	261,836	51.7	4.4	101.9	105.4	104.8
	飲食店	28,662	28.8	109,161	21.5	3.8	127.6	123.0	95.0
	計	99,647	100.0	506,706	100.0	5.1	108.6	110.5	102.0

商店数及び従業者数の後志、全道シェアー

(単位: %)

区分	昭和43年		昭和45年		昭和47年		
	商 店 数	従業者数	商 店 数	従業者数	商 店 数	従業者数	
後志	卸売業	22.1	24.3	26.4	25.6	22.4	23.3
	小売業	20.4	23.5	21.2	24.0	21.0	23.4
	飲食店	29.0	32.3	33.4	34.2	29.2	29.7
	計	22.1	25.0	23.9	25.9	22.7	24.5
全道	卸売業	0.49	0.20	0.56	0.21	0.51	0.20
	小売業	0.79	0.68	0.82	0.66	0.77	0.63
	飲食店	0.73	0.59	0.77	0.62	0.62	0.48
	計	0.74	0.53	0.77	0.53	0.70	0.49

(商業統計調査)

昭和47年における本町商業の年間商品販売額構成比は卸売業 6,823百万円45.9%、小売業 7,349百万円49.4%、飲食店 706百万円 4.7%であり、過去5年間で業種間における販売額構成比に著しい変動はみられない。

しかしながら、後志及び全道シェアーは逐次低下の傾向にあり、このことは購買力の管外流出を物語っており、小売業の伸び悩みの現状を示している。

さらに1店当たりの販売額においても、昭和43年に比し昭和47年では全体で66.3%の伸びであり後志の伸び率より低く、全道より高い率となっているが小売業、飲食店が率の低下を示し卸売業のみが 194.3%と急激な伸びを示していることは注目される。

年間商品販売額の構成

(単位:百万円, %)

区分	昭和43年		昭和45年		昭和47年		シエア一		
	販売額	構成比	販売額	構成比	販売額	構成比	昭和43	昭和45	昭和47
岩内町	卸売業	3,193	36.3	5,115	42.2	6,823	45.9		
	小売業	5,174	58.8	6,322	52.1	7,349	49.4		
	飲食店	435	4.9	693	5.7	706	4.7		
	計	8,802	100.0	12,180	100.0	14,878	100.0		
後志	卸売業	10,100	31.4	13,776	31.8	21,893	38.2	31.61	31.9
	小売業	20,801	64.7	27,902	64.3	33,194	58.1	24.87	22.66
	飲食店	1,248	3.9	1,701	3.9	2,093	3.7	34.86	40.74
	計	32,149	100.0	43,379	100.0	57,120	100.0	27.38	27.96
全道	卸売業	2,056,798	66.3	2,622,405	65.3	3,194,631	65.1	0.16	0.20
	小売業	958,015	30.9	1,278,868	31.8	1,562,904	31.9	0.54	0.49
	飲食店	86,746	2.8	116,835	2.9	148,590	3.0	0.50	0.59
	計	3,101,559	100.0	4,018,108	100.0	4,906,125	100.0	0.28	0.30

(商業統計調査)

1店当たり及び1人当たり販売額

(単位:万円, %)

区分	年次	1店当たり販売額				1人当たり販売額						
		岩内町	後志	全道	比較 後志 全道	岩内町	後志	全道	比較 後志 全道			
1店 1人 当	43	1,289	1,041	3,381	123.8	38.1	360	329	676	109.4	53.3	
	45	1,615	1,381	4,198	116.9	39.0	460	427	813	107.7	56.6	
	47	2,144	1,872	4,924	114.5	43.5	605	568	968	106.5	62.5	
	47/43	166.3	179.8	145.6			168.1	172.6	143.2			
区 分	卸 売 業	43	6,386	4,469	20,094	142.9	31.8	1,342	1,030	1,694	130.3	79.2
		45	8,250	5,862	23,532	140.7	35.1	1,887	1,301	2,036	145.0	92.7
		47	12,406	8,911	29,433	139.2	42.1	2,469	1,839	2,354	133.9	104.6
		47/43	194.3	199.4	146.5			183.5	178.5	189.0		
小 売 業	43	1,103	906	1,622	121.7	68.0	307	290	386	105.9	79.5	
	45	1,285	1,154	2,120	111.4	60.6	361	382	482	94.5	74.9	
	47	1,594	1,511	2,599	105.5	61.3	442	447	597	98.9	74.0	
	47/43	144.5	166.8	160.2			144.0	154.1	154.7			
飲 食 店	43	265	220	386	120.5	68.7	83	77	98	107.8	84.7	
	45	352	289	456	121.8	77.2	112	94	116	119.1	96.6	
	47	396	343	518	115.5	76.4	135	119	136	113.4	99.3	
	47/43	149.4	155.9	134.2			162.7	154.5	138.8			

(商業統計調査)

年間商品販売額では卸売業においては6,823百万円、小売業では7,349百万円、飲食店で706百万円となっているが、業種別の年間商品販売額では農畜産物、水産物卸売業の販売額が昭和43年の約3倍5,241百万円であり、全卸売業の76.8%と高い率を占めていることは当地方の産業の特性の現れであろう。

さらに販売額において家具、建具、じゅう器卸売業、自動車、自転車等小売業家具、建具、じゅう器小売業及び飲食店等の業種で著しい伸びを示している。

業種別年間商品販売額

(単位:百万円, %)

区分	昭和43年		昭和47年		昭和43年にに対する 増減額	47/43
	販売額	構成比	販売額	構成比		
業	農畜産物、水産物	1,930	60.4	5,241	76.8	3,311
	食料、飲料	271	8.5	274	4.0	3
	機械器具	195	6.1	244	3.6	49
	建築材料	324	10.2	330	4.8	6
	家具、建具	45	1.4	86	1.3	41
	再生資源	52	1.6	38	0.6	△14
業	その他	376	11.8	610	8.9	234
	計	3,193	100.0	6,823	100.0	3,630
小 売 業	織物、衣類	921	17.8	1,411	19.2	490
	飲食料品	2,305	44.5	2,606	35.5	301
	自動車、自転車	107	2.1	260	3.5	153
	家具、建具	616	11.9	1,197	16.3	581
	その他	1,225	23.7	1,875	25.5	650
	計	5,174	100.0	7,349	100.0	2,175
飲 食 店	計	435		706		162.3
	合計	8,802		14,878		6,076

(商業統計調査)

(2) 商業の立地条件

今後の都市化の進行にしたがい消費構造の変化が一層高まり、さらに交通通信網の発達により、消費圏域の拡大に伴って消費者の購買活動は各般にわたって多様化するものと予想される。

このことは町内の購買力が管外に流出する一面、地域開発による人口増加に伴う消費力の拡大と、観光開発の進展により周辺地域及び都市との交流が活発化し、新たな町内消費と購買力

の増加が見込まれる要因が多く、こうした流動的な背景に対応するにあたって、町では商店街の診断を北海道商工指導センターに依頼し実施したが、これによると本町の商店街は、

- (1) 構造上の欠陥として商店街の巡回性に欠けている。
- (2) 商業核となるような大型繁昌店や共同店舗が少ないために、魅力に欠け盛り上がりが少ない。
- (3) 横のデパートとして店毎の専門店化の度合が浅く、横に連携していない。
- (4) 「見る」「買う」「遊ぶ」の購買心理を充足させる場として美しく明るい楽しいムードに満された商店街形成となっていない。
- (5) 大型車両、貨物車両などの交通制限が必要である。

など、数多くの問題点が提起されている。

2. 課題

以上の問題点を解決し、今後産業と文化を先導する商業機能として活発な活動を展開するために、つぎの課題の解決が必要である。

① 店舗の近代化

本町の店舗整備については近年新築、増改築等により近代化が進められているが、この機会により一層巡回性を考慮し近代性をもたらせる必要がある。

特に照明整備は一層の創意工夫が望まれ、ショーウィンドー等の高度活用、色彩の選択、看板等の配置について細部にわたる配慮が必要である。

また、リース式等による近代化機械の導入によって省力化を促進し、販売能率の向上に努めすることが必要である。

② 経営管理の合理化

商店における販売技術の優劣は経営上極めて重要な問題であり、この点を十分認識し経営者自らも意欲的に取り組み、経営者と従業員ともども能力の開発を推進し経営規模に応じた段階的経営指導機能の強化、診断員の配置など経営管理意識の高揚が望まれる。

③ 協業化、共同化の促進

商店街を形成している店舗は土地利用等の関連から小規模のものが多く、さらに資本力、労働力等経営管理のうえで大きな問題として提起されているが、近代的な商業機能としての活動をはかるためには協業化、共同化を推進して適正規模の店舗構成につとめ、体質の改善と高能率店舗を中心とする商業地域の形成をはかる必要がある。

④ ボランタリーチェーン化の推進

自由経済の中で商業活動は、競争を要するものについては協調するという姿勢が必要であり、このためには同業者の連携化をはかり共同仕入方式を採用し、流通コストの低減と消費者へのサービス向上をはかることが必要である。

⑤ 消費動向の把握

近年における消費者の購買心理は「多くの商品から選択したうえで購入する。」という傾向が強く、しかも所得水準の上昇に伴い高級品の購買率が高くなっているので、こうした消費者需要の動向を見極めた商店経営に配慮を要する。

⑥ 金融制度の強化拡大

商業活動を営むうえで、金融の円滑な確保は最も重要なものであるが、本町の企業は一部を除いては信用度が弱く多くの制度金融を利用できない業者が多い現況である。

このため、町においてはこれまで信用補完の役割をなし、制度融資の積極的な導入につとめているが、さらに政府金融機関の利用、系統金融、信用保証制度、企業共済貯蓄制度などの強化をはかることが必要である。

3. 基本目標

生活水準の向上に伴い消費の増加はますます高まるものと想定される。

本町が、岩宇及び南部後志地域における商業活動の中心都市として発展をはかるためには、経営管理の合理化と施設設備の近代化に意を用いて企業の体質改善をはかり、あわせて商店街環境の整備を促進しつつ集積効果を高め、高能率店舗を中心とする商業地域の形成をはかり、また流通機構の合理化によって、積極的に商圈の拡大につとめ商業振興を推進するものとし、目標年次における指標をつぎのように設定する。

(単位:万円,人,%)

区分	基準年次(A) (昭和45年)	目標年次(B) (昭和58年)	(B) / (A)
商業販売額	1,212,978	6,064,890	500
従業者数	2,637	5,274	200

4. 主要施策

商業機能の中心地としての発展をめざし、つぎの施策を通じて商業の振興をはかる。

(1) 消費購買力の増加促進と商圏の拡大

つきの施策を実施して、商業販売額の増加促進をはかる。

- ① 集積された魅力ある商店街の形成による購買力の吸集
- ② 見本市、物産展等を通じ卸売商品のPRの実施による商圏の積極的な拡大
- ③ 常設展示即売所の設置
- ④ 連絡情報網の整備による販売拡大
- ⑤ 高級化、専門化による消費拡大
- ⑥ 接客技術の向上、品質の向上による商圏拡大

(2) 魅力ある商店街の形成

商店街の再開発を行ない、魅力ある商店街の形成を推進する。

- ① 商店街の環境整備と土地の高度利用ならびに建物の不焼化のため、つきの事業を促進する。
 - ・ 中小企業店舗近代化事業
 - ・ 店舗近代化促進のための奨励措置
- ② 買物公園をもった街区方式の商店街の形成と再開発につとめる。
 - ・ 中心商店街売場面積の拡張
 - ・ 駐車場の建設と交通安全施設の設置

(3) 経営の合理化、近代化の促進

企業内部等の改善により商業経営基盤を強化するため経営の合理化、近代化を促進する。

- ① 指導育成体制の確立
 - ・ 商工会議所の育成強化及び助成
 - ・ 中小企業相談所の育成強化及び助成
 - ・ 中小企業相談員の配置
 - ・ 中小企業診断員の配置
- ② 協業化、共同化の促進による適正規模の形成
 - ・ 共同仕入方式の採用
 - ・ 店舗の協業化促進と規模の適正化
 - ・ 経営管理の改善と経営の集中化（大型化）
 - ・ 自己資本の蓄積と組織化の推進
- ③ 金融対策
 - ・ 岩内町中小企業融資の増枠

- ・ 倒産関連町融資制度の新設
- ・ 岩内町中小企業融資補助の増枠
- ・ 政府資金の導入と予託金の増額
- ・ 国、北海道制度資金の導入拡大
- ・ 中小企業関係、政府金融出先機関の誘致

④ 消費対策の強化

- ・ 魚、野菜、肉の日の設定により安い商品の提供促進
- ・ 消費者センターの設置による取引の公正
- ・ 消費者モニター制度の採用
- ・ 主婦に対する消費教室の開催

(4) 流通センターの建設

流通機能の整備拡充と集約化をはかるため、流通センター形成事業を行なう。

- ① 公設地方卸売市場の建設
- ② 卸売商業団地の形成
- ③ 倉庫、駐車場、集配センターなどの形成
- ④ 石油貯蔵基地及び配送センターの形成

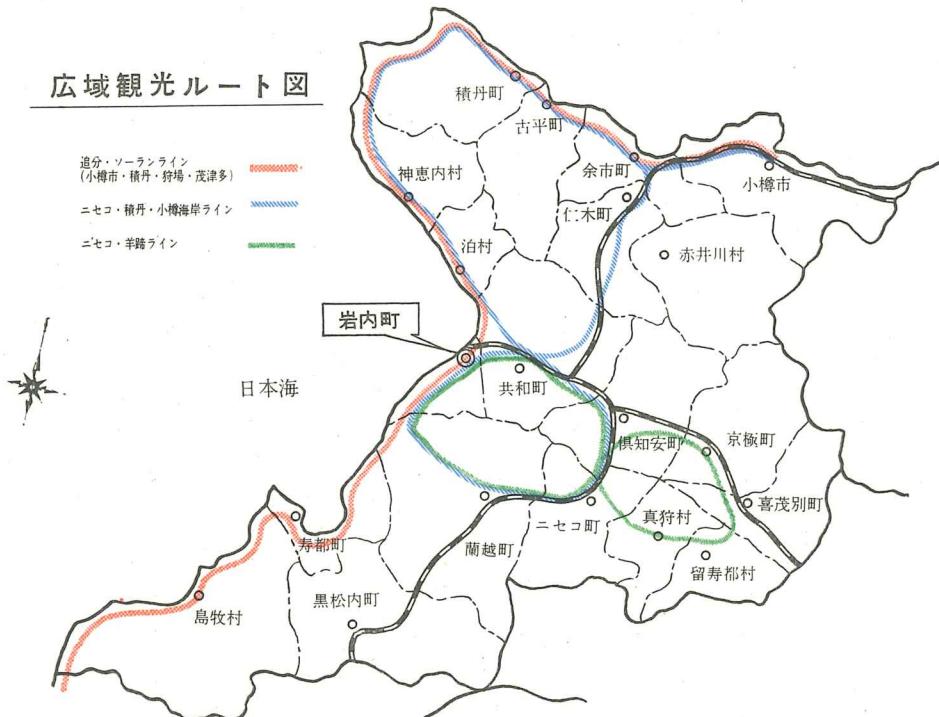
第5 観光振興計画

1. 現況と課題

本町は観光地として「ニセコ、積丹、小樽海岸国定公園」の西部に位置し、その構成は雄大な奇岩、景勝に富む雷電岳が洋々たる日本海に臨む変化の多い雷電地域と雷電山脈を南に背負い、山麓の起伏も緩かに岩内湾に面して扇形に展がる円山地域とに区分することができる。

雷電地域のほとんどは国有林野をもって占められており、近年までその開発はほとんどみられなかつたが、昭和38年国道229号線（雷電国道）の開通に伴い親子別から朝日温泉にいたる道路の開通、さらに雷電温泉団地内に温泉道路が新設され、朝日温泉を含めた雷電温泉一帯が自然の景観とともに大きくクローズアップされるに至った。

また円山観音を中心とする円山地域は、岩内山麓の末流にあたり市街地を起点として新見温泉に通ずる道路が国定公園を南北に分っており、俱知安を起点として大谷地を通る観光道路に結ばれるほか、ニセコを通り道道岩内洞爺線に通ずる循環観光道路に連絡する好条件にあり雷電地域、山林原野、海岸地帯とそれぞれ特色のある観光の諸要因を満たす変化の多い地域にある。



観光客の入込及び消費額

(単位:人,千円)

年別	道内からのお入込数					
	日帰客		宿泊客		計	
	温泉	町内	温泉	町内		
43	53,498	58,173	64,401	50,001	226,073	
44	39,713	86,445	46,815	21,103	194,076	
45	128,749	108,832	42,620	29,949	309,550	
46	107,832	92,749	36,934	27,121	264,636	
47	121,400	111,731	39,575	27,736	300,442	

年別	道外からのお入込数						合計	
	日帰客		宿泊客		計			
	温泉	町内	温泉	町内				
43	2,944	258	955	1,555	5,712	231,785		
44	679		2,612	1,993	5,284	199,360		
45	899	2	2,501	2,760	6,162	315,712		
46	813		2,899	2,158	5,870	270,506		
47	928		5,122	2,135	8,185	308,627		

年別	観光客消費額			備考
	温泉	町内	合計	
43			420,897	
44			315,763	
45	345,992	270,384	616,376	
46	314,217	251,141	565,358	
47	353,297	282,996	636,233	

(岩内町観光課調)

しかし、これまでの岩内町の観光は雷電を中心に開発がすすめられ、海の景勝と温泉が主体となっているため入込数も7月から9月の夏期間に集中し、いわゆる夏期型観光という現象を示している。

したがって今後通年の観光の振興をはかるためには、つぎのような課題の解決が必要である。

- ① 国道229号線（雷電国道）の開通により道道寿都黒松内停車場線、道道岩内洞爺線など道南、道央に連なる道路は整備されつつあるが、ニセコ地域と連けいする観光ラインとしての地位を確保するため、積極的な道路交通網の整備が必要である。
- ② 観光は天然の景勝のみなりたつものではなく、ある程度人工的な手法を加えて歴史的、文化的な資源の開発を促進しながら、これらのPRを含めた観光資源の開発を進める必要がある。
- ③ 雷電地域は狭隘な場所で多くの観光施設を設けることは事実上困難であるので、海岸線など地形を利用した創意工夫によって岩内らしい個性的な開発について研究する必要がある。
- ④ 岩内岳、円山周辺地域については、観光レクリエーション地域として恵まれた環境を十分に活用しながら今後重点的に開発されるべき地域であり、人工的、都市的な観光施設をいかに開発していくかが今後の大きな課題である。

2. 基本目標

国内経済の伸展により今後さらに所得の増大が見込まれており、一方労働の効率的活用によって週休2日制の採用が促進されるなど、時間的余裕は観光に移行されるものと考えられる。

したがって、観光は単にレジャーとしてではなく人間生活の一部として大衆化される傾向にありさらにモータリゼーションの急激な発展によって時間的にも距離的にも移動範囲の拡大が予想される。

このような動向を見極めてニセコ、積丹、小樽海岸国定公園の中でも連峰群として温泉あり、海岸あり、美しい湖沼あり、さらに湿原、スキー場と多彩に富んでいる環境の有利な立地条件をふまえて都市的施設の充実、人的観光施設の開発、特色ある観光行事の実施などにより、ニセコ山系観光レクリエーション地域との有機的な連けいをもたらした広域観光ルートの設定をはかり、道南地方における「点」の観光から「線」の観光に発展するよう総合的な観光の振興をはかるものとし、目標年次における指標をつぎのように設定する。

区分	単位	基準年次 (昭和45年) (A)	目標年次 (昭和58年) (B)	(B) / (A)
観光客入込数	千人	316	875	277
観光消費額	百万円	616	1,676	272

3. 主要施策

観光資源の開発及び広域観光ルートの設定等により総合的な観光の振興をはかるため、つぎの施策を推進する。

(1) 道路網の整備促進

- ① 国道229号線「岩内～神恵内～古平間」の早期舗装
- ② 道道岩内洞爺線の早期開通
- ③ ハイキングコースの設定
 - (a) 当別川～朝日温泉に抜ける旧雷電山道ハイキングコース
L = 6,500m W = 3.6m
 - (b) 岩内岳を中心に目国内岳、雷電山、雷電温泉に至る自然探求ハイキングコース
L = 12,500m W = 3.6m
- ④ 岩内、朝日温泉、雷電スカイラインの造成
L = 6,500m W = 5.5m
- ⑤ 雷電、ニセコハイウェイの造成
L = 12,500m W = 5.5m
- ⑥ 岩内岳スキー場道路の造成
 - 新設 L = 500m W = 10m
 - 改良 L = 400m W = 10m
- ⑦ 円山地域と市街地の連絡町道の新設整備

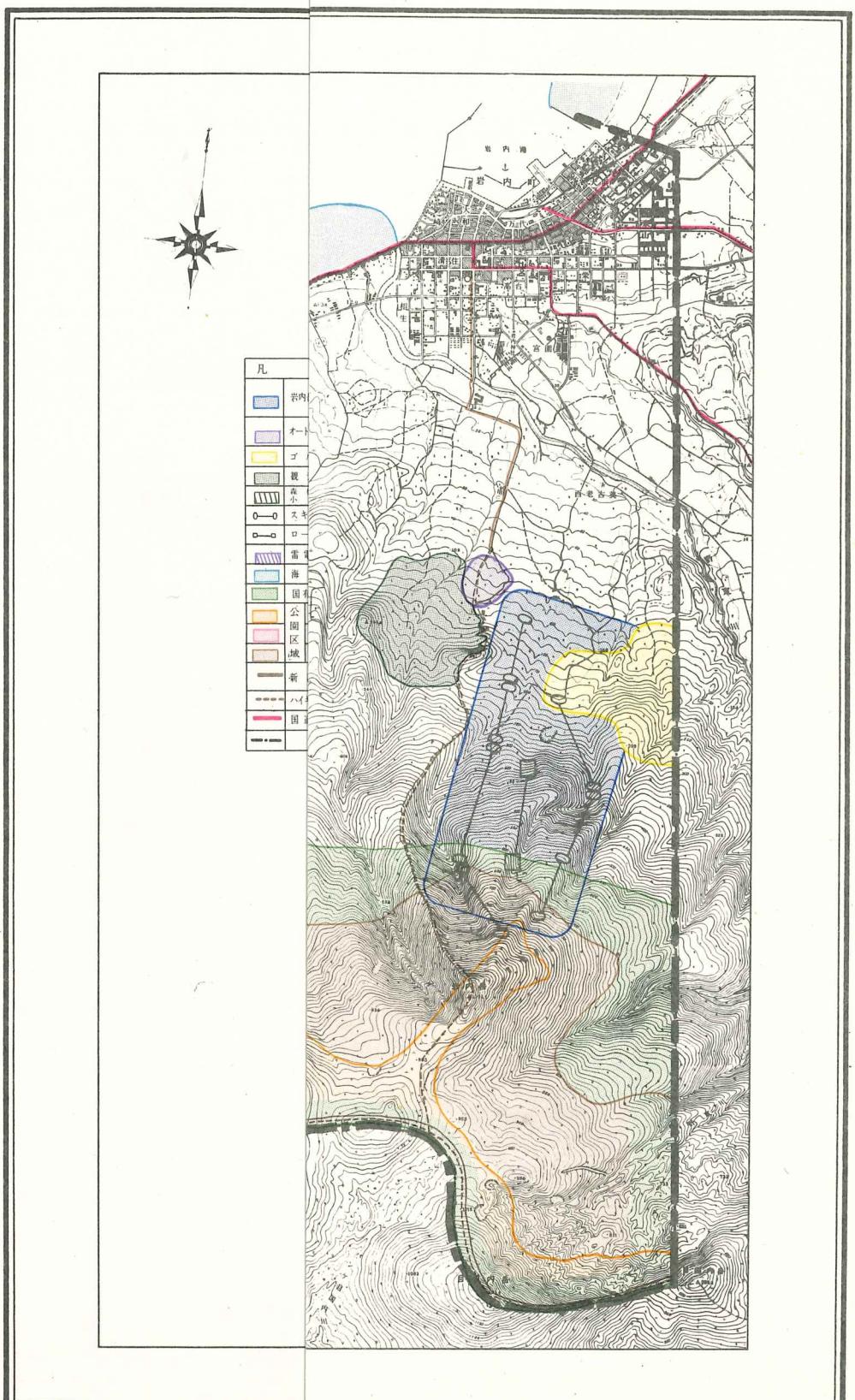
(2) 観光資源の開発

- ① 岩内岳周辺の開発促進
 - (a) 岩内岳をスキー場として開発する。
3,000m級スキーコース、スキー・リフト、ロープウェイ、30m級ジャンプ台、駐車場、食堂、ヒュッテ、ユースホステル、ホテル、レストハウスを設置する。
 - (b) 岩内岳周辺にゴルフ場を造成し、あわせて遊園地を造成する。
 - (c) 円山観音山周辺の開発
オートキャンプ場、炊事場、パンガローを設置し、周遊観光コースの指定をうけ、この周辺一帯を自然公園として整備促進する。
- ② 雷電地域の開発
雷電周辺には地形を有利に利用し、つぎの観光施設を開発する。
 - (d) 森林公園を造成する 10ha
 - (e) 海中公園の建設
 - (f) 水族館（植物園併設）の建設
 - (g) 宿泊施設の建設
 - (h) 町営温泉センターの建設

- (イ) 避難小屋の建設
- (ロ) 展望台の建設
- (ハ) 温泉ボーリングの実施
- (オ) 高山植物の確保

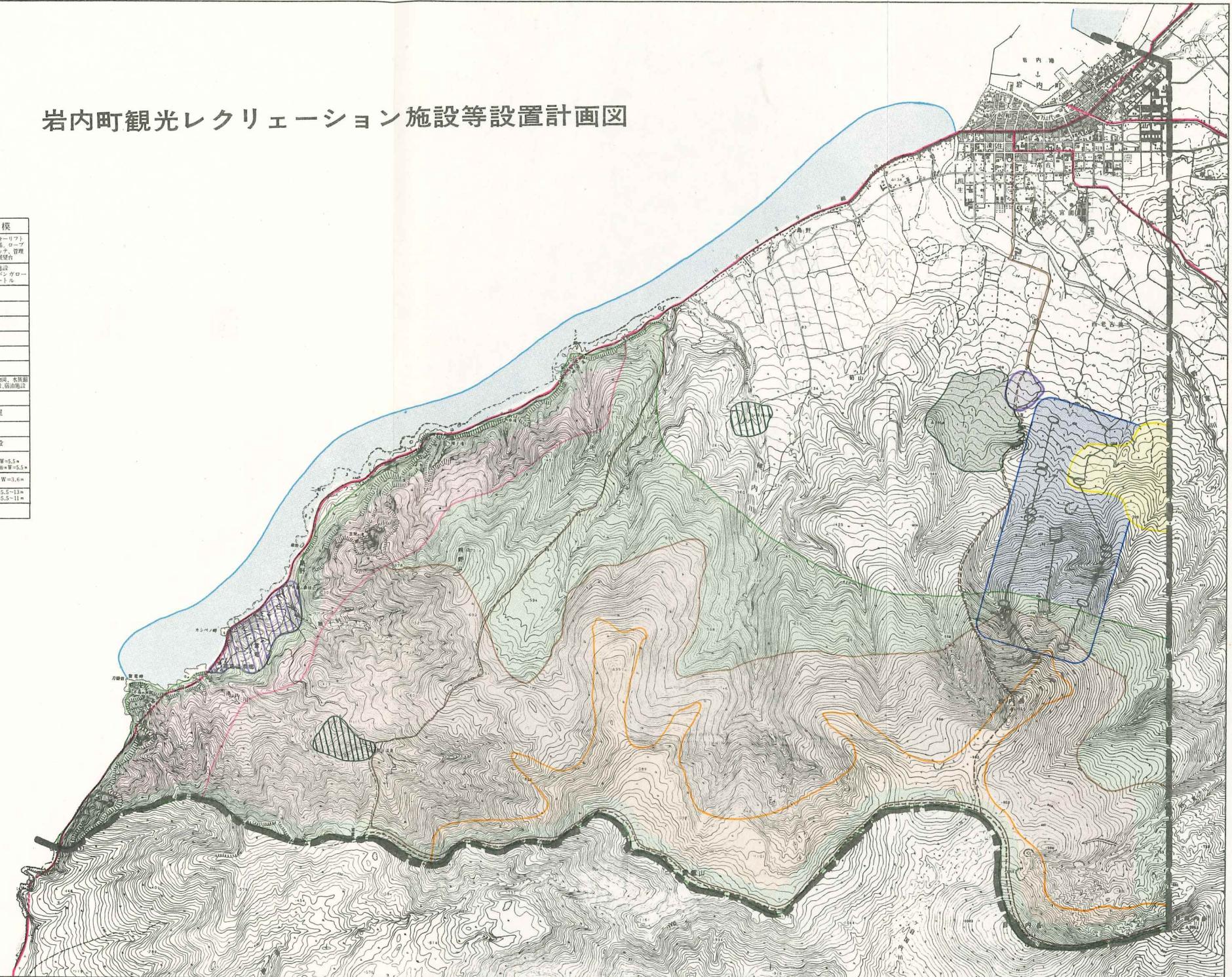
(3) 既設観光施設の保全、保護

- ① 東山遺跡の復元
- ② 帰厚院の大仏等文化財の保護
- ③ 郷土民芸の保護、育成



岩内町観光レクリエーション施設等設置計画図

凡 例	規 模
岩内岳スキー場	スキーコース6コース、スケーリフト7基、ロープトランポリン1基、ロープ橋、展望台、木製展望台、展望小屋、宿泊施設、展望台
オートキャンプ場	管理棧、炊事場、給水施設、公衆便所、外灯施設、バーガロー、施設面積 10,000平方メートル
ゴルフ場	18ホール、66ha
観 光 牧 場	10ha
森 林 公 園	15ha
ス ケ リ フ ト	L=700m × 7基
ローブウェイ	L=750m × 1基
雷 電 温 泉 郡	温泉旅館6館、野次湯 八ヶ岳温泉
海 水 浴 場	海水浴場、休憩施設、植物園、木琴館、現在休憩所、シャワーハウス、涼浴施設
国 有 林 野 区 域	4,392ha
公 国 周 区 域	第1種特別地域：展望施設、避難小屋 第2種特別地域：宿泊施設 第3種特別地域：森林公園、宿泊施設
城	朝日城跡
新 設 道 路	新設道路：モルタルタイル L=6,500m W=5.5m 新設モルタルタイル L=12,500m W=5.5m
ハイキングコース	2コース L=10,000m W=3.6m
国 道 、 道 道	国道 L=15,600m W=5.5-11m 国道 L=4,430m W=5.5-11m
町 村 界	町村界



(3)
第 4 部

行 財 政 計 画

第4部 行財政計画

現今における急激な社会経済の進歩と変革は、行政需要の増大となってくることは必然的であり加えて行政は質、量ともに拡大充実され、複雑多岐かつ専門化する傾向にあるので、町行政としてはこれに適応する能力の保持に努めなければならない。

このことは、明るく豊かな町づくりの推進上極めて重要な役割を果たすことになるので、町行政としては総合的、合理的かつ能率的で効果的な行財政計画の確立をはからなければならない。

第 1 行 政 計 画

1. 現況と課題

(1) 行政機構

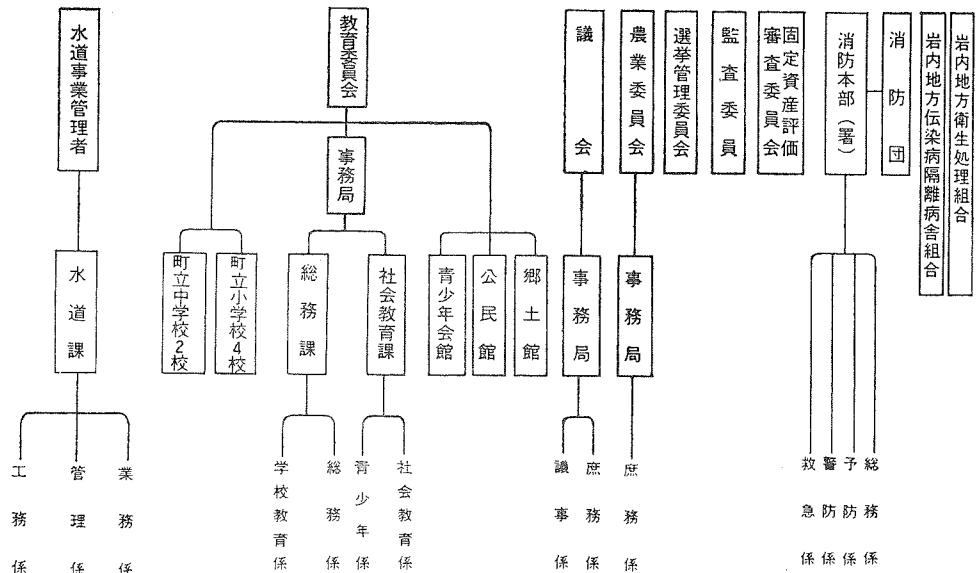
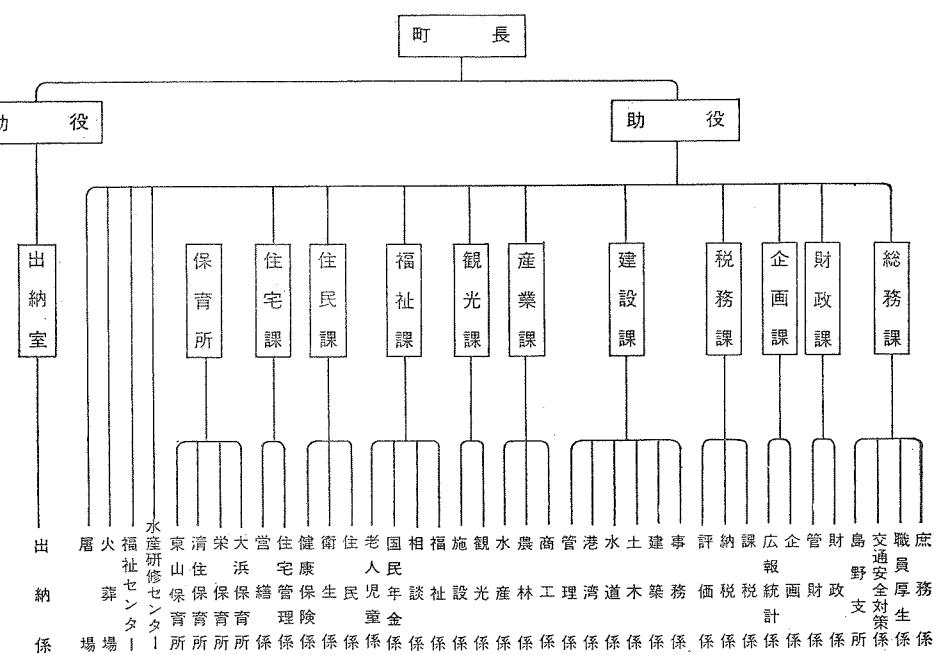
現在の岩内町における行政組織は、つぎのとおりである。

町長部局の課の配置については、本町の特殊事情として昭和29年の大火後の住宅復興のための公営住宅の建設管理を行なう住宅課と、雷電温泉を主軸とする岩内地方の観光開発を促進する観光課が設置され、10課1室となっている。

さらに、上水道の敷設に伴って水道事業管理者のもとに水道課が新設されるに至っている。

このように、行政の需要の増大に応じて設置されたいわゆる縦割的な行政機構に対して、職務権限の分化に伴って各課相互の協調性と緊密性がより望まれる状態にあるので、これらの改善、合理化をはかる必要がある。

図機町内沿



(2) 職員數

行政事務量の増大と複雑化に伴って職員数は漸増を示しており、さらに今後における事務量の増加と住民の生活環境整備の要求等によって、ますます職員数は増加する傾向にあるといえる。

しかし、職員の増加がそのまま行政需要の充実を意味するとは言いがたく、また人件費の増嵩は可能な限り抑制することが望ましい。

したがって、事務機構の合理化と事務の改善等によって効率化をはかり適正な人員配置を考究していかなければならない。

職員数の状況

区分	昭和44年4月1日	昭和48年4月1日
町長部局	100	126
議会	5	5
教育委員会	45	50
農業委員会	2	2
その他の	59	77
計	211	260

(岩内町総務課調)

(3) 人事管理

職員の採用は今日試験制度により、質の向上がはかられている。

分掌事務に対する職員の適正配置、給与体系の確立、指揮監督と体制など一応の体制は整えられているといえる。

しかし、職員の質的向上をより一層はかるためには研修の実施、勤務状況の評定、福利厚生施設の整備充実など、なお考慮の余地がある。

さらに、職員の行政に対する原価意識及び奉仕観念等についてはさらに強化する必要がある。

また、課長職以上の者による連絡調整、協議は隨時行なわれているが、さらにこれを各課の課題等としてテーマにとりあげ定期的に検討を加えるなど行政の総合性、統一性を発揮できるよう一段と工夫を要する。

(4) 事務処理及び窓口

行政事務のうち、住民課の窓口事務についてはできる限り改善をはかり、煩雑と重複を緩和し、行政能力の向上と住民サービスに努めている。

全体の事務機構が縦割方式となっているので、縦の流れはスムーズと思われるが横との連携については形式的で、責任体制が不明確な面が見出される。

特に合議等における積極的精査と対応性については、考究の余地が残されている。

(5) 支 所

野東、敷島内の地域に支所を置き、住民の転入、転出とその他簡易な連絡事務をつかさどっている。

支所機能と地域住民との接触度合、利便度合と住民感情等もあわせ考慮し、再検討する必要がある。

(6) 広報事務と広聴活動

生活水準の向上と地域社会の変質は、行政に対する住民の意識にも変化を与えており。これに対応した広報、広聴の責務と役割は大きい。

とりわけ、今後における地域開発の事業は、住民の参加と理解に期待するものが大であるので広報、広聴の機能を活発にしなければならない。

現在の広報事務は単一的なので、これの強化にはより以上の各部門の積極的参加によって総合性をもたせた広報活動のあり方を考究すべきである。

(7) 住民組織

町内には自主的組織として町内会、自治会、通り会など36の組織がつくられ活動している。

しかし、これは現在の字の単位でもなく、また衛生組合の区単位に一致もしていない。さらに同一区画でありながら局部的に組織に加入できないという現状も見受けられる。

従前の21区の区画割りは大火以前のものであり、さらに近年における核家族による住宅の郊外への増加、並びに1,800戸を数える公営住宅団地の完成などにより大幅に市街地構成が変化しつつある。

現在区画割りの再検討が必要とされているが、このことはこれから行政推進上の重要な課題となっている近隣社会（コミュニティ）の実現の問題と相まって考えてゆかなければならぬ問題である。

しかし、これらは住民の自治意識を根底として解決されていくべきものであるので、住民組織体との協議をすすめる必要がある。

(8) 庁用施設の整備

昭和33年に本庁舎が新築され、昭和43年に消防庁舎を併置するとともに3階を増築し、さらに職員数の増加と課の分化も加わり昭和48年に増築をかねていている。

当面の問題として車両の格納対策、外来車の駐車場、書庫、車庫、及び資材庫の設置をはじめとして庁用器材の充実、職員の福利厚生施設等執務環境の整備をし、行政機能が高度に発揮できるような措置が望まれる。

将来においては、適地を選定し庁舎の新築について考慮されるべきである。

2. 基 本 目 標

(1) 行政組織の合理化、近代化

① 管理スタッフ部門の強化

稟議制度については決裁の迅速化、責任の明確化、リーダーシップの確立等をはかり、事務運営においては管理職員に対する権限の委譲と責任の明確化をすすめる。

さらに、分掌事務の精査と所管の再検討を行ない組織機構の合理化を促進する。

② 職員数の適正規模の維持

現在における職務分析と業務量調査を行なうとともに、地域住民の行政需要を勘案し、適正な職員配置基準を設定する。

③ 重複事務及び縦割組織の弊害除去

相関性の深い事務の整理統合、あるいはライン間のコミュニケーション網を確立して行政組織の統合的、弾力的運用をはかる。

(2) 人事管理制度の改善

① 近代的な人事管理制度の確立

現行制度の合理的運用をはかるとともに、管理職員に対する研修と訓練を積極的に行って、リーダーとしての質性と能力を涵養せしめる。

② 研修、訓練の強化

地方公務員としての資質向上と時代に対応できる能力を育成するため、職員の研修計画を樹立して、これの推進をはかる。

(3) 事務処理の合理化

① 窓口事務の改善

住民基本台帳を基本とした改善計画を実施したが、さらにコンピューターによる住民台帳管理まで推し進めるほか、窓口事務の簡素化、一本化をはかる。

② 文書事務の改善

文書事務の集中管理、一元化をさらに改善する。

③ 計算事務の改善

コンピューター導入により税務事務、給与計算事務などの迅速化、確実性をはかるとともに、その使用の高度利用をすすめる。

④ 物品管理事務の改善

物品、機械等の購入と管理の一元化をはかり、節減と効率的な使用方法を考究する。

(4) 事務処理体制の適正化

① 条例、規則の整備

条例、規則の精査と規則、規程の整備をすすめ加除式の例規集をつくり完全整備をはかる。

② 法令に基づいた事務の執行

日常業務における根拠法令、条例等の周知をはかり部内研修を強化するとともに、部内監察制度も検討し、事務の遺漏なきを期する。

(5) 住民自治体組織の近代化

近隣社会づくりを基調として適切な地域割を検討し、激動する社会経済情勢に即応した住民の組織づくりを住民自からの手によって、自治への参加と社会生活環境の改善向上に資するよう推進する。

(6) 庁舎及び庁用施設の整備

増大する事務量に対処するため庁舎、駐車場、書庫、車庫、庁用機械、職員福利厚生施設など、執務環境整備をつきのようとする。

① 庁舎の整備拡充

現庁舎は、すでに不足状態にあるので現状の緩和、今後の職員増、職員福利厚生施設の充実などに対応できるよう庁舎の増築をはかる。

② 車庫、書庫の整備

庁用車両の車庫はすでに不足を生じているので、車両の管理保全のために庁舎増築にあわせて車庫を整備する。

また、文書保存のために書庫についても整備する。

③ 職員福利厚生施設の整備

庁舎増築にあわせて休憩室、図書室、娯楽室、食堂、売店などをコンパクトに整備する。

④ 駐車場の確保

庁舎増築にあわせて既存資材庫、車庫などの移設により可能な限りの駐車場を確保する。

(7) 庁舎の新築

現庁舎敷地では町行政のセンターとして機能的に制限があるので、将来において適地を選定の上、庁舎の移転新築することを検討する。

(8) 広域行政

道路交通通信網の拡大により、岩内町と周辺町村との日常的な連携は一層深まり、行政においても広域的な見地からの施策が必要とされている。

これまでに進められた広域行政の一環としては、昭和39年に伝染病患者の収容治療対策を目的に岩内町ほか3か町村で設立した岩内地方伝染病隔離病舎組合、さらに、健康で文化的な生活環境の維持増進を目的に設立された昭和43年の岩内地方衛生処理組合があげられ、今後の問題として消防、じん芥処理の共同処理、産業振興のための広域的土地利用、都市計画区域の設定のほか公共施設の設置、社会福祉施設の整備など、岩字、南後志地域の町村が相協力してその実効を期さねばならない課題がある。

これらは、その目的にしたがい一部事務組合、開発事業団、協議会及び協定方式などの広域行政により対処していく必要があると同時に、そのことが周辺町村に波及効果をもたらしめるよう配慮されるべきであり、今後もさらに各種の事業について事務事業を見極め、広域行政を積極的に推進するものとする。

第2 財政計画

1. 現況と課題

岩内町の財政はこれまで健全な財政運営を維持しており、収入支出の状況はつきの表のとおりであるが、特に近年において地域開発に必要な公共事業の拡大に伴う地方負担の増嵩、住民福祉事業の促進、公債償還金、人件費などの義務的経費、および一般行政費などの増加により財政運営は逼迫しつつある。

これに対し、最近における町民の行政に対する需要は複雑化、多岐化し、かつ高度になってきており、この傾向はますます強まるものと想定される。

しかし、この計画を積極的に推進し目標を達成するためには、限られた本町の財政の枠内でこれらの財政需要を満たすためには国費、道費への期待、さらに隣接町村との協調による財政の合理的運営、並びに民間資金の積極的な協力が必要であり、その中心となる町財政の運営に配慮しつつ、合理的な計画事業の実施をはからなければならない。このため、今後においては財源の積極的な確保と経常経費の合理的な執行につとめるべきである。

2. 基本目標

(1) 税収の確保

本計画の執行により経済規模の拡大、労働生産性の向上等に伴う町税の自然増が期待されるものと思われるが、町民の税負担の増大はできるだけ抑制するよう配慮しつつ、課税客体の的確な把握と適正な評価基準の確立をはかり町民自ら納付する「自主納税」の納税思想の高揚、税収の確保に努めるものとする。

(2) 国、道の財政支出金の導入

本町の社会資本の形成はまだ不十分な状況であり社会開発、産業振興等地域格差を是正するための課題が山積している状況であり、これらの課題を解決するためには地方交付税および国道支出金について適正な補助金枠の拡大、補助率の引上げ、基準単価の増額による超過負担の解消など、実情に適合した制度改正を要望し、この実現をはかり資金の導入確保に努める。

(3) 町債、その他

町債は事業を執行するにあたり財源の不足を補う重要な財源であるが、将来の償還にあたって財政運営に重圧を来たす要因ともなりがちなので、財政の長期的展望と総合計画実施の方途を的確には握し、適正な許容限度内において資金の確保をはかる。

また、その他の歳入についても客体の適正把握、徴収の合理化などの対策を講ずることにより財源の確保に努める。

(4) 財政資金の需要

財政需要における義務的な経費は年々増加する傾向にあり、これは今後の財政運営上特に配慮すべきことであり課題となっている。

これに対処するためには財政の合理化と一層の効率化をはかるとともに、一般行政費は可能な限りこれを圧縮し、町民の生活、文化、福祉向上のための計画事業費に充てることを原則とする。

中でも、人件費については行政機能の向上と事務改善を推進することによって、合理的運営の確立をはかるものとする。

また、公債費については公債償還金が将来の財政運営の重圧とならないように考慮し、財政資金の需要に対処するものとする。

(5) 財政計画

昭和49年から昭和58年までの計画期間における、計画事業に充当する財源をつきのように想定する。

財政計画

(単位:千円)

区 分		金額
歳 入	合 計 (A)	25,672,092
町 地 方 交 付 税		6,018,955
自 動 車 取 得 税 交 付 金		13,634,274
地 方 讓 与 税		169,102
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		215,196
使 用 料、手 数 料		51,179
国、道 支 出 金		1,441,966
そ の 他 の 取 入		1,966,042
歳 丑 合 計 (B)		2,176,578
人 物 雑 費		8,100,653
維 持 补 助 費		2,947,630
扶 補 助 金、そ の 他		797,585
繰 出 金		1,921,980
公 債 費 一時 借 入 金 利 子		791,005
既 往 債 償 還 金		55,000
歳 入 歳 出 差 引 (C)		141,583
計 画 外 事 業 (D)		1,012,926
歳 入 歳 出 差 引 (C) - (D)		11,104,930
計 画 事 業 に 充 当 で き る 財 源		201,457
新 規 事 業 公 債 費 償 還 財 源		10,902,873
		8,928,998
		2,574,475

収入の状況

区 分	昭 和 38 年 度			昭 和 39 年 度			昭 和 40 年 度			昭 和 41 年 度			昭 和 42 年 度		
	決算額	構成比	うち経常的二般財源												
歳 入 合 計	411,251	100.0	193,920	364,813	100.0	202,933	566,975	100.0	222,412	474,687	100.0	257,906	587,703	100.0	291,919
1 自 主 財 源	122,561	29.8	80,718	198,891	98.1	84,142	155,135	42.9	101,207	178,626	37.6	112,964	211,445	36.0	139,192
(1) 町 税	73,532	17.9	73,240	82,645	22.7	81,440	98,875	103	97,005	111,656	23.5	109,730	132,783	22.6	130,963
(2) 分担金及び負担金															
(3) 使 用 料	21,602	5.2	964	26,689	7.3	27,565	7.5	998	29,169	6.1	978	35,389	5.7	5,569	
(4) 手 数 料	1,638	0.4	69	1,611	0.4	2,093	0.6	3,204	2,254	0.5	2,504	0.4			
(5) 財 産 収 入	8,802	2.1	2,990	8,927	2.3	2,702	6,998	1.9	9,885	2.1	2,856	8,129	1.4	2,860	
(6) 寄 附	266	0.1		1,630	0.5		1,340	0.4		2,671	0.6		405	0.1	
(7) 繰 入 越 収	3,744	0.9	403	0.1		5,286	1.4		7,473	1.6		15,258	2.6		
(8) 諸 収	12,977	3.2	4,055	17,469	4.8	12,875	3.5		19,419	2.8		18,896	3.2		
2 依 存 財 源															
(1) 地 方 交 付 税	288,690	70.2	113,202	225,922	61.9	118,791	211,840	57.7	121,205	296,061	62.4	144,942	376,258	64.0	152,127
(2) 国 庫 支 出 金															
(3) 道 支 出 金	118,998	28.9	113,202	123,877	53.9	118,791	126,787	94.6	121,205	145,861	50.7	159,090	159,809	27.2	151,604
(4) 地 方 財 政 税	195,884	33.0													
(5) 臨 時 地 方 財 政 税															
(6) 交 通 安 全 施 策 特 別 金															
(7) 交 通 安 全 施 策 特 別 金															
(8) 地 方 譲 与 税															

区 分	昭和 43 年度			昭和 44 年度			昭和 45 年度			昭和 46 年度			昭和 47 年度		
	決算額	構成比	うち経常的財源	決算額	構成比	うち経常的財源	決算額	構成比	うち経常的財源	決算額	構成比	うち経常的財源	決算額	構成比	うち経常的財源
歳入合計	719,846	100.0	953,267	769,819	100.0	386,522	929,322	100.0	461,094	1,05,006	100.0	586,755	1,520,116	100.0	695,458
1 自主財源	906,960	42.6	162,033	284,955	37.0	153,958	367,532	39.5	169,525	318,516	28.4	201,959	493,733	32.5	234,028
(1) 町 税	149,672	20.8	148,102	152,012	19.7	150,976	165,577	17.8	164,193	194,166	17.6	192,452	228,041	15.0	225,805
(2) 分担金及び負担金	96,241	5.0	6,394	41,164	5.4	128	49,670	5.3	53,598	4.9	56,264	3.7	56,264	3.7	56,264
(3) 使 用 料	37,013	5.1	2,537	0.4	2,622	0.4	2,790	0.3	2,944	0.3	9,913	0.2	9,913	0.2	9,913
(4) 手 数 料	2,537	0.4	7,537	37,701	4.9	9,582	26,798	2.9	3,999	26,566	2.4	7,485	42,897	2.8	7,001
(5) 財 産 収 入	24,693	9.4	400	0.1	15,658	2.0	22,510	2.4	3,697	0.3	1,370	0.1	1,370	0.1	1,370
(6) 寄 附 金	10,000	1.4	6,925	0.9	28,745	9.7	97,802	10.5	1,333	2.9	1,416	59,705	4.0	1,222	1,222
(7) 繰 入 越 収	22,440	3.1	23,964	3.5	196,286	27.3	186,184	31.0	292,564	561,690	60.5	291,569	791,490	71.6	385,402
(8) 諸 繙	412,886	57.4	191,284	484,864	63.0	223,850	305,938	32.9	283,372	403,324	36.5	375,121	469,080	30.8	461,430
2 依存財源	197,200	19.1	154,937	20.1	29,214	3.8	129,695	14.0	122,826	11.1	120,415	7.9	120,415	7.9	120,415
(1) 地方交付税	29,380	4.1	53,750	7.0	53,750	7.0	24,560	2.6	18,459	1.7	51,070	3.4	51,070	3.4	51,070
(2) 国庫支出金	44,970	6.2	4,900	0.6	7,874	1.0	7,874	0.8	7,545	7.157	0.6	7,157	9,417	0.6	9,417
(3) 道 支 出 金	750	0.1	750	0.1	840	0.1	840	0.1	652	1,043	0.1	1,043	2,512	0.2	2,512
(4) 地方債	4,900	0.6	4,900	0.6	7,874	1.0	7,874	0.8	7,545	7.157	0.6	7,157	9,417	0.6	9,417
(5) 臨時地方財政	750	0.1	750	0.1	840	0.1	840	0.1	2,081	2,081	0.2	2,081	9,689	0.6	9,689
(6) 交通事故特別金															
(7) 交通安全付															
(8) 地方税譲与															

(地方財政状況調査)

性質別経費の状況

区 分	昭和 38 年度			昭和 39 年度			昭和 40 年度			昭和 41 年度			昭和 42 年度			
	決算額	構成比	経常的財源の充当構成比	決算額	構成比	経常的財源の充当構成比	決算額	構成比	経常的財源の充当構成比	決算額	構成比	経常的財源の充当構成比	決算額	構成比	経常的財源の充当構成比	
1. 人件費 (a)	91,396	22.2	44.5	108,191	90.1	47.9	120,422	33.5	48.4	130,022	28.3	45.1	151,405	26.8	46.5	
2. 物件費	99,631	9.6	13.4	39,792	11.1	15.2	49,397	13.7	18.0	56,444	12.3	17.5	60,186	10.6	16.8	
3. 維持修繕費	6,368	1.5	2.2	9,089	2.5	2.1	12,024	3.9	3.6	19,927	4.2	5.5	19,611	3.5	4.9	
4. 扶助費	9,902	0.8	0.7	4,748	1.3	1.2	5,655	1.6	1.2	5,894	1.3	1.1	7,634	1.3	1.3	
5. 助助費等	19,885	3.4	5.2	15,370	4.3	4.6	16,913	4.7	5.1	29,630	6.4	5.3	30,605	5.4	5.2	
6. 公債費	96,091	8.8	10.5	92,562	9.1	8.5	92,941	9.2	6.9	34,740	7.6	6.3	30,549	5.4	5.4	
7. 積立金	966	0.1	450	0.1	450	0.1	495	0.1	2,900	0.5	2,900	0.5	11,129	2.0	11,129	2.0
8. 投資及び出資、貸付金	5,970	1.5	9,078	2.5	8,352	2.9	9,036	2.0	9,036	2.0	12,549	2.2	12,549	2.2	12,549	2.2
9. 繰出金	600	0.2	757	0.2	4,569	1.3	4,506	1.0	4,506	1.0	3,911	0.7	3,911	0.7	3,911	0.7
10. 建設事業費	197,609	48.1	76.5	220,031	61.2	80.5	250,708	69.7	83.2	291,899	63.6	80.8	327,373	57.9	80.1	
(1) 人件費 (b)	213,239	51.9	139,496	38.8	108,794	90.9	167,590	96.4	167,590	96.4	237,890	42.1	237,890	42.1	237,890	42.1
(2) 普通建設事業	4,944	1.1	1,789	0.5	1,792	0.5	3,185	0.7	3,185	0.7	2,999	0.5	2,999	0.5	2,999	0.5
(3) 災害復旧事業	80,965	19.7	18,541	5.2	3,943	0.9	22,634	4.9	22,634	4.9	218,588	38.7	218,588	38.7	218,588	38.7
(4) 失業対策事業	15,964	3.9	16,523	4.6	17,674	4.9	18,158	3.9	18,158	3.9	19,902	3.4	19,902	3.4	19,902	3.4
歳出合計	410,848	100.0	359,527	100.0	359,502	100.0	459,429	100.0	459,429	100.0	565,263	100.0	565,263	100.0	565,263	100.0
うち人件費 (a)+(b)	95,740	23.3	109,980	30.6	122,154	34.0	133,207	29.0	133,207	29.0	154,404	27.3	154,404	27.3	154,404	27.3

北海道事業資金事項別内訳

区分	昭和 43 年度			昭和 44 年度			昭和 45 年度			昭和 46 年度			昭和 47 年度		
	決算額	構成比	経常的一般財源充当構成比	決算額	構成比	経常的一般財源充当構成比	決算額	構成比	経常的一般財源充当構成比	決算額	構成比	経常的一般財源充当構成比	決算額	構成比	経常的一般財源充当構成比
1. 人件費 (a)	179,893	25.2	25.9	211,568	27.6	48.3	270,846	29.3	51.3	203,545	28.2	44.7	262,259	24.5	45.5
2. 物件費	104,027	14.7	15.1	79,149	10.3	16.7	86,109	9.3	15.5	98,235	9.1	14.2	102,672	6.9	11.6
3. 維持補修費	21,017	2.9	4.5	23,362	3.0	4.0	92,509	9.5	5.0	94,268	3.2	4.0	94,140	2.3	3.2
4. 扶助費	7,590	1.1	1.0	9,463	1.2	1.1	14,124	1.5	1.6	21,517	2.0	1.7	65,587	4.4	3.3
5. 補助費等	96,772	5.2	4.4	66,042	8.6	5.9	45,927	5.0	7.5	44,006	4.1	5.6	57,040	3.9	6.1
6. 公債費	95,202	4.9	4.8	94,517	4.5	5.5	40,367	4.9	5.4	54,142	5.0	6.2	72,407	4.9	6.7
7. 積立金	31,419	4.4		6,577	0.9		66,759	7.2		2,318	0.3		62,255	4.2	
8. 投資出資、貸付金	19,647	1.9		18,264	2.4		23,002	2.5		24,894	2.3		27,055	1.8	
9. 繰出金	11,576	1.6		7,864	1.0		5,316	0.6		5,349	0.5		8,905	0.6	
10. 建設事業費	441,143	61.9	75.1	456,806	59.5	81.5	584,959	69.2	86.3	588,374	54.7	76.4	792,320	53.5	76.4
うち人件費 (b)	271,778	38.1		310,652	40.5		340,666	36.8		487,505	45.3		689,724	46.5	
10 の内訳	3,968	0.6		4,299	0.6		3,624	0.4		3,875	0.4		3,829	0.3	
(1) 普通建設事業	251,990	35.3		288,190	37.6		309,965	39.5		302,481	28.1		531,333	35.8	
(2) 災害復旧事業							8,060	0.9		161,866	15.0		142,341	9.6	
(3) 失業対策事業	19,788	2.8		22,462	2.9		22,641	2.4		23,158	2.2		16,050	1.1	
歳出合計	712,921	100.0		767,458	100.0		925,625	100.0		1,075,879	100.0		1,482,044	100.0	
うち人件費(a)+(b)	183,261	25.8		215,867	28.2		274,470	29.7		307,420	28.6		366,088	24.8	

(地方財政状況調査)

主要計画事業資金事項別内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国費	道費	町費		
		一般財源	起債	その他		
第1部 基盤整備計画	22,628,774	6,703,812	88,400	1,352,212	1,368,560	
第1 総合土地利用計画	4,152,694	2,664,775		792,619	695,300	
街 路	3,007,368	2,239,775		427,193	340,400	
公園及び緑地	1,070,326	425,000		290,426	354,900	
駐 車 場	75,000			75,000		
第2 交通、通信基盤整備	18,041,880	3,799,571	13,400	487,759	625,360	13,115,790
道 路	1,228,651	528,249	13,400	284,942	402,060	
橋 り ょ う	32,365	14,910		5,255	12,200	
交 通	119,174	30,346		85,828	3,000	
港 湾	3,545,900	3,226,066		111,734	208,100	
通 信	2,115,790					2,115,790
鉄 道	11,000,000					11,000,000
第3 土地保全計画	434,200	239,466	75,000	71,834	47,900	
治 水	255,000	120,000	75,000	30,000	30,000	
海 岸 保 全	179,200	119,466		41,834	17,900	
第2部 社会開発計画	25,883,656	2,205,191	2,652,650	4,692,270	4,562,800	224,945
第1 住宅建設計画	14,166,060	871,799	665,000	180,961	1,244,500	
第2 生活環境整備計画	2,068,955	58,975		255,655	1,567,000	187,925
上 水 道	1,253,000	22,500		69,700	1,116,200	44,600
下 水 道	140,000			140,000		
廃棄物処理清掃	698,400	36,475		8,400	450,800	142,725
火葬場、墓 地	31,555			31,555		
と 畜 場	1,000			1,000		
公 嘉	5,000			5,000		
第3 保健衛生計画	57,120	1,700	1,700		16,100	37,620

区分	事業費	財源内訳					
		国費	道費	町費			公社 民間等
				一般財源	起債	その他	
第4 社会保障計画	2,040,400	479,950	470,950	219,900	477,600		992,000
国民年金	200,000	200,000					
身体障害者精神 薄弱者福祉	603,400	184,800	418,600				
老人福祉	670,000	82,950	42,650	45,800	106,600		992,000
児童福祉	262,000	12,200	9,700	74,900	165,200		
総合福祉	305,000			99,200	205,800		
第5 教育振興計画	7,093,592	769,077	1,507,500	3,791,115	965,900		
幼児教育	4,800	1,600		3,200			
義務教育	3,388,430	731,559		2,063,271	593,600		
高等学校	1,500,000		1,500,000				
社会教育	2,140,362	95,918	7,500	1,724,644	372,300		
第6 消防防災計画	75,129	13,190		40,139	21,800		
第7 交通安全計画	5,000		2,500	2,500			
第8 産業労働計画	437,400	10,500	5,000	142,000	269,900		10,000
第3部 産業振興計画	14,325,126	437,201	248,811	2,252,716	542,800	200,000	10,643,598
第1 漁業振興計画	5,215,310	204,305	220,672	148,900		200,000	4,441,435
第2 農業振興計画	1,022,411	30,896	8,139	155,006	22,900		805,470
第3 工業振興計画	3,648,800			820,300	211,000		2,617,500
第4 商業振興計画	1,442,100			970,100	120,000		952,000
第5 観光振興計画	2,996,505	202,000	20,000	758,410	188,900		1,827,195
第4部 行財政計画	91,200			91,200			
合計	62,928,756	9,346,204	2,989,861	8,928,998	6,474,160	424,945	35,365,188

参考資料

- ・岩内町総合計画案について諮問
- ・岩内町総合計画案について答申
- ・岩内町総合計画「基本構想」の策定について
- ・岩内町総合計画策定審議会条例
- ・岩内町総合計画策定審議会審議経過
- ・岩内町総合計画策定審議会委員
- ・岩内町総合計画策定指導
- ・岩内町総合計画策定調整者
- ・岩内町総合計画策定参画者
- ・岩内町総合計画策定事務局

(写)

岩企号

昭和48年4月6日

岩内町総合計画策定審議会

会長伊野良市殿

岩内町長長濱金太郎

岩内町総合計画案について諮問

長期的な見通しに立った、総合的計画的なまちづくりを進め、住民福祉の増進と近代都市建設のための総合計画案の策定について、諮問いたします。

(写)

昭和49年3月9日

岩内町長 長濱金太郎 殿

岩内町総合計画策定審議会

会長伊野良市

岩内町総合計画案について答申

総合計画の策定目標は、著しく変動する経済社会のなかにあって、岩内町の歴史的変遷や自然的
社会的条件などの現況に立脚して、将来の基本方針を決定することにある。

昭和48年4月6日付をもって諮問された、岩内町総合計画案（基本構想、基本計画）の策定にあ
たり、審議会としては、こうした前提を配慮しつつ、岩内町としての望ましい将来像を設定し、実
現するために、可能性を計画的かつ総合的に審議し、取りまとめたものである。

特に、この計画案においては、広域行政による土地利用計画の推進及びその他の施策を通じて、
周辺町村との共栄のための効果を期待しているが、将来的にはこうしたことが社会経済圏を同じく
する町村の大同団結という姿に到達できるよう配慮が望まれ、さらに、10か年という長期計画でも
あるため、その間における社会経済の変化による多難性が予想されるので、その運営にあたっては
施策の需要性と緊急性に配慮した執行により、計画が達成できるよう期待し、ここに、別添のとお
り岩内町総合計画案を答申いたします。

(写)

議案第十四号

岩内町総合計画「基本構想」の策定について

地方自治法第二条第五項の規定に基づいて、岩内町総合計画「基本構想」を次の
とおり定めるものとする。

昭和五十年三月十四日提出

岩内町長 長濱金太郎

記

昭和五十年三月十四日原案の通り可決

岩内町議會議長 宮下佐一

岩内町総合計画策定審議会条例

(昭和四十七年二月三十日制定)

(趣 言)

第一 条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第三項の規定に基づき、岩内町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設 置)

第二 条 町長の諮問に応じ、岩内町の総合計画に関する必要な調査及び審議を行なう機関として、岩内町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組 織)

第三 条 審議会は、委員二十名以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(会 長)

第四 条 審議会に会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第五 条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第六 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶 务)

第七 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(町長への委任)

第八 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

岩内町総合計画策定審議会審議経過

	48. 4. 6	審議会委員の委嘱及び役員の決定 会長 伊野良市 職務代理者 酢谷一雄
	48. 4. 6	岩内町総合計画案の策定について諮問される。
	48. 11. 26	岩内町総合計画「基本構想」資料の提出を受ける。 総合計画策定審議会の開催
	48. 11. 26	岩内町総合計画「基本構想」「基本計画」資料の提出を受ける。 専門部会の決定
	48. 11. 30	社会開発計画部会 産業振興計画部会
	48. 12. 4	総合計画策定審議会の開催 独協大学教授 蝦名賢造氏から総合計画について講演を受ける。 社会開発計画部会の開催
	48. 12. 4	部会長、副部会長の決定 部会長 清本清次郎 副部会長 斎藤栄太郎
	48. 12. 12	産業振興計画部会の開催
	48. 12. 13	社会開発計画部会の開催
	48. 12. 15	産業振興計画部会の開催
	48. 12. 17	社会開発計画部会の開催
	48. 12. 24	社会開発計画部会の開催
	48. 12. 24 ~48. 12. 30	地域開発の専門的立場から独協大学教授 蝶名賢造氏の指導を受ける
	49. 1. 21	産業振興計画部会の開催
	49. 1. 29 ~49. 2. 4	地域開発の専門的立場から独協大学教授 蝶名賢造氏の指導を受ける
	49. 1. 25	総合計画策定審議会の開催
	49. 3. 8	総合計画策定審議会の開催
	49. 3. 9	岩内町総合計画案「基本構想」「基本計画」について答申。

岩内町総合計画策定審議会委員

職	氏名	所属部会	団体区分
審議会会长	伊野良市	産業振興計画部会	岩内郡漁業協同組合
審議会会長職務代理者	酢谷一雄	〃	岩内商工會議所
委員	清本清次郎	社会開発計画部会(部会長)	岩内町文化団体協議会
〃	斎藤栄太郎	〃(副部会長)	岩内体育協会
〃	高橋清治	〃	岩内町社会福祉協議会
〃	羽生ヨシ	〃	岩内婦人団体連絡協議会
〃	近藤育次郎	〃	岩内青年団体協議会
〃	坂井清明	〃	岩内地区労働組合協議会
〃	野口民蔵	〃	岩内町衛生組合連合会
〃	鎌田長一	〃	岩内町小中学校長会
〃	川端広次	〃	岩内町建設業協会
〃	古川益	〃	岩内青年会議所
〃	江川利男	産業振興計画部会(部会長)	岩内観光協会
〃	合田正悦	〃(副部会長)	日本通運株式会社岩内営業所
〃	細井誠治	〃	北海道中央バス株式会社岩内営業所
〃	森輝雄	〃	岩内商工會議所
〃	井上繁義	〃	岩内郡漁業協同組合
〃	倉島平治	〃	岩内農業協同組合
〃	品田政市	〃	島野農業協同組合
〃	鍛元一義	〃	岩内町水産加工業協同組合

岩内町総合計画策定指導

獨協大学教授・経済学博士

蝦名賢造

岩内町総合計画策定調整者

岩内町長	長濱金太郎
岩内町助役	杉本邦雄
岩内町収入役(助役)	川村紀範
岩内町教育委員会教育長	庄崎之男
岩内町消防長(岩内寿都地方消防組合消防長)	町田薰

岩内町総合計画策定参画者

岩内町総務課長(建設課長)	本間光雄
岩内町財政課長(産業課長)	藤木保治
岩内町税務課長(大浜保育所長)	佐藤泰之
岩内町建設課長(水道課長)	高倉輝男
岩内町産業課長(企画課長)	菅原徹三
岩内町観光課長(出納課長)	和泉幸三
岩内町福祉課長(総務課長)	宮腰勇
岩内町住民課長(東山保育所長)	小林勝明
岩内町住宅課長(税務課長)	山本光一
岩内町教育委員会事務局次長	小島保剛
岩内町教育委員会事務局総務課長	畠沢剛
岩内町教育委員会事務局社会教育課長	品川文夫
岩内町農業委員会事務局長	斎藤勝美郎
岩内町消防署長(岩内寿都地方消防組合消防署長)	山本新二

岩内町総合計画策定事務局

岩内町企画課長(福祉課長)	岩城成治
岩内町企画係長	小石川賢
岩内町企画係	三上勝
岩内町企画係	滝山敬行

※() 内現職名

昭和 50 年 4 月 発行

岩内町総合計画

発 行 北海道岩内町
編 集 岩内町企画課
印 刷 岩内町福島印刷所

